



第6次青森県環境計画

「自然との共生、低炭素・循環による
持続可能な地域社会の形成」をめざして

令和2年3月

青 森 県

【表紙写真】

世界自然遺産白神山地 35ページ参照

第6次青森県環境計画の策定に当たって



本県では、2016（平成28）年3月に策定した「第5次青森県環境計画」において、めざす姿を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」とし、その実現に向けて、これまで、自然環境の保全、低炭素・循環型社会づくりの推進及び環境教育等の機会や仕組みづくりなどに取り組んできました。

また、2019（平成31）年度からスタートした「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」では、人口が減少しても安心して暮らせる、持続可能な青森県づくりをめざしています。

一方、世界に目を向けると、環境・経済・社会をめぐる広範な課題を統合的に解決することをめざすSDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められており、環境分野においては、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模での環境問題に適切に対処し、低炭素・循環型社会を築き上げていくことが、これまで以上に重要となっています。

このような状況を踏まえ、第6次青森県環境計画は、基本目標である「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」の実現に向けて、SDGsの考え方を取り入れながら、6つの政策を柱とする26の施策を設定するとともに、重点的に取り組む3つの視点や64の環境指標を掲げています。

また、本計画は県民、事業者及び環境保全に関わる団体などの皆様が、環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を各々の立場で進めていくための役割・行動を明記した行動指針となるものです。

本県の豊かな自然や環境を持続可能なものとして将来につないでいくために、県民の皆様への御理解と御協力、そして、環境問題を自分自身のこととして、積極的な行動をお願いいたします。

最後に、第6次青森県環境計画の策定に当たり、格別の御尽力をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

青森県知事 三村申吾

第6次青森県環境計画 目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 第2章 環境を取り巻く状況 | |
| 1 世界の情勢 | 6 |
| 2 国内の動向 | 7 |
| 3 本県の状況 | 8 |
| 第3章 2030年のめざす姿 | |
| 1 2030年のめざす姿 | 14 |
| 2 SDGsの考え方の活用 | 15 |
| 第4章 施策の体系 | |
| 1 政策・施策の体系 | 18 |
| 2 重点的に取り組む視点 | 19 |
| 第5章 政策・施策の展開方向 | |
| 1 政策・施策の具体的展開 | 22 |
| 政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり | 22 |
| (1) 健全な水循環の確保・水環境の保全 | 22 |
| (2) 優れた自然環境の保全とふれあいの推進 | 26 |
| (3) 森林の保全と活用 | 28 |
| (4) 里地里山や農地の保全と環境公共の推進 | 30 |
| (5) 野生動植物の保護・管理 | 32 |
| (6) 世界自然遺産白神山地の保全と活用 | 34 |
| (7) 温泉の保全 | 36 |
| 政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造 | 37 |
| (1) 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造 | 37 |
| (2) 良好な景観の保全と創造 | 39 |
| (3) 歴史的・文化的遺産の保護と活用 | 41 |
| 政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり | 43 |
| (1) 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進 | 43 |
| (2) 資源循環対策の推進 | 46 |
| (3) 廃棄物の適正処理の推進 | 49 |
| 政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり | 51 |
| (1) 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進 | 51 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| (2) 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進 | 56 |
| 政策5 安全・安心な生活環境の保全 | 58 |
| (1) 大気環境の保全 | 58 |
| (2) 静けさのある環境の保全 | 60 |
| (3) 地盤・土壌環境の保全 | 61 |
| (4) 化学物質対策の推進 | 63 |
| (5) オゾン層保護・酸性雨対策の推進 | 65 |
| (6) 環境放射線対策の推進 | 67 |
| (7) 環境影響評価の推進 | 68 |
| (8) 公害苦情・紛争処理の推進 | 69 |
| 政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり | 70 |
| (1) 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり | 70 |
| (2) 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり | 73 |
| (3) 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり | 75 |
| 2 政策・施策の具体的展開とSDGsとの関係 | 76 |
| 3 環境指標 | 78 |

第6章 計画の進行管理

| | |
|------------------|-----------|
| 1 計画の進行管理 | 84 |
|------------------|-----------|

第7章 開発事業等における環境配慮指針

| | |
|----------------------------|-----------|
| 1 開発事業等における環境配慮の考え方 | 86 |
| 2 環境配慮指針 | 86 |

資料編

| | |
|--|-----|
| 1 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する県民アンケート調査」の概要 | 100 |
| 2 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する事業者アンケート調査」の概要 | 118 |
| 3 第5次青森県環境計画取組状況等点検結果の概要 | 130 |
| 4 第5次青森県環境計画重点施策取組状況等点検結果の概要 | 134 |
| 5 第6次青森県環境計画の策定経過 | 136 |
| 6 青森県環境審議会委員名簿 | 137 |
| 7 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議設置要綱 | 138 |
| 8 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議委員名簿 | 139 |
| 9 第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱 | 140 |
| 10 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例 | 141 |

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 県では、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、1998（平成10）年5月に青森県環境計画を策定しました。
その後、4回の改定を行いながら、幅広い環境の政策・施策に取り組んできましたが、平成28年3月に策定した現在の第5次計画が最終年度を迎えました（※策定経過は3ページの体系図「青森県環境計画」を参照）。
- その間、世界では、地球規模の環境危機を背景に、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や温室効果ガス削減に向けた新たな枠組みである「パリ協定」などの国際的合意がなされ、2019（令和元）年には気候行動サミットが開催されました。
また、海洋に流出する廃プラスチック類（海洋プラスチックごみ）による海洋汚染が地球規模で広がっており、生態系を含めた海洋環境の悪化等への影響が懸念されています。
- 国内では、2018（平成30）年に閣議決定された「第五次環境基本計画」において「地域循環共生圏」が提唱されたほか、同年に気候変動適応法の施行、2019（令和元）年に、プラスチック資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略が策定されています。
- 一方、本県においては、行政全般に係る基本方針「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」が2019（平成31）年度からスタートし、人口減少と少子高齢化による生産年齢人口の減少や労働力不足などの課題に対しチャレンジを続けていくこととしました。
環境政策においても、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加など顕在化している人口減少による影響や、自然環境・生活環境・地球環境等の新たな課題への対応が必要となっています。
- 第6次青森県環境計画は、こうした社会情勢の変化や環境を取り巻く課題に対応し、本県の豊かな自然や環境を持続可能なものとして将来につないでいくために策定するもので、計画期間において取り組むべき施策を明らかにし、総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

- ◇ 「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」第10条に基づく、本県における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- ◇ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条第1項に基づく、都道府県行動計画です。
- ◇ 県行政運営の基本方針である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」の目標実現に向けて、環境分野に係る具体的な施策の方向と取組を示す「環境分野の基本計画」です。
- ◇ 県民、事業者、学校、環境保全団体及び行政などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割・行動を示す指針としての役割を担います。

3 計画の期間

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間とします。

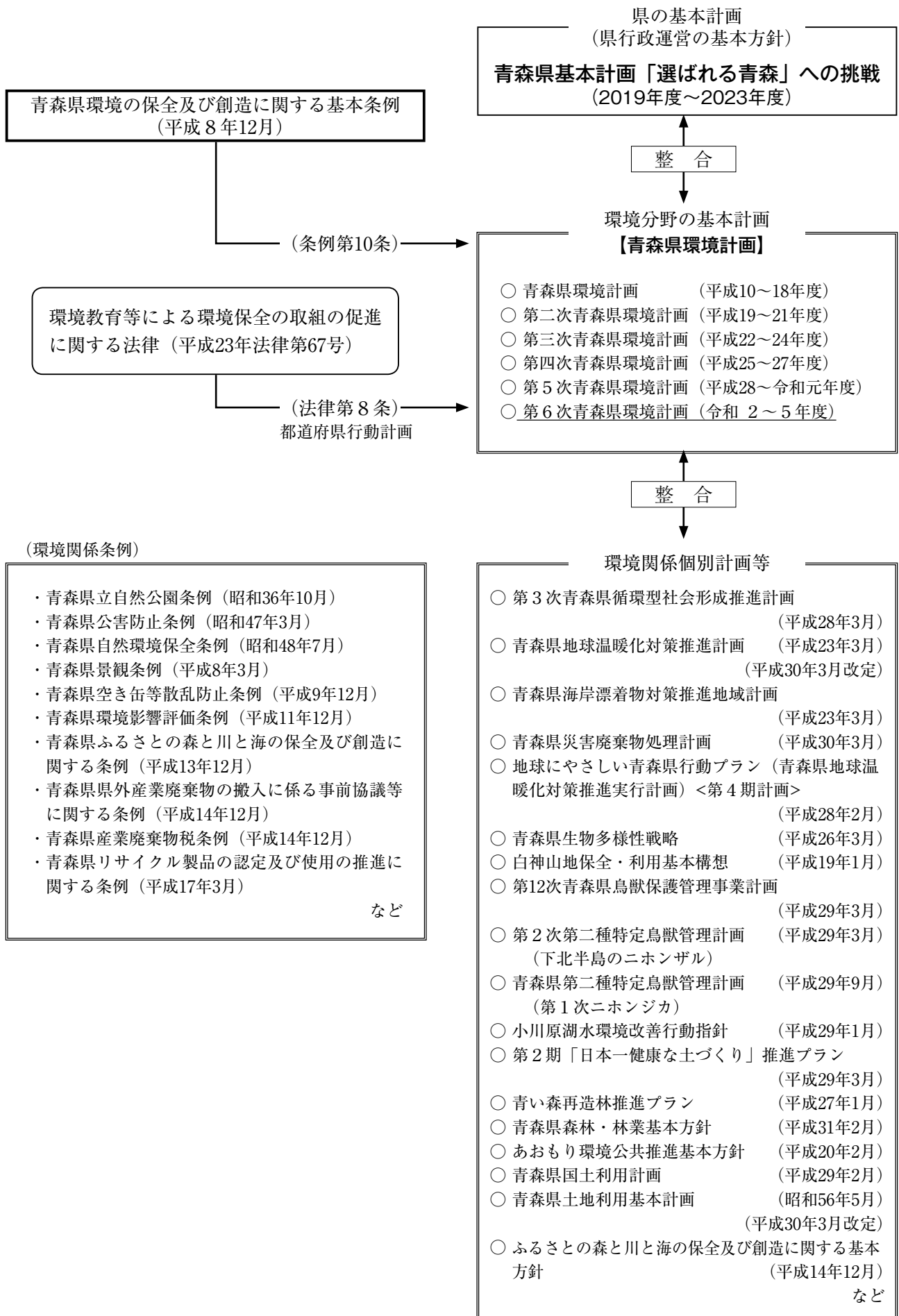


図1 青森県環境計画と県基本計画及び環境関係計画等の体系図

第2章 環境を取り巻く状況

- 1 世界の情勢
- 2 国内の動向
- 3 本県の状況

第2章 環境を取り巻く状況

1 世界の情勢

気候変動問題を科学的に分析することを目的に1988（昭和63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が設立した「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）は、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、更なる温暖化は、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な連鎖反応を生じさせ、熱波の頻繁な発生や極端な降水の増加等の可能性が非常に高い等とした第5次評価報告書を2014（平成26）年に公表しました。

こうした地球規模の環境危機を背景に、2015（平成27）年9月に開催された国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられたほか、同年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。この協定は、地球温暖化問題に人類全体で取り組む初めての枠組みで、地球温暖化対策はこの協定を契機として新たな段階に進んでいます。

一方、世界の温室効果ガス排出量はパリ協定採択後も十分な削減がみられておらず、2018（平成30）年の世界の二酸化炭素排出量は過去最多を記録し、2015（平成27）年以降の世界の平均気温は観測史上最高となったほか、大型の台風や激しい豪雨が世界各地で発生し、2019（令和元）年にはフランスで観測史上最高の45.9℃を記録するなど、地球温暖化による影響と考えられる事象が起きています。

このような気候変動問題への対策強化について各国の首脳らが話し合った2019（令和元）年9月の「国連気候行動サミット」では、世界の77か国が、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを約束しました。

また、プラスチックをめぐっては、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出し、地球規模での環境汚染が顕在化しており、海洋生態系や人の健康への影響が懸念されています。

「令和元年版環境白書」（環境省）によると、世界で毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算や、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算が報告されており、2019（令和元）年6月のG20大阪サミットでは、全世界で対処する必要がある問題として、2050年までにプラスチックごみによる海洋汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャンビジョン」が共有されました。

2019（令和元）年5月、有害廃棄物の輸出入を制限するバーゼル条約^{*1}の第14回締約国会議（COP14）において、「汚れたプラスチックごみ」を輸出入の規制対象に加える条約改正案が採択されたことにより、リサイクルに適していないプラスチックごみは、2021年1月以降、条約の相手国の同意なしには輸出することができなくなることが決定していることも踏まえ、世界規模でのプラスチック資源の循環体制の構築が重要となっています。

コラム

「パリ協定」

パリ協定とは、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みで、2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で合意されました。

パリ協定は2016年11月に発効し、地球温暖化対策に先進国、発展途上国を問わず、すべての国が参加し、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

2 国内の動向

国では、2018（平成30）年4月に第五次環境基本計画を策定しました。

第五次環境基本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画として、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくため、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を掲げたほか、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しており、都市も農山漁村も含めた各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。



図2 地域循環共生圏

(出展：環境省ホームページ)

各地域が美しい自然環境等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方です。

さらに、2018（平成30）年6月には「循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針」及び「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

第四次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策が示されています。

また、第四次計画を踏まえ、2019（令和元）年5月には、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R^{※2}＋リニューアブル（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」が策定されています。

地球温暖化対策に関しては、パリ協定を踏まえ、2016（平成28）年5月、新たな削減目標として2030（令和12）年度に温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減する「地球温暖化対策

計画」が閣議決定されました。また、2019（令和元）年6月には、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型発展のための長期的な戦略として「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、この中で、パリ協定における「世界全体の平均気温の上昇を産業革命による工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する」という努力目標に貢献するため、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むことなどを長期的なビジョンとして掲げています。

そのほか、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が公布（同年12月施行）され、11月には、法に基づく計画として「気候変動適応計画」が策定され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を車の両輪とし、関係者が一丸となって適応策を強力に推進していくこととされました。

3 本県の状況

（1）第5次青森県環境計画における取組等

第5次青森県環境計画では、めざす姿を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」として、自然環境の保全、低炭素・循環型社会づくりの推進、環境教育等の機会や仕組みづくりに取り組みました。さらに、この間、環境関係の個別計画である「小川原湖水環境改善行動指針（平成29年1月）」及び「青森県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」の策定や「青森県地球温暖化対策推進計画の改定（平成30年3月）」を行いました。こうした取組により、概ね目標に向かって進められています。

一方、2018（平成30）年度の県民・事業者アンケート結果によると、多くの県民が、きれいな空気やおいしい水を誇りに感じ、森・川・海へと循環する良質な水資源が保たれていることに充足感を感じていることから、今後も、これらを守っていくことが大切です。また、環境問題に取り組む人財の育成、県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくりについての充足度が低いため、県民一人ひとりの環境問題への意識を更に高め、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一丸となって持続的に取り組んでいく必要があります。

（2）環境に関する現状

① 自然環境

本県は、日本海、太平洋、津軽海峡と三方を海に囲まれ、県土の3分の2を森林が占め、東アジア最大級の原生的なブナ林を有する世界自然遺産白神山地をはじめ、十和田八幡平国立公園の十和田湖や八甲田山^{*3}、県内最高峰の岩木山、さらには三陸復興国立公園の種差海岸や階上岳など、豊かな自然環境に恵まれています。また、約800kmの長い海岸線や変化に富んだ地勢、日本海側と太平洋側の異なる気候の下、生息・生育する動植物は多種多様にわたっています。

こうした本県の自然環境は、私たちにうるおいとやすらぎをもたらしてくれるだけでなく、県民の「暮らし」や「生業（なりわい）」を支える重要な財産です。

しかし、便利さや快適さを求める私たちの生活様式や事業活動は、自然環境に大きな影響を及ぼし、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じているほか、森林の多面的機能^{*4}の低下も懸念されます。

私たちの重要な財産である豊かな自然環境を適切に保全し、理解を深め、揺るぎない形で次世代に引き継いでいくため、水や緑、大地、そこに棲む多様な生物などとの共生を図っていく必要

があります。

② 生活環境

<廃棄物関係>

本県の県民1人1日当たりのごみ排出量（平成29年度本県1,002g、全国値920g）、リサイクル率（平成29年度本県15.0%、全国値20.2%）は、ともに近年改善傾向にあるものの、依然として全国下位の状況にあることから、県民総参加でごみの発生抑制とリサイクルに取り組んでいく必要があります。また、近年、海洋へのプラスチックごみの流出に対する国際的関心が高まっており、地球規模での環境汚染が懸念されていることから、プラスチックごみの発生抑制や回収処理等の推進がこれまで以上に重要になっています。

さらに、依然として産業廃棄物の不法投棄や不適正処理が後を絶たないことから、立入検査や監視活動等により廃棄物の適正処理を更に推進し、生活環境の保全を図っていく必要があります。

一方、本県では、農林水産業などから豊富に発生するバイオマスや未利用資源の資源化に取り組んできており、これらの取組を更に推進していくことで、地域の未利用資源の製品原料やエネルギー源としての活用が期待されます。

<公害関係>

本県の大気、騒音・振動、土壌といった生活を取り巻く環境は、おおむね良好な状態で保たれています。その一方で、より快適で安全・安心な生活環境を求める住民意識の変化に伴い、ダイオキシン類等の有害化学物質対策、環境放射線^{*5}対策などの多様な環境課題に対する住民の関心が高くなっており、これら多様な課題に関する新たな知見の収集に努めながら、国とも連携し、適切に取り組んでいく必要があります。

③ 文化・風土環境

本県には、豊かな自然と風土に育まれてきた四季の変化に富んだ農山漁村の風景や古い町並みだけでなく、地域独自の伝統芸能や祭り、民俗文化財、天然記念物など数多くの歴史的・文化的資源があります。

先人のたゆまぬ努力によって育まれてきた歴史的・文化的資源は、私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、心の豊かさを醸し出すものです。地域の歴史や生活文化を後世に伝えるだけでなく、生活の快適さを高める環境として保全するとともに、これらの資源が持つ価値を積極的に創造していくことにより、快適な生活環境と魅力あふれる伝統文化とが調和を保ちながら、地域への愛着や誇り（シビックプライド）を育て、地域の魅力を発信していくことが必要です。

④ 地球環境

本県の2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は、「青森県地球温暖化対策推進計画（平成30年3月改定）」における基準年度である2013（平成25）年度と比較すると、4.5%減少しています。「2030年度までに31%削減」という目標達成に向けて、国を含めた行政、県民、事業者、各種団体など、あらゆる主体の連携、協働による低炭素社会づくりの取組を進め、地球温暖化対策を着実に推進していく必要があります。

また、国において2015（平成27）年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定したことを受け、青森県地球温暖化対策推進計画では、新たに「地球温暖化への適応策」の章を設け、本県の気候変動に対する適応策の必要性や方向性を示しました。こうした動きを踏まえ、本県においても関係各方面と連携し、適応策に取り組んでいくことが大切です。

一方、国では、2012（平成24）年7月からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、再生可能エネルギーの導入拡大を進めているところですが、本県はこれまで、様々な

エネルギー関連の先進的なプロジェクトの実施などを通じて、再生可能エネルギーの導入推進を図ってきており、2018（平成30）年3月末現在、風力発電の設備容量が417,463キロワットで全国第1位、設置数が253基で全国第2位になるなど一定の成果が表れています。再生可能エネルギーは地域に広く薄く存在する分散型エネルギーであり、地域固有の資源として地域自らが活用し、そのメリットを地域に還元する仕組みづくりを進めることが、我が国の脱炭素社会づくりに貢献していくこととなります。

（3）社会情勢の変化

本県は自然減と社会減の両面から人口減少が進んでおり、県内の総人口は1983（昭和58）年をピークに以降減少し、2015（平成27）年国勢調査では130万8,265人となり、この傾向は今後も継続すると予想されています。

県では、人口減少社会の到来を見据え、2019（平成31年）3月に、2019年度から2023年度を計画期間とする県行政運営の基本方針「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を策定し、青森県型地域共生社会の実現等に向けて、「産業・雇用分野」、「安全・安心、健康分野」、「環境分野」、さらに、未来の青森県の基盤となる人財の育成をめざす「教育・人づくり分野」の4分野で取組を進めています。

コラム

「低炭素社会づくり」から「脱炭素社会づくり」へ

国は、2016（平成28）年5月、パリ協定を踏まえた新たな削減目標として、2030年までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを目標とする地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

県が2018（平成30）年3月に改定した青森県地球温暖化対策推進計画では、国の地球温暖化対策計画に即しつつ、温室効果ガス排出量を31%削減する目標を設定し、めざす将来像に「あらゆる主体の連携・協働による青森県の地域特性を活かした安全・安心、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を掲げています。

さらに、国では、2019（令和元）年6月、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、この中で、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実施することをめざすとともに、2050年までに80%の削減に大胆に取り組むことなどを掲げました。

本県としても、青森県地球温暖化対策推進計画や本計画の計画期間において「低炭素社会づくり」を着実に進展させていくことにより、長期的・将来的には国の動向等を踏まえ、「脱炭素社会づくり」につなげていくことが重要となります。

本県における総人口の将来展望

「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」では、本県の総人口は2045年に100万人を下回ると推計しています（図3参照）。

同ビジョンは、合計特殊出生率の改善、平均寿命の延伸、社会減による減少幅の縮小等が実現された場合を仮定して本県の人口の推移を推計しているものですが、そのような条件下にあっても、総人口と生産年齢人口（15～64歳未満）は2050年まで減少を続け、2030年の生産年齢人口の推計値は、2015（平成27）年時点より約19万5千人少ない56万3,086人となっています（図4参照）。

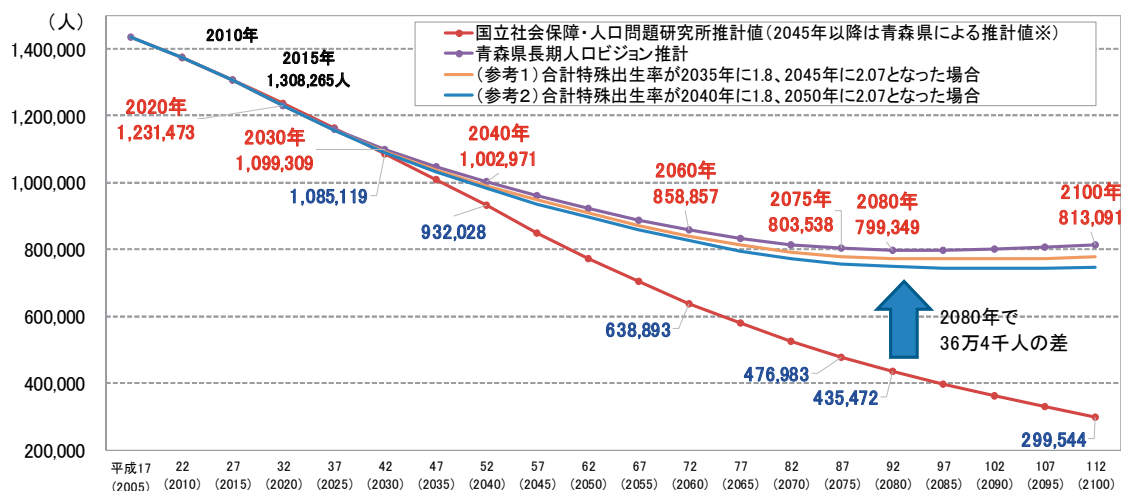


図3 総人口の将来展望（青森県）

（年）

*2045年以降の国立社会保障・人口問題研究所の推計値は、同研究所の推計仮定に基づき、出生率は1.35で一定、純移動率は2020年まで通減し、その後一定という仮定で、青森県において推計した。

資料：県企画政策部「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン（平成27年8月）」

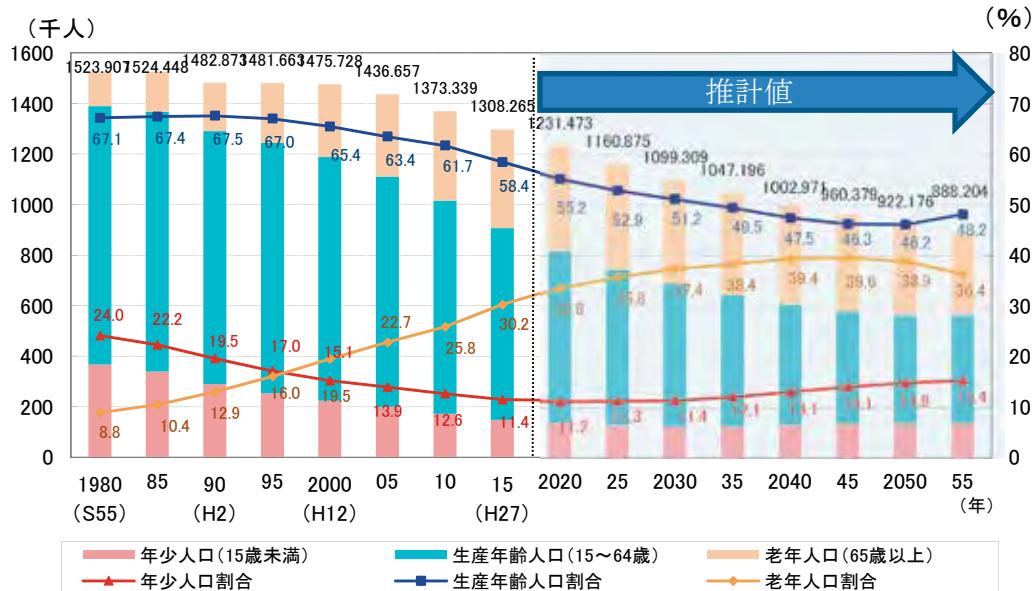


図4 年齢3区分別人口・人口構成割合の推移と将来推計（青森県）

資料：総務省「国勢調査」、まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン（平成27年8月）

2030年の年齢3区分別人口構成割合（2015年との比較）

| 年齢区分 | 2015年 | 2030年 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 年少人口（15歳未満） | 148,208人（11.4%） | 125,472人（11.4%） |
| 生産年齢人口（15～64歳） | 757,867人（58.4%） | 563,086人（51.2%） |
| 老年人口（65歳以上） | 390,940人（30.2%） | 410,751人（37.4%） |

-
-
- ※1 バーゼル条約…正式名称は「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」。バーゼル条約は1980年代に、先進国からの廃棄物が東南アジア諸国等に放置されて環境汚染が生じる問題がしばしば発生したことを受けて、採択されました。有害物質を含む廃棄物や再生資源などの貨物の輸出入を行う場合に、当該貨物がバーゼル法に規定する「特定有害廃棄物等」や廃棄物処理法に規定する「廃棄物」に該当する場合には、関税法の手続きに加え、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく経済産業大臣の承認、環境大臣による確認等を受けることとなっています。
 - ※2 3R(スリーアール)…リデュース(Reduce:発生抑制=「ごみ」は出さない)、リユース(Reuse:再使用=できるだけ繰り返し使って使う)、リサイクル(Recycle:再生利用=再び資源として利用する)の3つの頭文字「R」を取ったもので、環境配慮行動のキーワードとして使われています。
 - ※3 八甲田山…八甲田大岳・高田大岳・井戸岳・赤倉岳・前岳・田茂菴岳・小岳・硫黄岳・石倉岳・雛岳・櫛ヶ峰・下岳・駒ヶ峰・猿倉岳・乗鞍岳などからなる地域を本計画ではこのように呼称します。
 - ※4 森林の多面的機能…木材等の供給のほか、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、土砂災害の防止、水源涵(かん)養など、森林が有する多くの機能のことです。
 - ※5 環境放射線…私たちの生活環境にある放射線を言います。環境における空間の放射線量や農畜産物などの環境試料における放射能を測定監視することにより、原子力施設から周辺住民や環境への影響を確認することができます。

第3章 2030年のめざす姿

- 1 2030年のめざす姿
- 2 SDGsの考え方の活用

第3章 2030年のめざす姿

1 2030年のめざす姿

この計画では、中長期的な視点に立った環境の保全及び創造に関する施策を展開していくため、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」同様、おおむね10年後の2030年までに青森県がめざす姿の基本目標を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」とし、めざす姿の実現に向けて取組を進めます。

基本目標

自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成

～基本目標が達成された時の具体的な社会像～

1 自然と共生する暮らし

県民は、多様な動植物が息づく恵まれた自然環境の中で、自然に負担をかけないように心がけながら、山・川・海をつないで生み出されるきれいな水の恩恵を受け取り、心豊かに日々の暮らしと「生業」を営んでいます。

世界自然遺産白神山地は、その変わらぬ姿が連綿と引き継がれ、人と自然の共生を象徴する場として、国内外の人々がその価値を深く認識し、繰り返し訪れています。

身近な里地里山は、自然と気軽にふれあう場として県民に親しまれ、豊かな森林は、間伐や再造林による管理が行き届き、産業として活性化しています。

2 持続可能な低炭素・循環型社会

県民は、将来にわたって豊かで健全な環境の中で暮らしていくため、自分事として家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面で、3Rや省エネルギー行動をはじめとする環境にやさしい行動を実践しています。

地域の特性を生かした再生可能エネルギーを地域で活用する「エネルギーの地産地消」が広く行われ、地球温暖化対策やエネルギー問題の解決に貢献しています。

廃棄物は適正に処理され、大気・水質・土壌などの環境保全対策によって、県民の快適な生活環境が守られています。

3 環境にやさしい青森県民

県民は、子どもから大人まで、身近な自然に直接ふれたり、環境について実践的に学ぶ機会を継続的に持つことで、自然を守り活用していく大切さを深く理解し、次の世代に伝えています。

県民一人ひとりに、3Rや省エネなどの環境にやさしい行動が定着し、消費者は環境へのやさしさを基準に商品やサービスを選択し、環境問題に対する意識が高く、主体的に取り組む企業が成長している社会になっています。

2 SDGsの考え方の活用

2015年（平成27）年9月に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは環境問題のみならず、経済、社会など包括的な地域課題の解決にも貢献する考え方であり、計画策定において、その考え方を取り入れることが求められます。

第6次青森県環境計画では、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるというSDGsの考え方を取り入れ、分野横断的に展開することにより、本県が直面する経済・社会課題の解決にも資することをめざします。

また、めざす姿の達成に向けた取組は、県や市町村等の行政、県民、事業者、環境保全団体等あらゆる主体が、それぞれに求められる役割を実践していくことによって推進されます。そのため、施策の展開に当たって各主体に期待される役割を明らかにし、パートナーシップによる実現をめざします。

さらに、これらの取組により、本県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人や資源・エネルギー等の循環、交流、あるいは相互の支え合い等を基盤とし、人口減少社会にあっても、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる青森県型地域共生社会づくりを加速させるとともに、ひいては、SDGsの目標達成にも貢献していきます。

なお、本計画における政策・施策の具体的展開とSDGsとの関係については、76～77ページに一覧表で掲載します。



図5 SDGsのロゴとアイコン

（出典：国連広報センター）

《参考》17のゴールと169のターゲットはこちらを御参照ください。

- ・外務省ウェブページ「JAPAN SDGs Action Platform」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>
- ・総務省「持続可能な開発目標（SDGs）」ページ
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html

第4章 施策の体系

- 1 政策・施策の体系
- 2 重点的に取り組む視点

第4章 施策の体系

1 政策・施策の体系

2030年の「めざす姿」に向けて、次の6つの政策を柱として26の施策を展開し、行政、県民、事業者、環境保全団体等の各主体が連携・協働して推進していくこととします。

| 2030年のめざす姿 | 政策・施策 |
|---------------------|----------------------------------|
| 1 自然と共生する暮らし | 政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり |
| | 施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全 |
| | 施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進 |
| | 施策3 森林の保全と活用 |
| | 施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進 |
| | 施策5 野生動植物の保護・管理 |
| | 施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用 |
| | 施策7 温泉の保全 |
| | 政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造 |
| | 施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造 |
| 施策2 良好な景観の保全と創造 | |
| 施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用 | |
| 2 持続可能な低炭素・循環型社会 | 政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり |
| | 施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進 |
| | 施策2 資源循環対策の推進 |
| | 施策3 廃棄物の適正処理の推進 |
| | 政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり |
| | 施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進 |
| | 施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進 |
| | 政策5 安心・安全な生活環境の保全 |
| | 施策1 大気環境の保全 |
| | 施策2 静けさのある環境の保全 |
| 施策3 地盤・土壌環境の保全 | |
| 施策4 化学物質対策の推進 | |
| 施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進 | |
| 施策6 環境放射線対策の推進 | |
| 施策7 環境影響評価の推進 | |
| 施策8 公害苦情・紛争処理の推進 | |
| 3 環境にやさしい青森県民 | 政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり |
| | 施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり |
| | 施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり |
| | 施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり |

2 重点的に取り組む視点

政策・施策体系に沿った取組の展開にあたり、本計画及び「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を着実に進めるため、本県の課題や県民ニーズを踏まえ、計画期間内に県が重点的に取り組む視点を設定します。また、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を活用し、人財育成と産学官パートナーシップを踏まえた複合的アプローチをめざします。

なお、これらの政策・施策ごとの具体的な展開方法と重点的に取り組むべき視点に立った取組の方向性、各主体に期待される役割は、第5章に記載します。

また、重点的取組については、第5章の「1 政策・施策の具体的展開」における「施策の展開方向」の中で、該当する取組に㊦と記載します。

(1) 山・川・海をはじめとする自然環境の保全

平成30年度に実施した県民アンケートでは、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」のための取組に対するニーズが非常に高く、本県の美しい山・川・海を守り、その恵みを確保していくことが県民の願いです。そのため、山・川・海をはじめとする自然環境の保全に取り組めます。(アンケート結果P104～105参照)

健全な山、川、海をはじめとする自然環境を守ることで、「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」につなげます。それにより良質な水が供給される豊かな環境を守り「6 安全な水とトイレを世界中に」に貢献します。

(具体的展開方向：P22～24)

また、安心・安全な食べ物の提供を可能にし「2 飢餓をゼロに」に、地域の豊かな農林水産物が活気のある生業(なりわい)を育む基盤となり「1 貧困をなくそう」、「8 働きがいも経済成長も」に貢献します。

(具体的展開方向：P22～24)

さらに、世界自然遺産白神山地などの情報発信や山・川・海などでの自然体験型学習の推進により「4 質の高い教育をみんなに」につなげます。

(具体的展開方向：P26、P32、P34)

取組の推進に当たっては、教育機関、県民、団体・事業者等あらゆる主体の「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を大切にします。

(具体的展開方向：P22～24、P26、P32、P34)



(2) 県民総参加による低炭素・循環型社会づくりの推進

平成30年度に実施した県民アンケートでは、「環境問題に対する関心度」の項目において、「ごみの適正処理やリサイクル問題」の関心度が高い反面、「本県の環境保全に係る取組や状態の充足度」では、「環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくりが進んでいること」、「自ら進んで環境問題に取り組む人財が育成されていること」の充足度が低くなっていることから、「COOL CHOICEあおもり」を合言葉に、温室効果ガス削減量やごみ排出量の削減、リサイクル率向上

などに県民総参加で取り組む「もったいない・あおもり県民運動」の一層の充実・強化を推進します（アンケート結果P103、P106～107）。

また、ごみの減量やリサイクル率の向上、温室効果ガス排出量削減などの取組を進めているところですが、気候変動やプラスチックごみの海洋への流出による環境汚染等の世界共通の課題に対して地域レベルで対応するため、全ての県民・事業者等による低炭素・循環型のライフスタイル・ビジネススタイルを着実に推進します。

「もったいない」という意識のもとで県民総参加で3Rを推進し、「12 つくる責任つかう責任」に貢献します。（具体的展開方向：P43～44）

また、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入を促進し、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「8 働きがいも経済成長も」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献します。（具体的展開方向：P51～52、P56）

さらに、これらの取組により低炭素・循環型社会を形成し、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」につなげます。

（具体的展開方向：P51～52）

取組の推進に当たっては、県民、事業者等あらゆる主体の「17 パートナリシップで目標を達成しよう」を大切にします。（具体的展開方向：P43～44、P51～52、P56）



(3) 子どもから大人まで環境を守り・つなぐ人づくりと仕組みづくり

「自ら進んで環境問題に取り組む人材の育成」及び「県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくり」に対する県民の充足度が低いことが、平成30年度に実施した県民アンケートの結果に表れています。（アンケート結果：P106～107参照）

従って、持続可能な地域社会づくりのためには、幅広い年代層が、環境を取りまく課題と、一人ひとりの行動が環境に与える影響を正しく理解し、自分事として具体的な行動を実践・継続していくことが重要であるため、子どもから大人まで、あおもりの環境を守り、次世代につないでいく人づくりと仕組みづくりに取り組みます。

環境教育の仕組みづくりと機会づくりにより「4 質の高い教育をみんなに」に貢献し、「12 つくる責任つかう責任」を促進します。（具体的展開方向：P70）

また、取組の推進に当たっては、教育機関、県民、団体・事業者等あらゆる主体の「17 パートナリシップで目標を達成しよう」を大切にします。

（具体的展開方向：P70、P73）



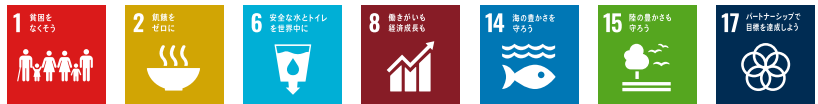
第5章 政策・施策の展開方向

- 1 政策・施策の具体的展開
- 2 政策・施策の具体的展開とSDGsとの関係
- 3 環境指標

第5章 政策・施策の展開方向

1 政策・施策の具体的展開

政策 1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり



施策 1 健全な水循環の確保・水環境の保全

□現状と課題

- 良質な水資源を引き続き確保していくため、森・川・海^{*1}が良好な状態で保全されるよう、整備・管理又は保全に取り組んでいく必要があります。
- 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質の状況をBOD^{*2}又はCOD^{*3}で見ると、環境基準達成率は近年90%前後で推移しており、県全体としては、おおむね良好な状態で推移しています。しかし、一部の水域において生活排水などが主な原因と考えられる環境基準の継続的な非達成が見られています。そのため、公共用水域の水質の監視を続けるほか、污水处理施設の整備による生活排水対策の推進などが求められます。

【施策の概要】

- 1 山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体ととらえた、山・川・海の保全と再生を推進します。
- 2 上流域から下流域までの一連の水の流れの過程において、良好な水質・底質、水量、水辺と生物多様性を確保します。
- 3 公共用水域における環境基準の達成・維持を図ります。

□施策の展開方向

<きれいな水を育む緑豊かな森づくりのための取組>

① 森林の多面的機能を持続的に発揮させながら、森林資源を循環利用していくため、林地台帳を活用した森林経営計画の作成と施業の集約化を進めるとともに、路網^{*4}整備や高性能林業機械の導入、林道施設の長寿命化等により森林整備を推進していきます。また、低コスト造林の現場への定着や再生林に取り組む林業事業者の育成など再生林の着実な実施に向けた取組を推進します。

【林政課】

- ② 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森づくり活動を推進します。【林政課】
- ③ 河川・海岸の愛護活動を広めていくために、引き続き、県の広報活動や市町村の広報誌等を活用して広く県民に情報発信していきます。【河川砂防課】

＜安全・安心な恵みの里づくりの推進＞

- ④ 荒廃農地の発生防止・解消の取組を促進するため、農業委員会や農業会議と連携した農地制度の周知や農業参入企業への優良事例の情報提供に取り組むとともに、地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。
【構造政策課、農村整備課】
- ⑤ 「環境公共」^{*5}の手法により、地区環境公共推進協議会での話し合いや事前調査の結果を踏まえながら環境の保全・再生に取り組めます。【農村整備課】
- ⑥ 「環境保全型農業直接支払交付金」の活用拡大に向け、JA生産部会等を通じた農業者の取組意向の把握や、関係市町村等への情報提供により、地域ぐるみの交付金活用を推進します。
【食の安全・安心推進課】
- ⑦ 家畜排せつ物の利用拡大を図るため、畜産農家、耕種農家、関係団体及び市町村と連携して、地域内で利用が進むようネットワークづくりを促進します。【畜産課】
- ⑧ 公共用水域の水質の監視を続けていくほか、浄化槽、汚水処理、集落排水施設の整備など生活排水対策をさらに推進し、水質の改善を図ります。また最適整備構想策定により施設の長寿命化及び効率的な維持管理体制の構築に取り組めます。
【環境保全課、農村整備課、漁港漁場整備課】
- ⑨ 下水道施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画^{*6}に基づく効率的な改築・更新を実施します。【都市計画課】
- ⑩ 坑廃水処理を適正に実施するとともに、自然災害等に起因する流出事故を未然に防ぐため、防災訓練の充実や現場調査及び監視体制の強化等に取り組めます。【商工政策課】
- ⑪ ラムサール条約湿地である「仏沼」など、野生生物の生息・生育地として重要な湿地・湿原等の保全を推進します。【自然保護課】
- ⑫ 河川事業の実施に当たっては、多自然川づくり^{*7}を基本理念として河川環境の保全、創出に配慮します。また、河川環境調査を実施し、河川環境の保全に取り組むとともに、学校の環境教育に対する支援やふるさと環境守人による巡視活動等を引き続き実施します。【河川砂防課】
- ⑬ 小川原湖の水質について、引き続き行動指針に基づき流域の各主体による水環境改善対策を推進するとともに、小川原湖を管理する国とも連携しながら、小川原湖全体の水質改善に向けた取組を推進します。【環境保全課】

＜豊かな水産資源を育む豊穡の海づくりの推進＞

- ⑭ 施工環境管理者^{*8}を配置し、水産生物に配慮した海岸保全施設の整備に取り組めます。
【漁港漁場整備課】
- ⑮ 漁業者の活動組織が効率的に活動できるよう、県及び市町村が適切に指導・助言するとともに、水産多面的機能発揮対策関係団体等と連携し、地域住民の参加を呼びかけていきます。
【水産振興課】
- ⑯ これまで海浜清掃用ゴミ袋を要望していなかった市町村に対し、海浜清掃活動を積極的に呼びかけるとともに、現在実施している市町村についても引き続きゴミ袋の支援を実施します。
【水産振興課】
- ⑰ 海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場^{もば}^{*9}などの増殖場や魚礁^{ぎょしょう}^{*10}漁場の整備により、豊饒^{ほうじょう}の海づくり^{*11}に努めます。【水産振興課、漁港漁場整備課】
- ⑱ 津軽海峡、太平洋海域の藻場の保全・創造に向けた行動計画の策定に取り組めます。
【漁港漁場整備課】

①⑨ プラスチックごみ等海岸漂着ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組を推進します。

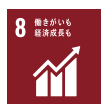
【環境政策課】

目標設定指標 1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5、1-1-6 P78

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林の適切な整備・管理 ◎ 水道水源地域の環境保全と安全・安心な水道水の供給 ◎ 下水道や集落排水施設、浄化槽等の污水处理施設の整備 ◎ 生活排水対策の推進や水環境の保全に関する普及啓発 ◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林ボランティア活動への参加 ◎ 河川、湖沼、湿地・湿原、海岸及び農業用水路等の美化清掃・環境保全活動への参加 ◎ 下水道等への接続や浄化槽の整備・適切な維持管理 ◎ 食べかすや油を流さないなど適切な生活排水対策の実施 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 節水や雨水の利用などによる水資源の有効活用 ◎ 水質汚濁防止に関する法令の遵守 ◎ 原料の転換や設備の改善による水質汚濁物質の排出抑制 ◎ 地方公共団体や地域住民との公害防止協定の締結と協定事項の遵守 |
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 農業用水路等の適切な保全・管理 ◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践 |
| 林業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 水循環や水環境の保全に関する意識づくり ◎ 森林ボランティア活動の実施 ◎ 河川、湖沼、湿地・湿原及び海岸等の美化清掃・環境保全活動の実施 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 水循環や水環境の保全に関する環境教育・学習の推進 |
| 大学等の研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 水質汚濁の仕組みや汚濁負荷の低減に関する調査研究 |

-
- ※1 森・川・海…県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を、県、県民、事業者が一体となって保全・創造し、より豊かで県民の誇りとなるふるさとの実現をめざすため、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」が制定されています。
 - ※2 BOD…Biochemical Oxygen Demandの略で、生物化学的酸素要求量のことです。河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示す代表的指標で、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量をいい、mg／リットルで表します。一般的にこの数値が高いほど水が汚れていることを示します。
 - ※3 COD…Chemical Oxygen Demandの略で、化学的酸素要求量のことです。海域や湖沼の汚れの度合いを示す代表的指標で、水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算し、mg／リットルで表します。一般的にこの数値が高いほど水が汚れていることを示します。
 - ※4 路網（ろもう）…森林内にある公道、林道、作業道の総称又はそれらを適切に組み合わせたものです。
 - ※5 環境公共…農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などかけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。このため、本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け推進しています。
 - ※6 スtockマネジメント計画…下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理することです。
 - ※7 多自然川づくり…河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、調査、計画、設計、施工、維持管理などの河川管理を行うことです。
 - ※8 施工環境管理者…漁港漁場整備の工事を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を管理する者のことです。
 - ※9 藻場…ここでは、投石やコンクリートブロック等の着定基質や消波施設等の設置により、海藻類が繁茂した施設のことです。魚介類の隠れ場、餌場、産卵場のほか、酸素の供給や窒素、リン等の吸収による水質浄化等、生態系を支える様々な機能を有しています。
 - ※10 魚礁…魚類が寄り集まり、発生及び生育が効率的に行われる生産性の高い漁場を造成するために、コンクリートブロック等の耐久性構造物を海底に設置した施設のことです。
 - ※11 豊饒（ほうじょう）の海づくり…大型海藻の増養殖や藻場づくり、魚礁の設置等、漁場の再生を通じた豊かな水産資源を育む取組のことです。



施策2

優れた自然環境の保全とふれあいの推進

□現状と課題

- 本県には、国立と国定が2か所ずつ、県立が7か所の計11か所の自然公園^{*1}をはじめとして、数多くの優れた自然環境があります。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、国は、平成25年5月に種差海岸階上岳県立自然公園を含む区域を三陸復興国立公園として指定するとともに、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」を整備しました。こうした地域は、地域の復興とともに、自然の恵みと脅威を学ぶ場として、貴重なものとなっています。
- 平成28年7月、十和田八幡平国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定されたことを受けて、関係機関・団体が一体となって、国立公園内の自然環境の保全と活用に向けた取組を進めていますが、地域の優れた自然の価値や魅力の発信は十分でない状況にあります。
- これらの優れた自然環境を保全しながら、ルールやマナーを守った適切な利用によるふれあいを推進し、次世代に継承していかなければなりません。

【施策の概要】

- 1 自然公園の適正な利用により、優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいを推進します。
- 2 優れた自然環境を維持している地域の保全と適切な利用を推進します。

□施策の展開方向

- ① 自然公園の規制、ルール・マナー^{*2}と価値や魅力を広く伝えるためのウェブサイトを開設するとともに、ルールブックを作成し、国内外からの公園利用者に対して、本県の自然公園の魅力を広く啓発します。【自然保護課】
- ② 自然公園で活動している自然ガイド等を対象に、公園利用者に対して規制、ルール・マナー等を指導できる現場対応力の向上を図るための研修会を開催し、自然公園の適正な利用と優れた自然の風景地の保護を図ります。【自然保護課】
- ③ 優れた自然とのふれあいを推進するため、県立自然ふれあいセンター^{*3}における野生動植物の観察会、子どもを対象としたクラフト体験教室の実施及び白神山地ビジターセンター^{*4}における多言語による白神山地の魅力の情報発信、展示ホール・映像体験ホール・遊々の森をフィールドとした自然体験・環境教育の実施などを通して、施設の利用促進を図ります。
【自然保護課】
- ④ 「奥入瀬ビジョン」^{*5}に基づいた新たな交通システム、ビジネスモデルを各分野の関係者や地元利害関係者、十和田市のDMO^{*6}（一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構）などと協働しながら作り上げ、運営主体に提案し、環境と交通が一体となった奥入瀬・十和田湖地域をめざします。
【道路課】
- ⑤ 三陸ジオパーク推進協議会に参画し、三陸ジオパークの活動推進を図ります。
【防災危機管理課】

目標設定指標 1-2-1 P78

モニタリング指標 1-2-a P81

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 優れた自然に親しむ機会の充実や自然環境保全の意識づくり ◎ 公園区域内の清掃美化 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自然公園の適正な利用による自然とのふれあい ◎ 県立自然ふれあいセンター、白神山地ビジターセンター等の利用による自然に関する学習活動 ◎ 自然保護活動や自然観察会等への参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自然公園法や自然環境保全条例等の関係法令の遵守 ◎ 地域の自然観光資源を生かしたエコツーリズム^{*7}事業の実施 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自然保護活動や自然観察会等の開催 ◎ 地域の自然観光資源を生かしたエコツーリズム事業の実施 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自然公園や県立自然ふれあいセンター、白神山地ビジターセンター等の利用による自然環境教育の推進 |

- ※1 11か所の自然公園…県内には、十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、下北半島国定公園、津軽国定公園、浅虫夏泊県立自然公園、大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園、名久井岳県立自然公園、芦野池沼群県立自然公園、黒石温泉郷県立自然公園、岩木高原県立自然公園、津軽白神県立自然公園の11か所の自然公園があります。
- ※2 自然公園の規制、ルール・マナー…自然公園で規制される行為は、場所や目的によって異なりますが、建物の建築、工作物の設置、木の伐採、土地の造成、広告物の設置、動植物の採取があります。また、ルールやマナーとしては、ごみを投げ捨てたり、施設を汚したり、むやみに踏み荒らしたりなど、その場所の迷惑になることや自然を痛める行為をしないことが挙げられます。
- ※3 県立自然ふれあいセンター…県民に対し、自然とふれあう機会を提供し、自然保護思想の普及を図ることを目的として、平成4年に県民の森梵珠山の麓に設置しており、関連施設として、避難小屋、東屋、登山口休憩所等も設置されています。
- ※4 白神山地ビジターセンター…世界自然遺産白神山地の自然環境及び自然と共生する人々の暮らしを紹介することによって自然保護思想の普及を図るとともに、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供するため、平成10年に西目屋村に設置しています。
- ※5 奥入瀬ビジョン…有識者、専門家からなる「奥入瀬溪流利活用検討委員会」において、地域の意見を踏まえ、奥入瀬（青楓山）バイパス整備後の奥入瀬・十和田湖地域のめざす姿や、これらを達成するための戦略を取りまとめたものです。
- ※6 DMO…Destination Management Organizationの略で官民などの幅広い連携によって地域観光を積極的に推進する法人組織のことで、
- ※7 エコツーリズム…自然環境及び歴史文化を損なうことなく、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく旅行スタイルのことで、
- 観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられています。



施策3 森林の保全と活用

□現状と課題

- 近年、木材価格の低迷に伴う林業経営の悪化や林業従事者の減少により、造林や保育、間伐などの適切な維持・管理が充分に行われない森林が増加し、森林の多面的機能の低下が懸念されています。
- 多面的機能が発揮される健全な森林の育成・保全が求められており、森林資源の積極的な利活用を通じた林業・木材産業の活性化、森林の整備・保全活動に対する県民や森林ボランティア団体、企業などの多様な主体の参画が課題となっています。

【施策の概要】

- 1 多面的機能が発揮・維持される健全な森林を育成・保全します。
- 2 森林資源の適切な利活用を推進します。
- 3 森林づくりに対する多様な主体の参加を促進します。

□施策の展開方向

- ① 林地開発許可においては、森林法等に基づき、森林の保全及び環境に配慮した指導を引き続き行います。【林政課】
- ② 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させながら、森林資源を循環利用していくため、林地台帳を活用した森林経営計画の作成と施業の集約化を引き続き進めるとともに、森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を図ります。【林政課】
- ③ 路網整備や高性能林業機械の導入、林道施設の長寿命化等により森林整備を推進していきます。また、低コスト造林の現場への定着や再造林に取り組む林業事業者の育成など再造林の着実な実施に向けた取組を進めます。【林政課】
- ④ 松くい虫被害^{*1}やナラ枯れ被害^{*2}の防止に向け、被害木等の早期発見と駆除の徹底を図るとともに、防除技術者の育成や普及啓発活動に取り組みます。【林政課】
- ⑤ 住宅における県産材の利用促進を図るため、大規模商業施設等において、「県産材の家づくりセミナー」や「住宅相談会」等を開催し、一般県民に対し県産材の魅力発信を行います。
【林政課】
- ⑥ 関係団体等と連携した森林内のウォーキング、きのこ・山菜等を利用した食事、山村の暮らしなどの体験観光コンテンツを開発します。【林政課】
- ⑦ 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森林づくり活動を推進します。【林政課】

目標設定指標 1-3-1 P78

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 郷土樹種等による伐採跡地への再造林や複層林化、適切な除伐、間伐等による市町村有林の適正な整備 ◎ 森林環境教育や森林レクリエーションの推進 ◎ 住民が参加する植林活動への支援 ◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の率先的な購入・利用 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用 ◎ 森林ボランティア活動への参加 ◎ 森林に親しむイベントなどへの参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用 ◎ 「企業の森^{*3}」による森林整備・保全活動に対する支援 |
| 林業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 郷土樹種等による伐採跡地への再造林や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林ボランティア活動の実施 ◎ 森林環境教育や森林レクリエーションの推進 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林環境教育活動の推進 |

- ※1 松くい虫被害…マツノマダラカミキリという昆虫が運ぶマツノザイセンチュウがマツに侵入し、マツの樹液を止めることによって、マツが枯れる伝染病のことです。
- ※2 ナラ枯れ被害…カシノナガガキクイムシという昆虫がナラ類（ミズナラ・コナラ・カシワ・クリ等）の幹に穴を開けて集中的に入ることで、病原菌である「ナラ菌」を持ち込み、ナラ類が枯れる伝染病のことです。
- ※3 企業の森…企業や労働組合などが、CSR（企業の社会的責任）として行う社会・環境貢献活動、地域との交流活動の一環として、森林環境保全に様々なかたちで取り組むことです。



施策 4

里地里山や農地の保全と環境公共の推進

□現状と課題

- 本県の農地は豊かな生態系保全や自然とのふれあいなど多面的機能を有していますが、農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加や農業用施設の維持管理に支障が生じています。
- 里地里山の重要性についての県民理解の促進、地域住民やNPOなど多様な主体の多面的機能の持続的な発揮に向けた取組への参画、健康な土づくりなどの取組が求められています。
- 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を引き続き推進していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 生物多様性の保全を進めるうえでの里地里山の重要性について県民等の理解を深めるとともに、重要な里地里山を次世代に引き継ぐ取組を推進します。
- 2 身近な生きものを育む豊かな生態系や自然とのふれあいなど農業・農地の持つ多面的機能の持続的な発揮を推進します。
- 3 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を推進します。

□施策の展開方向

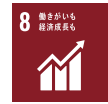
- ① 農業農村整備事業を契機としたジオトープの創出など、地域の生態系保全活動を推進します。
【農村整備課】
- ② 土づくりを基本とした栽培管理技術の「見える化」を進め、土壌診断に基づく指導體制を強化するとともに、土づくり技術の継承・定着を推進します。【食の安全・安心推進課】
- ③ 県内のグリーン・ツーリズム^{*1}推進団体の連携強化や、持続可能な産業として自立的に運営していく体制づくりを推進します。【構造政策課】
- ④ 森林整備を社会全体で支えるため、企業への提案内容やPR方法を検討し、企業による森づくり活動を推進します。【林政課】
- ⑤ 地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。【農村整備課】
- ⑥ 農・林・水の連携を図りながら、環境公共アクションプランに沿って各地区における取組を強化していきます。【畜産課、林政課、農村整備課、漁港漁場整備課】
- ⑦ 漁港及び漁村の防災・減災対策に取り組むとともに、機能保全計画に基づいた保全工事を実施し、漁港施設の長寿命化対策に取り組みます。【漁港漁場整備課】
- ⑧ 畜産事業実施予定地区に新規就農者を誘引することで、公共牧場における共同作業等を継続・推進するとともに、同地区において、景観保全等のため関係する多様な団体と協議・連携し、計画を作成します。【畜産課】

目標設定指標 1-4-1 P78

□各主体に期待される役割

| | |
|--------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域における里地里山の保全活動の推進 ◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進 ◎ グリーン・ツーリズムの推進と農林漁業者への支援 ◎ 市町村における「環境公共」の推進 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域における里地里山の保全活動への参加 |
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践 ◎ 地域住民と連携した農地や農業用水等の保全活動の実施 |
| 林業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域における里地里山の保全活動の実施 ◎ 農地や農業用水等の資源の保全活動への参加 |

※1 グリーン・ツーリズム…都市住民などによる「農山漁村において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」のことです。



施策5

野生動植物の保護・管理

□現状と課題

- 野生動植物の生息・生育環境は、開発や乱獲など人間の活動による影響、里地里山などの手入れ不足による自然環境の質の低下、外来種の持ち込みや化学物質の使用による生態系のかく乱及び地球温暖化など地球環境の変化という生物多様性の4つの危機によって変化しており、ニホンザルやツキノワグマ、カモシカによる農作物等への被害が発生しているほか、近年、ニホンジカやイノシシの目撃情報が報告され、食害による農林被害や自然植生への影響が懸念されています。
- オオハンゴンソウやアライグマ、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギルなどの外来生物の侵入が見られており、本県の旧来の生態系への影響が懸念されています。
- 生物多様性は、我々のいのちと暮らしを支える基盤であり、野生動植物の生息・生育環境の保全や外来生物による生態系への影響の防止と特定鳥獣^{*1}の保護・管理に取り組んでいく必要があります。

【施策の概要】

- 1 野生生物が良好に生息・生育できる豊かな生態系の保全を推進します。
- 2 希少動植物の保護など野生生物の種の多様性の保全を推進します。
- 3 外来生物による生態系への影響の防止と影響緩和を推進します。
- 4 第二種特定鳥獣の適切な管理を推進します。

□施策の展開方向

- ① 希少動植物の知見を有する有識者の育成に向け、NPO団体や学校関係、研究機関等とネットワークを構築し、情報共有を図ります。【自然保護課】
- ② ラムサール条約湿地である「仏沼」など、野生生物の生息・生育地として重要な湿地・湿原などの保全を地域や関係機関と連携して推進します。【自然保護課】
- ③ 学術的価値の高い動植物に関する情報収集及び調査を行い、要件がまとまったものについては、県天然記念物への指定を進めていきます。また、国、岩手県及び秋田県と連携し、カモシカの生息状況等調査を行っていきます。【文化財保護課】
- ④ 指定管理鳥獣^{*2}のニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画や国の指針に基づき、生息状況を把握するためのモニタリング調査と併せて計画的な捕獲を推進するとともに、指定管理鳥獣以外のツキノワグマやニホンザルについては、生息数を把握しながら、関係機関等と連携し、有識者等の意見を踏まえて管理対策を推進します。【自然保護課】
- ⑤ 狩猟者の確保・育成に向け、様々な機会を利用して狩猟制度や魅力の普及啓発、養成研修などを行います。また、狩猟の推進に係るインセンティブについて検討します。【自然保護課】
- ⑥ 外来生物の侵入や野生鳥獣に係る疾病の蔓延による生態系への影響を防止するため、国や市町村など関係機関と連携し、生息状況及び被害状況の把握や被害の拡大防止に努めます。
【自然保護課】
- ⑦ アライグマ生息域調査及び農作物被害等実態調査の結果を活用し、引き続き、農作物被害防止に

に向けた効果的な対策の実施や、市町村の被害防止計画の作成に向けた働きかけを行います。

【食の安全・安心推進課】

目標設定指標 1-5-a P81

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 希少種の保護など野生動植物の保護管理に関する意識づくり ◎ 有害鳥獣捕獲など管理対策の推進 ◎ 捕獲従事者の確保・育成など管理体制の整備 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 生物・生態系の保全活動への参加 ◎ 外来魚など外来生物の適切な飼育 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 野生動植物や希少種の生息・生育状況に配慮した事業活動の実施 |
| 環境保全体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 希少種の保護など野生動植物の保護管理に係る意識づくり ◎ 生物・生態系の保全活動の実施 ◎ 野生動植物や希少種の生息・生育状況の調査への協力 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 希少種の保護など野生動植物の保護管理に関する環境教育・学習の推進 ◎ 野生動植物の調査研究を担う人財の育成 |

コラム

「鳥獣保護法」が「鳥獣保護管理法」に改正されています！

近年、ニホンジカなど一部の鳥獣においては、急激な生息数の増加や生息地の拡大が生じており、希少な高山植物の食害等自然生態系への影響や、農林水産業・生活環境への被害が深刻な状況となっています。

一方、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしている狩猟者については、その減少や高齢化が著しく、鳥獣捕獲の担い手の育成・確保が大きな課題となっています。

こうした事態に対応するため、従来の「鳥獣の保護」を基本とする施策から、一部の鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する「鳥獣の管理」のための施策への転換を図り、抜本的な鳥獣対策を進めるため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が平成27年5月に施行されています（環境省ホームページから抜粋）。

※1 特定鳥獣…生息数を著しく減少させている第一種特定鳥獣と著しく増加させている第二種特定鳥獣の総称です。

※2 指定管理鳥獣…鳥獣保護管理法で集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣のことです。令和2年2月末現在で、ニホンジカ及びイノシシが指定されています。



施策6

世界自然遺産白神山地^{※1}の保全と活用

□現状と課題

- 平成5年12月に世界自然遺産として登録された白神山地は、特定の地区への入り込みの集中により、ごみの投げ捨てや踏圧による植生の損傷、本来生育しない植物種の侵入など、人の行為による自然環境への影響が懸念されています。
- 外国人観光客の増加に対する多言語案内表示の充実や入山マナーの遵守などの課題もあります。
- 保護管理体制を強化しながら、世界遺産条約に則^のって厳正に保護し、次世代に対して継承していく必要があります。
- 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と白神山地がもたらす地域資源を活用した地域づくりを推進していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 白神山地のかけがえのない自然を次世代に継承します。
- 2 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と地域づくりを推進します。

□施策の展開方向

- ① 入山マナーについての情報提供や指導を行う白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し巡視を実施するほか、白神山地を所管する関係機関の連絡調整組織である「白神山地世界遺産地域連絡会議」に参画し、管理計画の運用の確認やモニタリング調査の実施などを行います。

【自然保護課】

- ② 白神山地の自然保護思想の普及を図るとともに、自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供するため、白神山地デジタルセンターを管理・運営（指定管理者）するとともに、展示コンテンツの強化を図ります。【自然保護課】
- ③ 白神地域のエコツーリズムを推進するため、新たな価値の創出と国内外の観光客向けに白神山地の魅力発信を行います。【自然保護課】

目標設定指標 1-6-1 P78

□各主体に期待される役割

| | |
|---------------------|---|
| 遺産地域 及び周辺 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 白神山地の自然環境の重要性に関する意識づくり ◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動の推進 ◎ 白神山地に関する自然観察施設の運営 ◎ 白神山地の入山マナー・ルールに関する普及啓発 ◎ 白神山地の地域資源を生かしたエコツーリズムの推進 ◎ インバウンド対策の推進 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動への参加 ◎ 白神山地の入山マナー・ルールの遵守 ◎ 保全に係るボランティア活動 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 自然環境保全法などの関係法令の遵守 ◎ 白神山地の自然観光資源を生かしたエコツーリズムの実施 ◎ 白神山地の地域資源を活用した体験プログラム等の商品づくりを推進 |
| 環境保全 団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 白神山地の自然環境の重要性に関する意識づくり ◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動の推進 ◎ 白神山地の入山マナー・ルールに関する普及啓発 ◎ 白神山地の地域資源を生かしたエコツーリズムの実施 |

※1 世界自然遺産白神山地…白神山地は、日本の本州の北部、日本海側の標高約200mから1,250mの山地帯に位置する、東アジアで最大の原生的なブナ林が広がる地域で、約8,000～12,000年前に北日本の丘陵や山地を覆っていた冷温帯ブナ林が残存しています。

白神山地には、世界的にもまれな多雪環境を反映して、日本固有のブナを主とする森林生態系が広がり、多様な植物群が共存し、クマゲラ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど豊富な動物が生息し、つながりあっています。

世界遺産地域はこの白神山地の核心部に位置し、地形が急峻のために森林の伐採もほとんど行われていません。昔から地元住民による山菜取り等の伝統的な利用がなされてきましたが、ほとんど手つかずの状態になっており、白神山地の中でも特に原生的なブナ林がまとまって残されてきた地域です。【環境省ホームページより】

施策7

温泉の保全

□現状と課題

- 本県の温泉は、平成29年度末において源泉総数が1,071源泉、総ゆう出量は144,874 ℓ / minとなっています。また、源泉総数は全国第6位、総ゆう出量は全国第4位と全国でも屈指の温泉県となっています。
- 農業・漁業や消雪・融雪、暖房熱源としての利用など、温泉熱や温泉排熱を再生可能エネルギーとして利活用する取組が進められてきています。
- 温泉は、本県の貴重な資源であり、また、再生可能エネルギーとしての潜在能力を有していますが、資源の枯渇や周辺環境への影響が心配されるため、適正利用を進め、資源を保全していく必要があります。

【施策の概要】

温泉の適正な利用の推進により温泉資源を保全します。

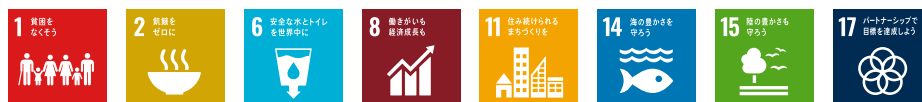
□施策の展開方向

- ① ゆう出量等への影響を踏まえて温泉掘削や動力装置、採取等の許可を適切に行うとともに、掘削状況やゆう出量、温度などに係る立入調査・指導を通じて温泉の適正利用を確保し、温泉の保全を進めます。【自然保護課】
- ② 残されてきた自然ゆう出源泉の保全を図ります。【自然保護課】
- ③ 県内の温泉資源の現状把握に努めます。【自然保護課】

目標設定指標 1-7-a P81

□各主体に期待される役割

| | |
|------|---|
| 市町村等 | ◎ 歴史的・文化的価値のある温泉の保全やその周辺環境の保全 |
| 県民 | ◎ 温泉資源の適正利用 |
| 事業者 | ◎ 温泉法などの関係法令に基づく適正な温泉の掘削・利用等 ◎ 温泉資源の保全と適正利用 ◎ 未利用源泉や温泉熱・温泉排熱の有効利用 |



政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造

□現状と課題

- 都市部市街地においては、残されてきた樹林地や緑地の保全・活用と都市公園・緑地などのオープンスペースの整備が求められているほか、身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加が課題となっています。
- 河川や海岸、港湾、水路などで改修が必要となる場合には、自然環境と調和し、生態系に配慮した事業の実施を通じて、身近にふれあえる水辺を保全・創造することが求められています。
- 農村地域は、食料生産の場であるだけでなく、緑と水が豊かで、うるおいとやすらぎを提供してくれる場であることから、魅力ある田園空間づくりを進め、都市部と農村部との交流を進めていくことが求められています。

【施策の概要】

- 1 都市部等においても身近に緑や水にふれあえる快適な生活環境づくりを推進します。
- 2 身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加を推進します。

□施策の展開方向

- ① 都市公園の整備・改築を進めるため、市町村担当者への適時適切な情報提供や、社会資本整備交付金の活用について適切に対応します。【都市計画課】
- ② 風致地区^{*1}や特別緑地保全地区^{*2}にかかる都市計画決定の協議があった場合は、法令等に則しつつ、適切に判断・対応します。【都市計画課】
- ③ 河川事業の実施に当たっては、多自然川づくりを基本理念として河川環境の保全、創出に配慮します。【河川砂防課】
- ④ 地域の清澄な湧水や水浴場を紹介するとともに水浴場の水質検査を実施することにより、水環境保全の推進を図ります。【環境保全課】
- ⑤ 県内のグリーン・ツーリズム推進団体の連携強化や、持続可能な産業として自立的に運営していく体制づくりを推進します。【構造政策課】
- ⑥ 農業・農村地域の共同活動の拡大のための支援を継続し、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。【農村整備課】
- ⑦ 地域の緑化運動に対する表彰への推薦や緑化活動にかかる情報提供等を行います。

【都市計画課】

モニタリング指標 2-1-a、2-1-b P81

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 身近な緑の保全と創造に関する意識づくり ◎ 都市公園や街路樹など住民に身近な緑や水辺空間の整備 ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動の推進 ◎ 農村部の魅力ある田園空間づくりの推進 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 庭やベランダの緑化、緑のカーテンづくりの推進 ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動への参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所内の敷地や壁面などの緑化・緑のカーテンづくりの推進 ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動への参加・支援 |
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 農村部の魅力ある田園空間づくりへの協力 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 身近な緑の保全と創造に関する意識づくり ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動の実施 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校等における緑化活動の推進 |

※1 風致地区…都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定められています。

※2 特別緑地保全地区…都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する、都市緑地法に基づく地区のことです。



施策2 良好な景観の保全と創造

□現状と課題

- 良好な景観は、人々にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、地域への愛着や誇り、地域の魅力として、そこを訪れる人々へのアピールにもつながります。
- 本県の豊かな自然が形づくる景観や地域の歴史・文化を象徴する景観を良好な状態で保全し、次世代に引き継いでいくとともに、魅力ある町並みや都市景観の創造など、ふるさとの歴史と風土が感じられる景観づくりを推進していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 郷土に誇りと愛着を持ち、人々が集う、青森県の歴史と風土が感じられる景観の保全と形成を推進します。
- 2 ふるさとの景観づくりに関する意識啓発と人材育成を推進します。

□施策の展開方向

- ① 景観法及び青森県景観条例等の景観法令の適切な運用に努めるとともに、大規模行為景観形成基準との適合を図り、良好な景観の保全・形成に努めます。【都市計画課】
- ② 良好な景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県民の自主的な活動を支援する取組を進めるため、引き続き景観フォーラム等を開催します。【都市計画課】
- ③ 次世代を担う子供たちの景観への関心を育むため、景観学習教室について、各市町村、小学校へと働きかけ、参加を促します。【都市計画課】

目標設定指標 2-2-1、2-2-2 P78

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の保全と創造に関する啓発 ◎ 地域の良好な景観の保全と創造 ◎ 公共事業の実施に際しての公共事業景観形成基準への準拠 ◎ 景観行政団体^{※1}への移行 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の形成・保全活動への参加 ◎ 住宅を建てる際の周囲の景観や町並みと調和したデザイン・色彩の採用 ◎ 景観に配慮した家並みの保全への協力 |
| 事業者・団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観法などの関係法令の遵守 ◎ 施設や工作物等を整備する際の周囲の景観や町並みと調和したデザイン・色彩の採用 ◎ 景観へ配慮した屋外広告物の設置 ◎ 景観に配慮した町並みの保全への協力 |
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 農村部の魅力ある田園空間づくりへの協力 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の保全と創造に関する啓発 ◎ 景観の形成・保全活動の実施 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観に関する学習活動の推進 |

※1 景観行政団体…景観法において景観づくりの担い手として位置付けられた団体のことです。都道府県、政令指定都市・中核市のほか、その他の市町村は、知事と協議し、景観行政団体となることができます。景観行政団体は、景観計画を定め、これに基づいて施策を行うことにより、実効性が発揮されます。



施策3

歴史的・文化的遺産の保護と活用

□現状と課題

- 歴史的・文化的遺産は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらし、心の豊かさを醸し出すものであることから、地域の歴史や生活の移り変わりを後世に伝えるだけでなく、生活の快適さを高める環境として保全していくことが求められています。
- 本県は、特別史跡^{*1}である三内丸山遺跡をはじめとして、学術的に重要な縄文遺跡が数多く存在することから、北海道・北東北三県の連携により、三内丸山遺跡等の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を推進していくことが求められています。

【施策の概要】

- 1 古いたたずまいの集落や町並み・建造物、遺跡や文化財、伝統芸能など本県の歴史的・文化的遺産の保存を推進します。
- 2 本県の歴史的・文化的遺産に関する調査研究と県内外への情報発信を推進します。

□施策の展開方向

- ① 各市町村と連携して文化財の保護、保存に努めていきます。また、若い世代による本県文化財の価値や魅力を発信する取組を通じて、文化財の活用を促進していきます。【文化財保護課】
- ② 縄文遺跡群の2021年の世界文化遺産登録に向けて、関係自治体等と連携して、登録審査に向けた準備を進めるとともに、国内外での更なる普及啓発や気運醸成に取り組みます。
【世界文化遺産登録推進室】
- ③ 伝統的な町並み景観の保全のため、県内市町村に働きかけ、地域の歴史・文化を学ぶことができるまちづくりをめざします。【都市計画課】
- ④ 巨樹古木の分布マップ・保護観察マニュアルを必要に応じて増刷し、巨樹・古木の保全に関する普及啓発を推進します。【林政課】
- ⑤ 県内の民俗芸能団体に関する調査を継続するとともに、こども民俗芸能大会などの鑑賞機会の充実を図っていきます。【文化財保護課】
- ⑥ 青森県史デジタルアーカイブス^{*2}の内容を更に充実させるとともに、広報活動等を通じて、県民等による県史の利活用の拡大を図っていきます。【県民生活文化課】
- ⑦ 歴史・文化資源を活かした地域づくりに向けて、広範な分野で県史及び歴史資料が効果的に活用されていくよう、関係部局及び関係機関等との連携を図っていきます。【県民生活文化課】

モニタリング指標 2-3-a P81

□各主体に期待される役割

| | |
|----------------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用や調査研究及び情報発信 ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の推進 ◎ 伝統的な町並み景観の保全 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動の推進 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの支援 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動への参加 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動への参加 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの参加 |
| 事業者 ・ 団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 伝統的な町並み景観の保全 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動の実施 ◎ 地域の祭り・行事の開催や参加・支援 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 埋蔵文化財の保護に配慮した開発事業の実施 |
| 環境保全 団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 縄文遺跡群など本県の歴史的・文化的遺産に関する情報発信活動の実施 ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の実施 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動の実施 |
| 学校等の 教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の推進 |

※1 特別史跡…文化財保護法に基づき、我が国にとって価値が高いとして指定する史跡のうち、文部科学大臣が特に重要として指定する史跡のことです。

※2 青森県史デジタルアーカイブス…郷土の歴史に触れやすい環境を整備するため、県史編さんの過程で約20年間にわたって収集した約72,000件以上に及ぶ資料を、県民の共有財産としてインターネットを通じて手軽に検索・利用できるシステムを構築し、運用・公開しているものです。



政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり

施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進

□現状と課題

- 本県の県民1人1日当たりごみ排出量は、平成29年度の実績（1,002g）を見ると、家庭から排出される生活系ごみ（680g）、事業所から排出される事業系ごみ（322g）のいずれも全国値（920g、生活系：641g、事業系：279g）を上回っており、生活系、事業系ともに一層の減量化が必要です。
- リサイクル率については、近年、民間事業者による資源回収が拡大していることから、市町村による回収だけではなく、民間回収も含めた全体として資源回収を促進していくことが効果的です。
- 近年、プラスチックごみの海洋への流出による環境汚染が世界共通の課題となっており、これらを背景として、国では令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。問題解決に向けて、地域レベルの取組としてもワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等の更なる徹底が必要です。
- 我が国では大量の食品ロスが発生していることから、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。県としても食品ロスの削減に向けた一層の取組が求められています。
- 県民や事業者、各種団体、行政などの多様な主体が連携・協力しながら、県民総参加の全県の運動として、ごみの減量やリサイクルなど3Rの取組を一層推進していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 「もったいない・あおり県民運動」^{*1}を展開し、県民総参加によるごみ減量やリサイクルなど3Rの取組を推進します。
- 2 一般廃棄物の処理主体である市町村及び民間事業者と連携し、ごみの減量やリサイクル率向上のために効果的な取組を推進します。
- 3 特に、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減、更には全国値に比べ資源化率の低い紙類のリサイクルに向けて重点的に取り組みます。

□施策の展開方向

- ① ごみの減量、リサイクルの推進には市町村をはじめ各主体の取組が重要であることから、古紙リサイクルや生ごみ削減の普及啓発等、引き続き「もったいない・あおり県民運動」を強力に展開し、アクションプログラムの作成等により構成団体の主体的な取組を促進します。

【環境政策課】

- ② もったいない・あおり県民運動推進会議構成団体、青森県地球温暖化防止活動推進センターなどの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおり、もったいない・あおりエコ事業所・エコショップ認定事業などの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、県民・事業者等の環境配慮行動を促進します。【環境政策課】

- ③ 生ごみ・食品ロス削減に向けて、あおもり食べきり推進オフィス・ショップの認定とともに、認定事業者等と連携し、「3つのきる」*²や「3010（さんまるいちまる）運動」*³等の普及啓発活動を展開していきます。また、食品ロスの削減の推進に関する法律を踏まえた食品ロス削減対策を推進します。【環境政策課】
- ④ 事業系ごみの削減に向けて、業種の特徴に合わせた3R実践に係る勉強会等の啓発活動や、多量排出事業者に対する市町村と連携した訪問指導等、ターゲットを明確にした効果的な取組を推進します。【環境政策課】
- ⑤ プラスチックごみ対策として、これまでレジ袋の無料配布中止の取組等を進めてきましたが、今後は、もったいない・あおもり県民運動推進会議構成団体及び小売等の関係事業者等と連携しながら、プラスチックの資源循環促進に向けた新たな取組を展開します。【環境政策課】
- ⑥ 市町村及び民間資源回収事業者等によるネットワーク会議を開催し、行政回収と民間回収を合わせた効果的な資源回収を促進します。【環境政策課】

目標設定指標 3-1-1、3-1-2、3-1-3、3-1-4 P78～79

モニタリング指標 3-1-a P81

□各主体に期待される役割

| | |
|-------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみ減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ コンポストの利用促進など生ごみの減量化を促すための普及啓発 ◎ 多量排出事業者に対するごみ減量・資源化の普及啓発・指導 ◎ ごみの分別・排出状況の監視と適正な分別・排出の指導 ◎ 資源ごみの分別促進 ◎ 雑紙（その他紙）の資源回収の強化 ◎ 地域ぐるみでの資源ごみ回収（集団回収）の推進 ◎ 事業系紙ごみの焼却施設への搬入抑制・規制の実施 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 市町村のルールに従った適正なごみの分別・排出 ◎ マイバッグ持参やレジ袋・過剰包装の辞退などによるごみの排出抑制 ◎ 使い捨て製品の不使用と詰め替え商品の購入・利用 ◎ 雑紙（その他紙）を含む紙ごみの分別 ◎ 生ごみをごみとして出す前の水切りの徹底 ◎ 食品の買いすぎ、料理の作りすぎの防止による食品ロスの削減 ◎ 生ごみのコンポスト化による堆肥利用 ◎ まだ使える衣類のリユース・リサイクル ◎ フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用 ◎ 資源ごみの集団回収や店頭回収の利用 ◎ 修理・修繕の励行など耐久消費財の長寿命化 |
| 排出事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分による適正処理（一般廃棄物は市町村のルールに従った適正な分別・排出） ◎ 繰り返し使用できる製品やエコマーク商品等の購入・利用 ◎ 両面コピーや裏面利用の徹底、電子メール等の利用によるペーパーレス化、使用済封筒の再利用等による紙ごみの減量 ◎ （多量排出事業者）ごみ減量計画の作成などごみの減量・資源化への積極的な取組 |

| | |
|--------------------|--|
| 排 出 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 事務機器等の中古品やリース・レンタル品の利用及び不要となった事務機器の他部署での再利用や業者等への売却等による有効利用 ◎ 資源ごみのリサイクルの徹底 ◎ 古紙リサイクルを推進しているオフィス町内会への参加や古紙リサイクルセンターの積極的利用 ◎ イベント等の開催に係るごみの排出抑制と排出されたごみの適正な分別・リサイクルの実施 |
| 販 売 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ マイバッグ持参の呼びかけとレジ袋無料配布中止（有料化）、簡易包装の実施 ◎ 詰め替え商品や繰り返し使用できる商品、再生商品の販売の推進 ◎ ばら売りや量り売り商品の販売の推進 ◎ 容器包装廃棄物の店頭回収の実施 ◎ 商品や食品等の使用済み廃プラスチック容器の回収システムの整備と回収廃棄物の再利用・再生利用の推進 |
| 事 業 者 団 体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ 各業界における3Rに関する自主的活動の推進 |
| 環 境 保 全 団 体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ 集団回収やフリーマーケットの開催など3Rに関する自主的活動の実施 |
| 学 校 等 の 教 育 機 関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する環境教育・学習の推進 |

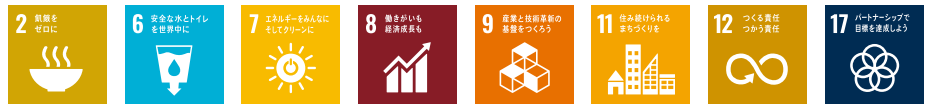
※1 もったいない・あおり県民運動…県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体がパートナーシップのもと、これまでのライフスタイルを見直し、「もったいない」の意識をもって、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいこうという目的で、平成20年にスタートした県民運動です。

また、平成23年7月には、地球温暖化対策と3Rの推進により低炭素・循環型社会をめざすもったいない・あおり県民運動として新たなスタートをきっています。

さらに、平成30年度からは、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス・賢い選択）」に呼応し、「COOL CHOICEあおり」を合言葉に温室効果ガス排出量やごみ排出量の削減、リサイクル率向上など県民運動の一層の充実・強化を進めています。

※2 3つのきる…生ごみ減量・食品ロス削減によりごみを減らすため、①食材は使いきる、②料理は食べきる、③生ごみは水気をきるに取り組むことです。

※3 3010（さんまるいちまる）運動…長野県松本市で始まった、会食、宴会等の乾杯後の30分とお開き前の10分は自分の席に座り、おいしく料理を食べることで、食品ロスの削減を図るための運動であり、近年、全国的に普及しつつあります



施策2

資源循環対策の推進

□現状と課題

- 循環型社会の構築には、家庭やオフィスだけでなく、産業活動から発生する廃棄物の3Rを推進していくことが重要であることから、リサイクル技術の開発や事業所間の連携、青森県認定リサイクル製品^{※コラム参照}の普及などの取組を引き続き推進していく必要があります。
- バイオマスは、石油や石炭などの化石資源を除いた動植物に由来する有機性の資源であることから、地球温暖化の防止や持続可能な循環型社会づくりに大きく貢献するものとして期待されています。
- 本県には、多様なバイオマスが広く賦存していますが、農林水産業や食品産業から発生する未利用バイオマス^{*1}については、十分に有効利用されていないため、研究開発や技術普及などにより未利用資源の活用拡大に取り組んでいく必要があります。

【施策の概要】

- 1 産業廃棄物の3Rの取組を推進します。
- 2 地域の未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発、製品開発を推進します。

□施策の展開方向

- ① 各種会議等を通じてリサイクル製品認定制度の周知を図り認定製品の新規拡大を図るとともに、市町村等に対して認定製品の優先使用を働きかけます。【環境政策課】
- ② 県発注工事における建設リサイクルの推進に当たっては、「青森県建設リサイクル推進行動計画」のフォローアップ及び見直しを行うことにより、さらなる推進に努めます。
また、建築物等の不適正な解体等の防止のため、一斉パトロールについては建設リサイクル法に基づく届出件数等をもとに効果的な実施時期及び方法等を検討のうえ継続して実施します。
【整備企画課】
- ③ 安全・安心な道路空間を確保するため、舗装や流・融雪溝、防雪柵、スノーシェルター、橋梁等の道路施設の点検・維持・修繕を適切に行い、老朽化対策と長寿命化を計画的に推進します。
【道路課】
- ④ 港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化について、引き続き計画的に進めます。【港湾空港課】
- ⑤ 稲わら焼却ゼロに向け、県と市町村が連携して取り組む稲わら焼却防止・有効利用啓発活動を継続するとともに、稲わらの収集・利用の好循環に向け、稲わら収集業者の育成・確保と、高品質な稲わらロールづくりに向けた収集技術体系の構築に取り組みます。【食の安全・安心推進課】
- ⑥ 地域未利用資源についての情報収集に努め、新たな飼料資源としての可能性を検討します。
【畜産課】
- ⑦ 地域資源を生かした再生可能エネルギーとして木質バイオマスの活用を推進するため、未利用間伐材などの木質資源の有効活用に取り組むとともに、省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。【林政課、農産園芸課】
- ⑧ 貝殻利用実績を把握し、また、貝殻利用希望者に対する貝殻の入手先等の情報提供を継続しま

す。【水産振興課】

- ⑨ 市町村が定める農業集落排水資源循環促進計画に則して、発生汚泥の堆肥化等再利用を促進するとともに、下水汚泥の有効利用を向上するための関係市町村へ積極的な再利用を働きかけます。

【農村整備課、漁港漁場整備課、都市計画課】

- ⑩引き続き、廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用を促進するため、産業廃棄物税を実施します。

【税務課】

- ⑪ 廃棄物処理に関する啓発事業や監視指導等を引き続き実施するとともに、建設系廃棄物の適正処理を推進します。【環境保全課】

- ⑫ 自動車リサイクル法の適正運用を通じて、使用済自動車の適正利用とリサイクルを推進します。

【環境政策課】

- ⑬ 事業者に対する技術的な情報提供等により、プラスチックの資源循環を促進します。

【環境政策課】

- ⑭ 家畜排せつ物の積極的なほ場還元を推進するとともに、バイオマス発電等の先進技術の情報の収集・周知に努めます。【畜産課】

モニタリング指標 3-2-a、3-2-b P81

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 青森県認定リサイクル製品の率先的な購入・使用 ◎ 市町村バイオマス活用推進計画の策定などを通じた地域のバイオマス資源の有効利用の推進 ◎ 農業集落排水汚泥や漁業集落排水汚泥のリサイクルの推進 ◎ 下水・下水汚泥の高度利用化の推進 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ リサイクル製品の購入・使用やグリーン購入^{※2}の実践 ◎ 各種リサイクル法に基づく、使用済自動車や家電製品、小型家電などのリサイクルの実践 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 業種間や工業団地間の連携による廃棄物の融通・提供システムの構築 ◎ 自動車リサイクル法や建設リサイクル法などの各種リサイクル法に基づく使用済自動車や建設資材廃棄物などのリサイクル ◎ 青森県認定リサイクル製品の購入・使用 ◎ 未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発 ◎ 食品リサイクル・ループ^{※3}の形成など食品循環資源の活用 |
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 青森県認定リサイクル製品（特殊肥料）の購入・使用 ◎ 稲わらなどの未利用資源の有効利用 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ リサイクル製品やグリーン購入に関する啓発及び情報提供 |
| 大学等の研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発 |

コラム

青森県リサイクル製品認定制度

県では、リサイクル製品の使用を推進し、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及びリサイクル産業の育成を図ることを目的として、平成17年3月に「青森県リサイクル製品認定制度」を創設しました。

認定を受けた製品の使用を推進するため、次のような支援を行います。

- 1 認定を受けた事業者は、認定製品に認定マークを表示して販売することができます。
 - 2 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定製品の性能、品質、数量、価格等を考慮し、優先的な使用に努めます。
 - 3 県は、認定製品の使用を推進するため、県民の皆さんや県内の市町村等に対して、ホームページやパンフレット等で認定製品に関する情報提供を行います。
- ※ なお、2019（平成31）年4月現在、368製品が認定されています。

<リサイクル製品認定マーク>



-
-
- ※1 未利用バイオマス…動植物由来の再生可能な有機性資源（化石資源を除く。）のうち、現在その利用が進んでいないもののこと。青森県の場合、稲わらや未利用間伐材などのほかに、地域特有の未利用バイオマスとしてリンゴ搾汁残さ、リンゴ剪定枝、長いも加工残さなどがあります。
 - ※2 グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。
 - ※3 食品リサイクル・ループ…食品廃棄物のリサイクルによってリサイクル肥飼料等を作り、その肥飼料を使用して生産された農畜水産物等を、当該肥飼料等の原料となった廃棄物を排出した食品関連事業者が引き取ることです。



施策3

廃棄物の適正処理の推進

□現状と課題

- 依然として不法投棄や不適正処理が後を絶たないことから、引き続き、排出事業者や処理業者に対する立入検査などの各種監視活動を実施していくほか、不法投棄などの不適正処理が発見された場合には、原因者等の特定や原状回復指導、行政処分などの厳正な対応が必要です。
なお、本県における産業廃棄物の不法投棄等の大半が建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物であることから、平成29年度から建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用するとともに、平成30年12月には、青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針を策定しました。
- 青森・岩手県境不法投棄事案（田子町）^{*1}については、平成25年12月に廃棄物等の撤去が完了しましたが、引き続き、地下水浄化のための原状回復事業を着実に実施するとともに、現場の環境再生の取組を推進します。
- 国は、PCB廃棄物処理基本計画を変更したほか、有害使用済機器の保管等に係る廃棄物処理法の改正、海岸漂着物等の処理等の推進のための法改正、さらには、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略を策定したところであり、県においても、これらの廃棄物の適正処理に引き続き取り組んでいく必要があります。

【施策の概要】

- 1 廃棄物の不法投棄などの未然防止対策を推進するとともに、早期発見・早期解決に向けた取組を推進します。
- 2 青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生の取組を推進します。
- 3 海岸漂着ごみや空き缶、プラスチックごみ等の散乱ごみの少ない良好な環境の維持を図ります。
- 4 災害により発生した廃棄物について、生活環境に影響を与えないよう適正処理を推進します。

□施策の展開方向

- ① 廃棄物処理に関する啓発事業を引き続き実施し、適正処理を推進します。特に建設系廃棄物の適正処理に関する周知・啓発を強化し、不法投棄等の減少を図ります。【環境保全課】
- ② 排出事業者や処理業者への立入検査や各種監視活動を引き続き実施するとともに、不法投棄等の悪質な事例に対しては、廃棄物処理法に基づく措置命令や許可取消等の不利益処分を行うなど、厳正に対処します。【環境保全課】
- ③ 廃棄物の不適正処理事犯や暴力団の関与する事犯等の悪質な事犯を取り締まるに当たり、組織の総合力を発揮するとともに、関係機関と連携を深め、事犯の早期発見、早期検挙による被害の拡大防止、効果的な広報等による未然防止により生活環境の保全に努めます。【警察本部保安課】
- ④ 海岸漂着ごみや空き缶、プラスチックごみ等の散乱ごみの発生抑制及び回収処理に向けた取組を推進します。【環境政策課】
- ⑤ 全ての市町村において早期に災害廃棄物処理計画^{*2}が策定されるよう、市町村を対象とした研修会の開催など、支援を行います。【環境政策課】

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不適正処理防止に関する啓発 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄防止撤去推進キャンペーン^{※3}等への参加・支援 ◎ 環境美化の意識づくりや環境美化活動の推進 ◎ 市町村による災害廃棄物処理計画の策定 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不法投棄等に関する通報 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄防止撤去推進キャンペーン等への参加 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動への参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物処理法等の関係法令の遵守による廃棄物の適正処理 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄防止撤去推進キャンペーン等への参加・支援 ◎ PCB廃棄物の期限内処分^{※4}の徹底 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動への参加・支援 |
| 環境保全体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄防止撤去推進キャンペーン等への参加 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動の実施 |
| 大学等の研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不適正処理による環境への影響に関する調査研究 |

※1 青森・岩手県境不法投棄事案（田子町）…平成11年、岩手・青森両県警合同の強制捜査により、青森県田子町と岩手県二戸市にまたがる27ヘクタールもの広大な土地に、大量の産業廃棄物が不法投棄されていた事案が発覚しました。投棄された廃棄物の多くは、首都圏から運び込まれたものでした。
青森県は、不法投棄現場下流部に位置する馬淵川水系の環境保全のため、平成16年から廃棄物の撤去を開始し、平成25年12月、廃棄物等の全量撤去を完了しました。青森県側だけで、撤去した廃棄物等の量は約115万トンにのぼり、令和4年度まで実施する原状回復に要する経費は約480億円と見込まれます。

※2 災害廃棄物処理計画…廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画を包含する「第3次青森県循環型社会形成推進計画」をはじめ、国の対策指針及び行動指針を踏まえ、災害対策基本法に基づく「青森県地域防災計画」等との整合を図り、本県の地域特性等を勘案し、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものです。

※3 不法投棄防止撤去推進キャンペーン…あおもり循環型社会推進協議会（循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が協働で取り組む機運づくりを推進するため、平成18年5月に設立され、現在、県や市町村、産業界、関係団体など90団体が加入している）では、県民、事業者、民間団体、行政などが協働して行う廃棄物の撤去活動を通じて、不法投棄防止に向けた意識啓発を図っています。

※4 PCB廃棄物の期限内処分…PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、絶縁性、不燃性に優れており、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙などの幅広い用途に使用されていました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生をきっかけとして、その毒性が社会問題化し、昭和49年には製造や輸入等が事実上禁止されました。

平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）が制定され、平成28年7月までにPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図ることとされました。

しかしながら、作業者に係る安全対策等や処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定の時期までの処理の完了が困難な状況となったことなどから、平成24年12月にPCB特措法施行令が改正され、PCB廃棄物は2027年3月31日までに処分することとされました。

<PCB廃棄物の処分期限>

・高濃度PCB ※使用中の電気機器、製品の処分期限も同じです。

| | |
|-------------|------------|
| 変圧器・コンデンサー等 | 2022年3月31日 |
| 安定器等 | 2023年3月31日 |

・低濃度PCBは2027年3月31日まで



政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり

施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進

□現状と課題

- 本県の2016（平成28）年度の温室効果ガス排出量は1,570万9千t-CO₂と、基準年度である2013（平成25）年度と比較すると4.5%減少しており、その90.5%が二酸化炭素で、その約9割が産業部門、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門からの排出で占めています。
- 県の掲げる温室効果ガス排出削減目標を達成し、低炭素社会を着実に進めるためには、県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくための多様な取組を進めていくことが重要となっています。
- 温室効果ガスの排出抑制等を行う緩和だけでなく、気候変動の影響に対処するために、既に現れている影響や中長期的な避けられない影響に対して適応できる社会の構築を推進することが求められています。

【施策の概要】

- 1 排出量の5割以上を占める産業部門及び業務その他部門対策として、中小事業者のほか、公共サービス分野の省エネルギー対策を重点的に実施し、両部門における温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 2 住宅の省エネルギー化、省エネルギー性能の高い機器、設備等の導入促進により、地域特性を踏まえたエネルギー効率の高い住まいづくりの推進と、県民に対する低炭素型ライフスタイルの実践に向けた普及啓発の取組の推進を図ります。
- 3 スマートムーブ^{*1}の取組の推進、電気自動車（EV）やプラグインハイブリット車（PHV）などの次世代自動車の普及促進、公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会づくりの促進などを図ります。
- 4 各主体の協働、連携の下、低炭素社会づくりに向けた取組「もったいない・あおもり県民運動」を展開することにより、各主体による地球温暖化対策の全県的な取組の推進を図ります。
- 5 機能集約型都市づくりなど面的な省エネルギー対策を推進します。
- 6 気候変動の影響への適応については、取組について分野横断的な対応が求められることから、県庁内関係部局が連携して総合的かつ計画的に推進します。

□施策の展開方向

- ① 産業部門及び業務その他部門対策として、寒冷地という青森の地域性に適合した継続的な省エネ活動の仕組みづくり、金融機関とも連携した省エネ情報から省エネ設備導入までの一貫した支援により、事業者による自主的な省エネ対策の取組を促進します。【環境政策課】
- ② 家庭部門対策として、地球温暖化対策を自分事として捉え、実践につながるよう、日常生活に密着したコストメリットなど環境配慮行動を促す情報発信や啓発活動を促進します。【環境政策課】

- ③ 運輸部門対策として、関係団体等との連携や公共交通機関の利用によるイベント実施など、県民・事業者によるスマートムーブの更なる実践・拡大とともに、関係事業者等の自主的な取組による低炭素交通社会づくりを促進します。【環境政策課】
- ④ 部門共通対策として、平成30年4月にもったいない・あおもり県民運動推進会議において採択した「COOL CHOICEあおもり宣言」を踏まえ、「COOL CHOICEあおもり」*コラム参照の効果的・集中的な普及啓発に取り組むなど、各主体の連携による地球温暖化対策の取組強化により、本県の温室効果ガス削減目標の達成をめざします。【環境政策課】
- ⑤ 青森県地球温暖化防止活動推進センター*2などの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおもりなどの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、「あおもりエコの環(わ)スマイルプロジェクト*コラム参照」の一層の拡大を図り、県民・事業者等の環境配慮行動を促進するとともに、環境に配慮した事業活動の面的な拡大を図ります。【環境政策課】
- ⑥ 本庁舎、合同庁舎における照明器具のLED化の推進、BEMS*3の活用による省エネに資する運用改善及び令和2年度までのESCO事業*4の見直しなどを行います。【行政経営管理課】
- ⑦ 自動車税種別割のグリーン化の制度の見直しがあった際は周知を図ります。【税務課】
- ⑧ 省エネ設備の導入等を金融面から支援していきます。【商工政策課】
- ⑨ 「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル（改正2版）」及び「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改正2版）」を活用し、省エネルギーの普及に取り組むとともに、冬期間のハウス栽培の省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。【農産園芸課】
- ⑩ 輸送コストや輸送品質の確保等の課題を解決しつつ、運送事業者による輸送手段の最適化「モーダルミックス」*5の取組を促進します。【港湾空港課】
- ⑪ 下水汚泥の処理方法を見直し、焼却から低炭素型に向けた処理方式の検討をします。
【都市計画課】
- ⑫ 長期優良住宅やあおもり方式住宅ガイドラインの普及啓発、断熱等の技術講習会の開催等により、住宅の省エネルギー化に関する情報提供等を実施します。【建築住宅課】
- ⑬ 県内のエネルギー資源量やエネルギー需要のポテンシャルを明らかにしていくとともに、新技術等の活用可能性について検討を行うことにより、売電のみならず、電気や熱の地産地消モデルやエネルギーマネジメントのモデル構築に取り組み、その普及と県内事業者の参入促進を図ります。
【エネルギー開発振興課】
- ⑭ 次世代自動車について、低炭素な移動手段としてだけでなく、住宅用太陽光発電を自家消費する場合の蓄電池としての活用や大規模災害発生時の分散型電源として活用できるなど、多様な活用方法についても啓発に取り組む、更なる普及拡大を図ります。【エネルギー開発振興課】
- ⑮ 自動車教習所における教習や運転免許証の更新時講習を活用してエコドライブに関する普及啓発活動を継続し、県民へのエコドライブの浸透を図ります。【警察本部運転免許課】
- ⑯ 国が設置した「気候変動適応情報プラットフォーム*6」の活用など、適応策に関する情報収集に努めます。

また、国における気候変動及びその影響の観測・監視や予測の結果、それに対する具体的な施策を踏まえ、本県における気候変動影響のリスク、分野ごとの今後実施すべき適応策及び進行管理の仕組みを検討した上で、推進していきます。【環境政策課】

モニタリング指標 4-1-1、4-1-2、4-1-3、4-1-4、4-1-5、4-1-6、4-1-7 P79

□各主体に期待される役割

| | |
|------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定 ◎ 省エネルギーなど地球温暖化対策の取組に関する啓発 ◎ 廃棄物発電や下水熱の利用など廃棄されていたエネルギーの有効利用の推進 ◎ 次世代自動車や高効率照明器具などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の率先導入 ◎ COOL CHOICEあおもり普及啓発への参加・職員のスマートムーブの実践 ◎ 都市機能が集約され公共交通機関が利用しやすいなどの低炭素型街づくりの推進 ◎ グリーン購入の率先実行 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「あおもりエコの環（わ）スマイルプロジェクト」への参加 ◎ 次世代自動車や高効率照明器具、高効率給湯器などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◎ 省エネリフォームによる既存住宅の省エネルギー化やゼロ・エネルギー・ハウス等による住宅新築時の省エネルギー化 ◎ 地球温暖化対策につながる環境配慮行動の実践 【実践例】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷房・暖房時の室温の適切な設定（夏の冷房時28℃、冬の暖房時20℃） ○ 主電源をこまめに切るなど家電製品の待機電力の削減 ○ シャワーを1日1分家族全員が減らす ○ 風呂の残り湯を洗濯に使い回す ○ 炊飯ジャーや電気ポットの保温を止める ○ 家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房と照明の利用を減らす ○ 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ ◎ スマートムーブの実践 【実践例】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の利用 ○ 徒歩・自転車による移動 ○ ふんわりアクセル『eスタート』 ○ 加減速の少ない運転 ○ 早めのアクセルオフ ○ エアコンの使用を適切に ○ アイドリングストップ ○ 渋滞を避け余裕をもって出発 ○ タイヤの空気圧チェックの習慣化 ○ 不要な荷物は積まずに走行 ○ 走行の妨げとなる駐車をやめる ○ 自分の車の燃費を把握 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 次世代自動車や高効率照明器具、高効率給湯器、高性能産業炉などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◎ コージェネレーションシステム^{*7}などエネルギー利用効率の高い設備の導入 ◎ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◎ 省エネルギー診断の活用と省エネ活動における運用改善の実施 ◎ 「あおもりECOにこオフィス・ショップ」認定制度への登録 ◎ 従業員のスマートムーブの実践 ◎ 鉄道や海運を利用した物流体系への転換（モーダルシフト^{*8}） |

| | |
|----------|--|
| 事業者 | ◎ 従業員の通勤手段を自家用車から公共交通機関、自転車などに転換するエコ通勤の実施やノーマイカーデーの実施 ◎ グリーン購入の実行 |
| 農業者 | ◎ 農業機械の適切な利用などによる農作業の省エネルギー化 |
| 環境保全団体 | ◎ 地球温暖化対策や省エネルギーの取組に関する啓発など自主的な活動の実施 |
| 学校等の教育機関 | ◎ 地球温暖化対策や省エネルギーの取組に関する環境教育・学習の推進 ◎ 学校施設における省エネルギーの推進 |

コラム

COOL CHOICEあおもり

COOL CHOICE（クールチョイス）とは、地球温暖化対策のために、「賢い選択」をしようというもので、省エネや節電、ごみの減量やリサイクルといった「行動」を選ぶ、省エネ家電やエコカー、環境にやさしい製品といった「モノ」を選ぶなど、未来のために「賢い選択」をしようという全国的な取組です。

青森県でも、COOL CHOICEあおもりを合言葉にして、県民の皆さんと一緒に取り組んでいます。

一人ひとりの小さな心がけが未来を変える！
 普段やっている人も、あまり意識していなかった人も、
 いまから一緒に、進めていきませんか？
 さあ、はじめよう。未来のために！



コラム

あおもりエコの環わスマイルプロジェクトの仕組み

【あおもりエコの環スマイルプロジェクトの概要】

- 本プロジェクトに参加登録した方には「モッテコーカード」を交付します。
- 「モッテコーカード」を協力店に提示するとサービスを受けられます。
- 事業者からの協賛金等の一部は、学校・団体等での環境活動の支援に充てます。
- 協力店や協賛企業の取組、学校や団体の環境活動は、ポータルサイトやフリーペーパーで紹介します。

※詳しくは [あおもりエコの環](#) [検索](#)



-
- ※1 スマートムーブ（エコで賢い移動）…国民運動COOL CHOICEが推進する取組の一つ。「移動」のために発生するCO₂排出量の削減のため、「公共交通機関を積極的に利用する」「徒歩・自転車による移動を見直す」「エコ・ドライブを実践する」など、場面や状況に応じてエコで賢く移動することを呼びかける取組のことをいいます。
 - ※2 青森県地球温暖化防止活動推進センター…地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動等を行うもので、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条に基づき知事が指定しています。
 - ※3 BEMS…BEMS（Building and Energy Management System）とは、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことをいいます。
 - ※4 ESCO事業…ESCO（Energy Service Company）事業とは、顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のことをいいます。
 - ※5 モーダルミックス…自動車、鉄道、海運などの各交通機関がそれぞれの特性を生かして連携し、効率的な輸送体系を作ることをいいます。
 - ※6 気候変動適応プラットフォーム（A-PLAT）…気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、また正の影響を活用した社会構築をめざす施策（気候変動適応策）を進めるために参考となる情報を分かりやすく発信するための情報基盤です。
 - ※7 コージェネレーションシステム…発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムのことで、従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは廃熱として放出されますが、コージェネレーションシステムでは理論上最大80%まで高めることができます。
 - ※8 モーダルシフト…より環境負荷の小さい交通手段に切り替える取組のことで、二酸化炭素の排出削減のため、自動車による貨物郵送から鉄道や船舶などに切り替えることによって、環境保全上のメリットが期待されますが、コンテナ列車・船の確保やその拠点となる駅や港湾の整備などが課題となります。



施策2

地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進

□現状と課題

- 低炭素社会の構築には、省エネルギー型の社会づくりや適切な森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を進めるとともに、再生可能エネルギーの利活用を進めることが重要です。
- 今後とも、エネルギーを活用した地域振興を図りながら、低炭素社会づくりに向けた取組を積極的に進めていくことが必要です。

【施策の概要】

- 1 風力、太陽光、太陽熱、雪氷冷熱、温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用をさらに進めます。
- 2 再生可能エネルギーの活用に関する先進的プロジェクトや地域が主体となった本県の豊かな再生可能エネルギーの活用等により、日本の低炭素社会づくりへの貢献を進めます。

□施策の展開方向

- ① 県内のエネルギー資源量や需要量のポテンシャルを明らかにしていくとともに、新技術等の活用可能性について検討を行うことにより、エネルギーの地産地消やエネルギーマネジメントのモデル構築及び普及促進に取り組みます。【エネルギー開発振興課】
- ② 県内の産学官と地域が有する知的・人的・資源的リソースを効果的に連携させることにより、担い手となる人材育成と案件形成の促進に取り組み、地域エネルギー事業の創出を図ります。【エネルギー開発振興課】
- ③ 省エネ技術やバイオマスエネルギーの利用拡大をPRするため、省エネ機器資材展示会を開催します。【農産園芸課】
- ④ 地域資源を生かした再生可能エネルギーとして木質バイオマスの活用を推進するため、未利用間伐材などの木質資源の有効活用に取り組みます。【林政課】

目標設定指標 4-2-1、4-2-2 P79

モニタリング指標 4-2-a、4-2-b、4-2-c、4-2-d、4-2-e、4-2-f、4-2-g P81～82

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する啓発 ◎ 公共施設における再生可能エネルギー利用機器の率先導入 ◎ 小水力発電やバイオマス発電など地域における再生可能エネルギーの活用 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 太陽光発電システムや太陽熱温水器、薪ストーブ、薪ボイラーなどの再生可能エネルギー利用機器の導入 ◎ BDF^{※1}の原料となる廃食用油の回収への協力 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 風力などの再生可能エネルギーによる発電事業への参入 ◎ 太陽光発電システムや太陽熱温水器、ペレットボイラー・チップボイラーなどの再生可能エネルギー利用機器の導入 ◎ BDFなどのバイオ燃料の利用 |
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 雪室りんごや雪下にんじん、雪室低温貯蔵施設など農業における雪氷熱の利用 ◎ ペレットボイラーやチップボイラーの導入などの木質バイオマス燃料使用設備の導入 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する啓発 ◎ BDFなどのバイオ燃料の製造や原料となる廃食用油の回収 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する環境教育・学習の推進 |
| 大学等の研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する研究開発 |

コラム

～知ってますか？～ 地熱と地中熱の違いについて

地熱・・・地球内部のマグマに起因する熱エネルギーのことで、発電利用のほか、高温の蒸気・熱水を再利用することで農業用ハウス、魚の養殖、暖房等その他用途への利用が可能です。

地中熱・・・地中の比較的浅い部分（地下10m～100m程度）の低温の熱エネルギーのことで、年間を通して温度の変化が小さいため、地上においては冬の外気より暖かく、夏は冷たいという温度差に着目し、暖房・冷房等に利用されています。

※1 BDF…Bio Diesel Fuel（バイオディーゼルフューエル）の略。廃食用油を精製して作られる軽油代替燃料のことです。硫黄酸化物をほとんど含まず、ディーゼル車の燃料として注目されています。燃費や走行性は軽油とほぼ同じで、軽油と混ぜて使用できます。最近では、ガソリンの代替燃料又は混合燃料として植物由来のバイオエタノールを活用していくための技術開発も進められています。



政策5 安全・安心な生活環境の保全

施策1 大気環境の保全

□現状と課題

- 近年の県内の大気環境はおおむね環境基準^{*1}を達成しており、良好な状態にあるものの、引き続き、大気汚染防止法に基づく常時監視や発生源となる施設への立入検査・指導を通じて、大気汚染の発生を防止する必要があります。
- 光化学オキシダント^{*2}は環境基準の超過が見られますが、本県の場合、春季に県内全域で高い濃度が観測されていることから、成層圏オゾン^{*3}の沈降やアジア大陸からの越境汚染の影響が考えられています。
- 稲わらの焼却については、水田へのすき込みや耕畜連携等による稲わらの有効利用が進んだことにより、徐々に改善が図られているものの、依然として局地的に行われていることから、関係市町村と連携しながら、わら焼防止対策を推進していくことが必要です。
- 悪臭については、近年では、従来の畜産農業などに係る苦情のほか、ペットや野焼きなど家庭生活における苦情も多く、苦情の内容も多種多様なものとなっており、関係市町村と連携して対応していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 大気汚染を防止し、環境基準を達成します。
- 2 悪臭を防止し、良好な大気環境の保全に努めます。

□施策の展開方向

- ① 良好な大気環境を維持するため、引き続き、大気汚染の状況の常時監視を行うほか、発生源となる施設への立入検査・指導を通じて大気汚染の発生を防止します。【環境保全課】
- ② 自動車税種別割のグリーン化^{*4}の制度改正についての情報収集に努めるとともに、周知活動に取り組んでいきます。【税務課】
- ③ 稲わら焼却ゼロに向け、県と市町村が連携して取り組む稲わら焼却防止・有効利用啓発活動を継続するとともに、稲わらの収集・利用の好循環に向け、稲わら収集業者の育成・確保と、高品質な稲わらロールづくりに向けた収集技術体系の構築に取り組みます。【食の安全・安心推進課】
- ④ 悪臭拡散防止のため、畜産農家の実態に基づき、それぞれの状況に応じた指導を行うほか臭気抑制技術の情報提供を行うとともに、悪臭拡散防止の有効な手段の一つである良質なたい肥の生産・利用を推進します。【畜産課】

目標設定指標 5-1-1 P79

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わらの焼却防止や有効利用に関する啓発 ◎ 悪臭の発生源に対する立入検査及び指導 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 低公害車の率先使用 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 低公害車の使用 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 大気汚染や悪臭防止に関する法令の遵守 ◎ 燃料・原料の転換や設備の改善による大気汚染物質の排出抑制 ◎ 地方公共団体や地域住民との公害防止協定の締結と協定事項の遵守 ◎ 低公害車の使用 ◎ 建築物や工作物の解体等工事現場におけるアスベストの飛散防止 |
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わらの有効利用による焼却防止 ◎ 家畜排せつ物の適正処理と悪臭拡散防止措置 |
| 大学等の研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 大気汚染物質に関する調査研究 |

-
- ※1 環境基準…人の健康の保護や生活環境の保全を図る上で維持されることが望ましい基準を環境保全行政上の目標として定めたものであり、大気、水質、土壌、騒音、ダイオキシン類の環境基準が定められています。
- ※2 光化学オキシダント…工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される酸化性物質の総称のことです。目やのどの痛み等を引き起こします。
- ※3 成層圏オゾン…成層圏（約10～50km上空）に存在するオゾンのことです。大気中のオゾンはこの層に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層と言います。
- ※4 自動車税種別割のグリーン化…自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重くする税制上の特例制度のことです。



施策2

静けさのある環境の保全

□現状と課題

- 騒音・振動の苦情件数は、徐々に減少している状況ですが、市町村などの関係機関と連携し、実態把握と適切な対応に努めていく必要があります。
- 環境省が選定した「残したい日本の音風景100選」に、本県から「八戸港・蕪島のウミネコ」、「小川原湖畔の野鳥」、「奥入瀬の溪流」、「ねぶた祭・ねぶたまつり」が選ばれており、地域の良好な音環境を保全していく必要があります。

【施策の概要】

- 1 騒音・振動に関する環境基準の達成・維持を図ります。
- 2 生活環境における不快な騒音・振動を防止します。
- 3 地域の良好な音環境の保全を推進します。

□施策の展開方向

- ① 市町村などの関係機関と連携し、生活環境における不快な騒音・振動に適切に対応します。
また、騒音調査を行い騒音の状況を把握するとともに、発生源の監視や立入検査等により、騒音・振動の防止対策を推進します。【環境保全課】
- ② 安全・安心な歩行者・通行車両空間の確保のため、引き続き、主に通学路安全プログラムに記載がある箇所の歩道の設置について進捗を図るとともに、舗装や道路附属物の点検・維持・修繕を計画的に進めます。
また、新規要望箇所については、用地買収の目途や、事業に対する地元の熟度等を考慮します。【道路課】
- ③ 環境省選定の「残したい日本の音風景100選」に選ばれた音環境の保全のため、関係機関と連携した情報発信などに取り組んでいきます。【環境保全課】

目標設定指標 5-2-1 P79

□各主体に期待される役割

| | |
|------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 騒音規制法・振動規制法に基づく騒音・振動の発生源への適切な規制措置 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 地域の特色ある音環境の保全 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 生活騒音についての近隣への配慮 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 騒音・振動規制関係法令の遵守 ◎ 騒音・振動の軽減につながる施設・設備などの導入・整備 |



施策3

地盤・土壌環境の保全

□現状と課題

- 本県の地盤環境については、過去に青森地域や八戸地域において規模の大きな地盤沈下が発生しましたが、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向を示しています。
- 全国的に集中豪雨に伴う山地災害が発生しており、森林の持つ山地災害防止機能を高めていく必要があります。
- 健康な土壌は、人の健康・生態系の保全にとって重要であり、さらに安全・安心な農産物を生産する最も重要な基盤となることから、重金属類や有機塩素化合物、農薬などによる土壌汚染の未然防止と実態把握を進めていくことが必要です。

【施策の概要】

- 1 地盤沈下を防止します。
- 2 有害物質による土壌や地下水の汚染を防止します。
- 3 土壌汚染区域の把握と適切な浄化を推進します。
- 4 森林における山地災害防止機能の保全を推進します。

□施策の展開方向

- ① 市町村などの関係機関と連携し、地盤沈下地域における沈下量や地下水位などの現況を把握するとともに、地盤沈下防止対策を進めます。【環境保全課】
- ② 豪雨等による山地災害の発生箇所について、国の補助事業等を活用し山腹崩壊箇所の復旧整備や土石流を防止する治山ダム等を整備するほか、治山施設の長寿命化に向けた対策に取り組みます。
【林政課】
- ③ 有害化学物質を取り扱う事業場の指導等により、土壌汚染の実態把握及び未然防止を進めます。
【環境保全課】
- ④ 坑廃水処理を適正に実施するとともに、自然災害等に起因する流出事故を未然に防ぐため、防災訓練の充実や現場調査及び監視体制の強化等に取り組みます。【商工政策課】
- ⑤ 「環境保全型農業直接支払交付金」の活用拡大に向け、JA生産部会等への働きかけや農業者の取組意向の把握と、関係市町村等への情報提供を通じて、地域ぐるみの取組を促します。

【食の安全・安心推進課】

目標設定指標 5-3-1 P79

モニタリング指標 5-3-a P82

□各主体に期待される役割

| | |
|------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地下水の適正利用の推進 ◎ 水源涵養機能や山地災害防止機能の保全 ◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 家庭での農薬や化学肥料の適正使用 ◎ 生活排水の適正処理 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地下水の適正利用 ◎ 有害物質が地下に浸透しないような適切な管理 ◎ 敷地内の土壌の汚染状況の把握と汚染等の情報の公開 |
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地下水の適正利用 ◎ 化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践 |



施策4

化学物質対策の推進

□現状と課題

- ダイオキシン類^{*1}については、廃棄物の焼却炉からの発生が社会問題となったことから、ダイオキシン類の汚染状況の調査の継続や事業者の自主測定を促すなどの取組を推進しており、本県のダイオキシン類の環境基準は全て達成され、良好な状態で推移しています。
- 化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減していくため、環境中の化学物質の実態把握を進めていく必要があるほか、化学物質の移動や排出などにおいては適切に管理することが必要です。
- 化学物質に関して住民とのリスクコミュニケーション^{*2}活動に取り組んでいる事業者は少ない状況ですが、化学物質に関する情報共有、意見交換などに取り組むことにより、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていくことが必要です。

【施策の概要】

- 1 環境中の化学物質の実態把握に努めます。
- 2 化学物質の移動や排出などにおける適切な管理と環境リスクの低減を推進します。

□施策の展開方向

- ① 環境中の化学物質の実態を把握し、化学物質の適正な管理や情報共有と理解の推進を通じて、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていきます。【環境保全課】
- ② 残留農薬検査を実施し、違反発生時には関係部局等と連携して対応することで流通食品の安全を確保します。【保健衛生課】
- ③ 農薬危害防止運動の展開による啓発と農薬管理指導士の確保に取り組めます。特に、市町村等と連携し、住宅地等における農薬の適正な使用方法について周知するほか、生産者の意識向上に取り組めます。【食の安全・安心推進課】

目標設定指標 5-4-1 P79

□各主体に期待される役割

| | |
|------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 住民に対する化学物質の環境リスクの啓発 ◎ 住宅地、公園等における農薬の適正使用 ◎ 廃棄物処理施設の適切な維持管理 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 化学物質に関する環境リスクへの理解促進 ◎ ごみの野外焼却の防止 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類の自主測定 ◎ 化学物質の適正な管理と使用・排出抑制 ◎ P R T R制度^{*3}に基づく化学物質の排出量等の適切な把握・報告 ◎ 化学物質に関する住民とのリスクコミュニケーション活動 |

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 農業者 | ◎ 農薬の適正な保管・使用、飛散防止 |
| 環境保全団体 | ◎ 化学物質に関する住民と事業者のリスクコミュニケーション活動への支援 |
| 大学等の研究機関 | ◎ 化学物質による環境への影響に関する調査研究 |

※1 ダイオキシン類…ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼び、ごみ焼却による燃焼などに伴い、非意図的に生成されます。

塩素の数や付く位置によって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の異性体があります(これらのうち毒性があるとみなされているのは29種類)。

※2 リスクコミュニケーション…環境リスクなどの化学物質に関する情報を、行政、専門家、企業、県民などが共有し、意見交換を通じて意志の疎通と相互理解を図ることです。

※3 P R T R制度…化学物質の管理システム。P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組みです。



施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進

□現状と課題

- フロン類^{*1}の適正な回収・処理に向けた取組が進められているものの、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏洩が懸念されています。
- 酸性雨は、工場のばい煙や自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等が原因となって生じ、建造物の劣化や森林などの植生への悪影響などを招くことから、酸性雨の実態と影響について把握を進める必要があります。

【施策の概要】

- 1 フロン類の排出抑制を推進します。
- 2 モニタリングの実施により酸性雨の影響の把握に努めます。

□施策の展開方向

- ① フロン排出抑制法に基づく登録、関連事業者への指導等を行うとともに、オゾン層保護に係る啓発を行います。【環境政策課】
- ② 県内における酸性雨のモニタリング調査を継続し、酸性雨の実態と影響の把握に努めます。【環境保全課】

モニタリング指標 5-5-a P82

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ オゾン層保護に関する普及啓発 ◎ 家電リサイクル法の住民への周知 ◎ フロン類を含まない機器・製品の率先使用 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ フロン類を含まない機器・製品の使用 ◎ 家電リサイクル法に基づく使用済みのエアコン、冷蔵庫・冷凍庫の適正な引き渡し ◎ 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正な引き渡し |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ フロン類を含まない機器・製品の使用 ◎ 家電リサイクル法に基づく使用済みのエアコン、冷蔵庫・冷凍庫の適正な引き渡し ◎ 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正な引き渡し ◎ フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）に使用されるフロン類の適正な管理 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する意識啓発 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する環境教育・学習の推進 |
| 大学等の研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 酸性雨の実態や影響に関する調査研究 |

※1 フロン類…フロンは、冷蔵庫やエアコンディショナーなどの冷媒、半導体などの洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきましたが、一部のフロンがオゾン層破壊の原因となっています。また、フロンに代わる冷媒として開発された代替フロンも地球温暖化の原因となることが明らかになっており、これらを総称してフロン類としています。



施策6

環境放射線対策の推進

□現状と課題

- 県では、地域住民をはじめ県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、原子力施設周辺で環境放射線等モニタリングを実施し、調査結果を「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」等で検討・評価した後、公表してきました。
- 引き続き、環境放射線などのモニタリングを適切に行うとともに、施設への立入調査など安全協定の厳正な運用を行い、県民の安全・安心の確保を図っていく必要があります。
- 大間原子力発電所（大間町）について、事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備していく必要があります。

【施策の概要】

環境放射線モニタリング^{*1}等の充実により、原子力施設周辺地域住民の安全・安心を確保します。

□施策の展開方向

- ① 環境放射線モニタリングを継続的に実施し、その結果を公表するとともに、安全協定に基づく事業者からの報告の受領などを行い、その結果を公表します。【原子力安全対策課】
- ② 原子力施設の建設や事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備していきます。

【原子力安全対策課】

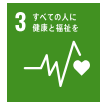
モニタリング指標 5-6-a P82

□各主体に期待される役割

| | |
|------------|--|
| 立地 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境放射線などのモニタリング結果の周知 ◎ 安全協定に基づく立入検査の実施など協定内容の厳正な運用 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 原子力施設の安全対策に関する知識の習得とその注視 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境放射線などのモニタリングと結果の公表、積極的な情報公開 ◎ 安全協定の厳正な遵守と協定に基づく定期報告の実施 ◎ 原子力施設の建設や操業の進捗状況に応じた監視体制の整備 ◎ 環境放射線に関する広報の充実 |

※1 環境放射線モニタリング…原子力施設周辺における空間の放射線量を測定したり、環境試料として農畜産物や土壌などの陸上試料、さらに海産生物、海水や海底土などの海洋試料について、放射能分析測定・評価を行うことを言います。

原子力施設の周辺住民などの健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線によって周辺住民などが受ける線量が年線量限度（1ミリシーベルト）よりも十分低くなっていることを確認するために実施しています。



施策7

環境影響評価の推進

□現状と課題

- 環境影響評価（環境アセスメント^{※1}）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。
- 環境影響評価については、社会経済情勢の変化や新たな環境課題を踏まえた適切な対応が求められることから、環境影響評価に関する技術的な情報の提供や審査技術の向上のための取組を進めていく必要があります。

【施策の概要】

環境影響評価制度を適切に運用し、環境影響評価の結果を事業内容に関する許認可等に反映させることにより、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保します。

□施策の展開方向

- ① 環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、社会経済情勢や環境課題の変化などに適切に対応するため、環境影響評価に関する情報収集と科学的知見の蓄積に努め、必要に応じて技術指針や対象事業などの見直しを行います。【環境保全課】

モニタリング指標 5-7-a P82

□各主体に期待される役割

| | |
|------|---|
| 市町村等 | ◎ 環境影響評価図書に対する環境保全上の意見の提出 |
| 県民 | ◎ 環境影響評価図書に対する環境保全上の意見の提出 |
| 事業者 | ◎ 環境影響評価条例などの関係法令に基づく適切な手続と環境保全についての適正な配慮 |

※1 環境アセスメント…開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うことです。



施策8 公害苦情・紛争処理の推進

□現状と課題

- 大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの公害に関する苦情への対応は、地域の生活環境を保全する上で重要であり、苦情の内容に応じて、関係機関や地域住民等との協力・連携のもとに適切かつ迅速に対応していくことが求められます。
- 公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、紛争当事者からの申請に基づき、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図っています。

【施策の概要】

公害苦情や公害紛争に対する適切かつ迅速な対応に努めます。

□施策の展開方向

- ① 市町村等の関係機関と連携し、県地域県民局環境管理部及び市町村に寄せられた公害苦情に対し、適切かつ迅速に対応するとともに、公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害苦情の円滑な処理に資するため、公害苦情調査を実施していきます。【環境政策課】
- ② 引き続き、青森県公害審査会による公害紛争の円滑な解決を図っていきます。

【環境政策課】

モニタリング指標 5-8-a P82

□各主体に期待される役割

| | |
|------|---|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 公害紛争処理制度に関する住民への周知 |
|------|---|



政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり

施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり

□現状と課題

- 環境に配慮した取組がさらに広がっていくよう、今後も、子どもから大人までを対象とした幅広い環境教育・学習機会を提供していく必要があります。
- 大学、NPO、事業者など多様な主体が協働した環境教育・学習機会の提供やその仕組みづくりにより、効果的かつ持続的な環境教育・学習を促進していく必要があります。
- こうした取組によって、豊かな自然環境を有する「地元あもり」に対する県民の誇り（シビックプライド）を育み、自然と共生しながら発展する、持続可能な地域づくりに主体的に参画する県民を増やし、あおもりの環境を次世代へと継承していくことが求められます。

【施策の概要】

- 1 環境について考え、環境に配慮した取組を主体的に実践できる人財を育成するため、子どもから大人までを対象に、環境教育・学習の機会の充実を図ります。
- 2 環境保全活動や環境教育・学習の担い手となる主体的な人財の育成を推進します。
- 3 自然体験活動等の機会の場の提供に係る認定制度を適切に運用します。
- 4 効果的かつ持続的な環境教育・学習の促進のため、大学、NPO、事業者などが協働した環境教育・学習機会の提供やその仕組みづくりを推進します。

□施策の展開方向

- ① 子どもに対する環境教育の機会の提供として、引き続き、地域の「環境教育専門員」と地域のNPO法人による環境出前講座を、適宜改善を加えながら実施するとともに、環境教育の担い手となる人財の育成などに取り組みます。【環境政策課】
- ② 幼児期の子どもに対する環境学習・環境活動支援として、「こどもエコクラブ」の普及啓発や研修会の開催等を行い、子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動の拡大に取り組みます。【環境政策課】
- ③ 地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るため、環境団体、事業者、大学・高等専門学校などの多様な主体とのネットワークづくりを促進します。【環境政策課】
- ④ 子どもから大人まで幅広い世代に環境保全に関する体験学習の場を提供する「体験の機会の場」の認定^{*1}数の増加に向けて、自然体験活動や工場見学等を実施している団体等に働きかけていきます。【環境政策課】
- ⑤ 県立少年自然の家の活動プログラムの改善と開発に取り組むとともに、自然環境に係る自然の家の機能と効果的な活用について、周知を進めていきます。【生涯学習課】
- ⑥ 地域にある施設や関係機関等と連携するなどして体験活動の充実を図り、地域の特性を生かした環境教育を推進していきます。【学校教育課】
- ⑦ 消費者が、自らの消費生活に関する行動が、地球環境や社会経済情勢に影響を及ぼし得るもので

あることを自覚できるよう、消費者向けの各種講座の中で、環境に負荷の少ない商品・サービスの選択や食品ロスの削減など、環境に配慮した消費生活に関する学習の機会を提供するとともに、各種リーフレット等による啓発に取り組みます。【県民生活文化課】

目標設定指標 6-1-1、6-1-2、6-1-3 P80

モニタリング指標 6-1-a P82

□各主体に期待される役割

| | |
|----------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の自然や産業に関する体験型の環境教育・学習活動の機会や場の提供 ◎ 地域の環境保全をテーマとした出前講座等の実施 ◎ 地域の環境教育・学習活動を担う次世代の人財の発掘・育成 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で行われる環境教育・学習活動への参加 ◎ 環境教育・学習活動で学んだこと的家庭内での共有と実践 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業者の環境技術や事業活動における環境保全の取組を活用した地域の児童・生徒等に対する環境教育・学習機会の提供 ◎ 事業所における環境保全活動を担う次世代の人財の育成 ◎ マスメディアを活用した積極的な情報提供 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境教育・学習活動機会の提供 ◎ 県や市町村、事業者等が行う環境教育・学習活動への支援 ◎ 地域における環境保全活動を担う次世代の人財の育成 |
| 学校等の教育機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境出前講座の利用などによる環境教育・学習活動の推進 ◎ 児童・生徒の自主的な環境保全活動の推進 |

小学校
向け

環境出前講座プログラム一覧

低学年向け

どっちかな？ゲーム ～ごみから環境を考える～



学習の
ねらい

ものを大切にする気持ち、「もったいない」と感じる心を育み、ごみを減らす方法を学ぶ。

所要
時間

45分

運営
スタッフ

・講師2名
※機材の設定や、講座の進行にあたっては、受講する学級担任の先生等の御協力をお願いします。

実施人数上限

40名位まで

プロ
グラム
内
容

- ①導入 「ごみが増えるって？」
- ②出題 講師Aと講師Bが、ごみにまつわる2つの行動パターンを提示
- ③選択 子どもたちが賛同するエリア(A又はB)に移動
- ④正解発表と解説

受入側
準備物

スクリーンまたは大型モニター、パソコン(パワーポイントが使えるよう設定してあること)、プロジェクター、延長コード、長机2本

中学年向け

買い物ゲーム ～環境を意識した買い物の実践～



学習の
ねらい

買い物体験を通してごみについて考え、ごみを減らす方法や環境に配慮した買い物の仕方(グリーン購入)について学ぶ。

所要
時間

90分

運営
スタッフ

・講師2名
※機材の設定や、講座の進行にあたっては、受講する学級担任の先生等の御協力をお願いします。

実施人数上限

40名位まで(6人×6グループで36人程度までを推奨します。)

プロ
グラム
内
容

- ①決められた予算、レシピ通りにカレーの材料と飲み物を買う。(ごみを意識しないで買う。)
- ②買ったものから出るごみの処理費を計算する。
- ③ごみを減らすための作戦を考える。(マイバッグ持参等)
- ④2回目の買い物ゲーム(今度はごみを意識して買う。)

受入側
準備物

スクリーンまたは大型モニター、パソコン(パワーポイントが使えるよう設定してあること)、長机4、参加者用の机・椅子・筆記用具

高学年向け

省エネゲーム ～省エネを意識したライフスタイルの実践～



学習の
ねらい

・地球温暖化の原因や影響、防止に向けた国内外の取組を知る。
・省エネの大切さや、実践方法について理解する。

所要
時間

90分

運営
スタッフ

・講師2名
※機材の設定や、講座の進行にあたっては、受講する学級担任の先生等の御協力をお願いします。

実施人数上限

40名位まで(6人×6グループで36人程度までを推奨します。)

プロ
グラム
内
容

- ①地球温暖化の原因と影響 (パワーポイントによる説明)
- ②省エネゲーム (家電の買い替えでどのぐらいCO2を削減できるかを競う。)
- ③グループで「温暖化防止のため自分たちにできること」を話し合い発表。

受入側
準備物

スクリーンまたは大型モニター、パソコン(パワーポイントが使えるよう設定してあること)、プロジェクター、延長コード、長机、ホワイトボード

※1 体験の機会の場の認定…「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成23年法律第67号)」において、新たに導入された制度です。

土地又は建物の所有者等が、当該土地等を自然体験活動その他の環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に都道府県知事の認定を受けることができます。

本県では、平成29年8月に弘前市町田にある「弘前だんぶり池」(認定事業者:ひろさき環境パートナーシップ21)を認定しています。



施策2

家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり

□現状と課題

- 今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷が大きな要因となっていることから、一人ひとりの県民や各事業者が、自分事として日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルやビジネススタイルに転換していくことが必要です。
- 私たちのライフスタイルやビジネススタイルを変えていくためには、自分たちの行動が環境にどの程度の影響を与えているのかを把握し、さらに行動の変化による成果を知る「見える化」の取組が重要です。
- また、環境配慮への取組を一層促進していくためには、県民や事業者の環境配慮を誘引する取組が重要であるとともに、家庭や事業者などが相互に連携・協力し、楽しみながら環境に配慮した取組を継続できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

【施策の概要】

- 1 環境配慮行動の実践による成果や身近で効果的な取組事例の「見える化」などを通じて、県民や事業所などによる環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促進します。
- 2 事業所等による社会的責任に基づく環境保全の取組を促進します。
- 3 県民、事業者、地域が相互に連携・協力し、楽しみながら環境に配慮した取組を継続できる仕組みづくりを推進します。

□施策の展開方向

- ① 産業部門及び業務その他部門対策として、寒冷地という青森の地域性に適合した継続的な省エネ活動の仕組みづくり、金融機関とも連携した省エネ情報から省エネ設備導入までの一貫した支援により、事業者による自主的な省エネ対策の取組を促進します。【環境政策課】
- ② 家庭部門対策として、地球温暖化対策を自分事として捉え、実践につながるよう、日常生活に密着したコストメリットなど環境配慮行動を促す情報発信や啓発活動を促進します。
【環境政策課】
- ③ 青森県地球温暖化防止活動推進センターなどの関係団体や市町村等との連携強化とともに、COOL CHOICEあおもりなどの県関連事業と連携した効果的な周知を通じて、「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」の一層の拡大を図り、県民・事業者等の環境配慮行動を促進するとともに、環境に配慮した事業活動の面的な拡大を図ります。【環境政策課】
- ④ 県の広報媒体、各種イベント等を活用し、J-クレジット制度^{*1}について広報し、県民の認知度向上を推進するとともに、県内外の企業及び団体への働きかけによりクレジットの販売を促進します。【林政課】

目標設定指標 6-2-1、6-2-2、6-2-3 P80

モニタリング指標 6-2-a P82

□各主体に期待される役割

| | |
|--------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 製造から流通、販売、廃棄及びエネルギーの地産地消などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用 ◎ 入札等において環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者を評価する仕組みの導入 ◎ 環境マネジメントシステムの率先導入 ◎ カーボン・オフセット^{*2}の普及啓発 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用 ◎ 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用 ◎ カーボン・オフセットの取組を通じた温室効果ガスの排出削減 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◎ 製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用 ◎ 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用 ◎ 事業規模や事業形態等に適した環境マネジメントシステムの導入 ◎ 環境会計の導入や環境報告書^{*3}の作成 ◎ 「あおりECOにこオフィス・ショップ認定」制度等への登録と環境配慮行動の実践 ◎ 生物多様性に配慮した事業活動の実施 ◎ カーボン・オフセットの取組を通じた温室効果ガスの排出削減 ◎ 国内クレジット制度を活用した温室効果ガスの排出削減活動の実施 ◎ オフセット・クレジット制度を活用した排出クレジットの獲得・販売 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所が行う環境保全活動への助言・支援 ◎ 環境マネジメントシステム導入による効果の啓発や導入支援 |

※1 J-クレジット制度…中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、平成25年度から国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営しています。本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立をめざすものです。

※2 カーボン・オフセット…日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のことです。

※3 環境報告書…企業などの事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO₂排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、名称や報告を発信する媒体を問わず、定期的に公表するものです。



施策3

環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

□現状と課題

- これまでもホームページや広報紙、メールマガジンなどを通じて、様々な環境情報を提供してきましたが、環境については対象となる分野が広く、複数の部局や市町村等多くの行政機関により多様な取組が行われているため、情報が点在してしまいがちなことが課題となっています。
- 環境に関する情報を体系的に収集・整備し、一元的に提供するとともに、できるだけ分かりやすく伝えていくことが求められています。
- 各主体による活動や研修・交流機会などを通じて形成されるネットワークや仲間は、さらに取組を進める財産となるものであり、環境教育・学習や環境保全活動を一層推進するためのネットワークづくりを引き続き進めていく必要があります。

【施策の概要】

- 1 地域の環境に関する情報や環境保全活動、環境保全団体に関する情報提供の充実を図ります。
- 2 各主体が協働した環境教育・学習や環境保全活動を推進するため、地域の環境保全活動を担う環境NPOなどの団体と各主体とのネットワークづくりを推進します。

□施策の展開方向

- ① 環境に関する情報や環境保全活動などの情報収集とホームページなどを通じた分かりやすい情報発信に取り組みます。【環境政策課】
- ② 県内大学と協働し、大学による環境教育モデルの形成に向けた仕組みづくりに取り組むとともに、地域の環境保全活動や環境教育の拡充を図るため、研修・交流機会などを通じて、環境団体・事業者などの多様な主体とのネットワークづくりを促進します。【環境政策課】














モニタリング指標 6-3-a P82

□各主体に期待される役割

| | |
|--------|--|
| 市町村等 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の環境に関する情報の収集・公表 ◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集・提供 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の環境に関する情報の収集 ◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集と活動への参加 ◎ 環境NPOなどの地域の環境保全活動に取り組む団体への参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境NPOなどが実施する地域の環境保全活動への支援 |
| 環境保全団体 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報発信 ◎ 環境保全に関する活動方針や組織、運営形態などに関する情報の公開 ◎ 環境配慮や環境保全活動に関する他の団体・主体とのネットワークづくり ◎ 県や市町村等が開催する研修機会等への積極的な参加 |

2 政策・施策の具体的展開とSDGsとの関係

| 第6次青森県環境計画 | | SDGsの17の目標（ゴール） | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|---|---|---|---|---|
| | | 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | |
| 2030年のめざす姿 | 政策・施策 |  |  |  |  | |
| 自然との共生、 低炭素・循環による持続可能な地域社会 | 1 自然と共生する暮らし | 政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり | | | | |
| | 施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全 | | ○ | ○ | | |
| | 施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進 | | | | | ○ |
| | 施策3 森林の保全と活用 | | | | | |
| | 施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進 | | ○ | ○ | | |
| | 施策5 野生動植物の保護・管理 | | | ○ | | |
| | 施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用 | | | | | ○ |
| | 施策7 温泉の保全 | | | | ○ | |
| | 政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造 | | | | | |
| | 施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造 | | ○ | ○ | | |
| | 施策2 良好な景観の保全と創造 | | | | | ○ |
| | 施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用 | | | | | |
| | 2 持続可能な低炭素・循環型社会 | 政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり | | | | |
| | 施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進 | | | | | |
| | 施策2 資源循環対策の推進 | | | ○ | | |
| | 施策3 廃棄物の適正処理の推進 | | | | | |
| | 政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり | | | | | |
| | 施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進 | | | | | |
| | 施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進 | | | | | |
| | 政策5 安全・安心な生活環境の保全 | | | | | |
| | 施策1 大気環境の保全 | | | | ○ | |
| 施策2 静けさのある環境の保全 | | | | ○ | | |
| 施策3 地盤・土壌環境の保全 | | | | ○ | | |
| 施策4 化学物質対策の推進 | | | | ○ | | |
| 施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進 | | | | ○ | | |
| 施策6 環境放射線対策の推進 | | | | ○ | | |
| 施策7 環境影響評価の推進 | | | | ○ | | |
| 施策8 公害苦情・紛争処理の推進 | | | | ○ | | |
| 3 環境にやさしい青森県民 | 政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり | | | | | |
| 施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり | | | | | ○ | |
| 施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり | | | | | ○ | |
| 施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり | | | | | ○ | |

| SDGsの17の目標（ゴール） | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|---|---|--|---|---|--|--|---|--|
| ジェンダー 平等を 実現しよう | 安全な水と トイレを 世界中に | エネルギー をみんなに そして クリーンに | 働きがいも 経済成長も | 産業と技術 革新の基盤 をつくろう | 人や国の 不平等を なくそう | 住み続け られるまち づくりを | つくる責任 つかう責任 | 気候変動に 具体的な 対策を | 海の豊かさ を守ろう | 陸の豊かさ も守ろう | 平和と公正 をすべての 人に | パートナ シップで 目標を 達成しよう |
| 5 ジェンダー平等を 実現しよう  | 6 安全な水とトイレ を世界中に  | 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  | 8 働きがいも 経済成長も  | 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう  | 10 人や国の不平等を なくそう  | 11 住み続けられる まちづくりを  | 12 つくる責任 つかう責任  | 13 気候変動に 具体的な対策を  | 14 海の豊かさを 守ろう  | 15 陸の豊かさも 守ろう  | 16 平和と公正を すべての人に  | 17 パートナーシップで 目標を達成しよう  |
| | | | | | | | | | | | | |
| | ○ | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | ○ |
| | | | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| | ○ | | ○ | | | | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| | ○ | | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | |
| | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ |
| | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | ○ |

3 環境指標

環境に係る現状や各政策・施策の進捗状況等を観測・測定する「環境指標」として、目標値を設定する「目標設定指標」と現状や経年推移を観測する「モニタリング指標」を設定します。

「環境指標」項目は、毎年、点検を行い、進捗状況等の総合的判断における参考資料のひとつとします。

【目標設定指標】

| 指 標 | 現状（計画策定時） | | 目標値・期待値 | | 当該指標により把握する環境等の状況 | |
|---------------------------------------|---|---------------|---------|--------------|-------------------|----------------------------|
| | 指標の説明 | 年度等 | 実績 | 年度等 | | 数 値 |
| 政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり | | | | | | |
| 施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全 | | | | | | |
| 1-1-1 河川におけるBODの環境基準達成率（％） | ふるさとの森と川と海保全地域の河川における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率 | H30 (2018) | 96.4 | 各年度 | 現状値以上 | ふるさとの森と川と海保全地域における河川の水質の状況 |
| | | | | | | |
| 1-1-2 公共用水域（海域）のCODの環境基準達成率（％） | 公共用水域（海域）の化学的酸素要求量（COD）が環境基準を達成している割合 | H30 (2018) | 96.4 | 各年度 | 現状値以上 | 生活に密接に関わる公共用水域の水質状況 |
| | | | | | | |
| 1-1-3 公共用水域の環境基準達成率（％）（BOD又はCOD） | 河川、湖沼、海域の環境基準を達成している割合 | H30 (2018) | 95 | 各年度 | 90%以上 | 生活に密接に関わる公共用水域の水質状況 |
| | | | | | | |
| 1-1-4 汚水処理人口普及率（％） | 下水道・農業集落排水・漁業集落排水・合併処理浄化槽等の各事業による処理人口の合計/県全体の行政人口 | H30 (2018) | 80.0 | R7 (2025) | 88.0%以上 | 川や海などの公共用水域の水質保全状況 |
| | | | | | | |
| 1-1-5 十和田湖のCODの年間平均値（mg/リットル） | 十和田湖の水質環境基準点（中央）における年間平均値 | H30 (2018) | 1.3 | 各年度 | 1mg/L以下 | 十和田湖の水質（汚濁）の状況 |
| | | | | | | |
| 1-1-6 十和田湖の透明度の年間平均値（m） | 十和田湖の水質環境基準点（中央）における年間平均値 | H30 (2018) | 11.9 | 各年度 | 12m以上 | 十和田湖の水質（清澄さ）の状況 |
| | | | | | | |
| 施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進 | | | | | | |
| 1-2-1 自然ふれあい体験プログラム利用者数（人） | 県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラムの利用者数（年度集計） | H30 (2018) | 779 | R5 (2023) | 1,000人 | 自然とふれあう機会への関心度 |
| | | | | | | |
| 施策3 森林の保全と活用 | | | | | | |
| 1-3-1 再造林率（民有林）（％） | 民有林における再造林率 | H30 (2018) | 27.1 | R5 (2023) | 40% | 森林の保全と活用の状況 |
| | | | | | | |
| 施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進 | | | | | | |
| 1-4-1 青森県特別栽培農産物認証制度取組面積（ha） | 化学合成農薬や化学肥料を使用しない、または地域の使用量の半分以上に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として県が認証する当該制度による取組の面積 | H30 (2018) | 436 | R3 (2021) | 700ha | 化学合成農薬等の使用低減による農地の保全 |
| | | | | | | |
| 施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用 | | | | | | |
| 1-6-1 白神山地入込者数（人） | 白神山地主要観光地の入込者数（暦年集計） | H29 (2017) | 304,015 | R5 (2023) | 427,000人 | 世界自然遺産に対する関心の高さ |
| | | | | | | |
| 政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造 | | | | | | |
| 施策2 良好な景観の保全と創造 | | | | | | |
| 新 | 2-2-1 景観フォーラム等参加者数（人） | H30 (2018) | 93 | 各年度 | 現状値以上 | 良好な景観の保全・創造の状況 |
| | 景観フォーラム、景観学習教育等への参加者数 | | | | | |
| 新 | 2-2-2 景観法及び県景観条例等の違反件数（件） | H30 (2018) | 0 | 各年度 | 0件 | 良好な景観の保全・創造の状況 |
| | 同上 | | | | | |
| 政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり | | | | | | |
| 施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進 | | | | | | |
| 3-1-1 | 1人1日当たりのごみ排出量（g） | H29 (2017) | 1,002 | R2 (2020) | 980g | 一般廃棄物の減量化の進捗状況 |
| | 1人1日当たりのごみ排出量 | | | | | |
| 3-1-2 | 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（g） | H29 (2017) | 680 | R2 (2020) | 680g | 生活系一般廃棄物の減量化の進捗状況 |
| | 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 | | | | | |
| 3-1-3 | 1人1日当たりの事業系ごみ排出量（g） | H29 (2017) | 322 | R2 (2020) | 300g | 事業系一般廃棄物の減量化の進捗状況 |
| | 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 | | | | | |

| 指 標 | | 現状（計画策定時） | | 目標値・期待値 | | 当該指標により把握する環境等の状況 |
|------------------------------------|---|------------------|--------|---------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| | | 年度等 | 実 績 | 年度等 | 数 値 | |
| 3-1-4 | ごみのリサイクル率（%） | H29 (2017) | 15 | R2 (2020) | 25% | ごみのリサイクルの進捗状況 |
| | ごみリサイクル率 | | | | | |
| 施策3 廃棄物の適正処理の推進 | | | | | | |
| 新 | 3-3-1 災害廃棄物処理計画策定市町村数 | R元.12末 (2019) | 4 | R5 (2023) | 40 | 災害廃棄物処理に関する取組状況 |
| | 災害により大量に発生する廃棄物の円滑・迅速な処理のための災害廃棄物処理計画を策定した市町村の数 | | | | | |
| 新 | 3-3-2 建設系廃棄物の大規模不法投棄件数（件） | H30 (2018) | 4 | R12 (2030) | 0件 | 建設系廃棄物大規模な不法投棄等の状況 |
| | 当該年度に発見された建設系廃棄物の大規模な不法投棄件数(10t以上) | | | | | |
| 政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり | | | | | | |
| 施策1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進 | | | | | | |
| 4-1-1 | 温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ） | H28 (2016) | 15,709 | R12 (2030) | 11,300* 千t-CO ₂ | 地球温暖化の状況 |
| | 県内における温室効果ガス排出量（二酸化炭素など）の合計値 | | | | | |
| 4-1-2 | 二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ） | H28 (2016) | 14,214 | R12 (2030) | 11,065* 千t-CO ₂ | 省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況 |
| | 県内における産業、業務その他、家庭、運輸等の各部門からの二酸化炭素排出量の合計値 | | | | | |
| 4-1-3 | 家庭部門における1人当たり二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ） | H28 (2016) | 2.81 | R12 (2030) | 減少 | 家庭部門における省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況 |
| | 同上 | | | | | |
| 4-1-4 | 業務その他部門における床面積（㎡）当たり二酸化炭素排出量（kg-CO ₂ ） | H28 (2016) | 180 | R12 (2030) | 減少 | ビルやオフィスにおける省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況 |
| | 同上 | | | | | |
| 4-1-5 | 産業部門の二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ） | H28 (2016) | 4,777 | R12 (2030) | 4,274* 千t-CO ₂ | 産業部門における省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況 |
| | 産業部門（製造業、建設業・鉱業及び農林水産業）からの二酸化炭素排出量の合計値 | | | | | |
| 4-1-6 | 運輸部門の二酸化炭素排出量（千t-CO ₂ ） | H28 (2016) | 2,130 | R12 (2030) | 1,376* 千t-CO ₂ | 運輸部門における省エネルギーの進捗状況やエネルギーの低炭素化の状況 |
| | 運輸部門（自動車、鉄道、船舶及び航空機）からの二酸化炭素排出の合計値 | | | | | |
| 4-1-7 | 次世代自動車普及率（%） | H29 (2017) | 12.8 | R5 (2023) | 増加 | 低燃費かつ低排出ガス認定車等の導入状況 |
| | 電気自動車、ハイブリッド車等の次世代自動車普及率 | | | | | |
| 施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進 | | | | | | |
| 4-2-1 | 木製ベレット生産量（t） | H29 (2017) | 3,094 | R5 (2023) | 2,500t 以上 | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 |
| | 化石燃料の代替エネルギーとして利用する木質バイオマス燃料の生産量 | | | | | |
| 新 | 4-2-2 りんご剪定枝のバイオマス利用率（%） | H30 (2018) | 70.0 | R2 (2020) | 73.0% | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 |
| | 剪定枝をチップとして利用した割合 | | | | | |
| 政策5 安全・安心な生活環境の保全 | | | | | | |
| 施策1 大気環境の保全 | | | | | | |
| 5-1-1 | 大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）（%） | H30 (2018) | 98 | 各年度 | 100% | 大気環境の保全状況 |
| | 同上 | | | | | |
| 施策2 静けさのある環境の保全 | | | | | | |
| 5-2-1 | 自動車騒音の環境基準達成率（%） | H30 (2018) | 99.7 | 各年度 | 100% | 地域住民の静穏な生活環境の保全状況 |
| | 環境基準が設定されている地域における自動車騒音の環境基準達成率 | | | | | |
| 施策3 地盤・土壌環境の保全 | | | | | | |
| 5-3-1 | 一定の規模以上の土地の形質の変更届出による土壌汚染の発見件数（件） | H30 (2018) | 0 | 各年度 | 0件 | 土壌環境の保全状況 |
| | 同上 | | | | | |
| 施策4 化学物質対策の推進 | | | | | | |
| 5-4-1 | ダイオキシン類の環境基準達成率（%） | H30 (2018) | 100 | 各年度 | 100% | 環境中のダイオキシン類の状況 |
| | 大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌のダイオキシン類の環境基準達成率 | | | | | |

| 指 標 | | 現 状 (計画策定時) | | 目 標 値 ・ 期 待 値 | | 当該指標により把握する環境等の状況 | |
|----------------------------------|-------|--|------------------|---------------|--------------|-------------------|------------------------|
| | | 年度等 | 実 績 | 年度等 | 数 値 | | |
| 政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐづくりと仕組みづくり | | | | | | | |
| 施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐづくり | | | | | | | |
| | 6-1-1 | 環境教育に係る全体計画を作成している小中学校の割合(%) | H30 (2018) | 66.7 | R5 (2023) | 増加 | 小中学校における環境教育の取組状況 |
| | | 小中学校の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において、それらの特性に応じ、また、それらを相互に関連させながら、環境教育に係る全体計画を作成している学校の割合 | | | | | |
| | 6-1-2 | 環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合(%) | H30 (2018) | 90.5 | R5 (2023) | 増加 | 小中学校における環境教育の取組状況 |
| | | 同上 | | | | | |
| | 6-1-3 | 環境出前講座等参加者数 (人) | H30 (2018) | 2,961 | R5 (2023) | 3,000人 | 環境教育の機会の活用状況 |
| | | 学校や地域で実施する環境出前講座等への参加人数 | | | | | |
| 施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり | | | | | | | |
| 新 | 6-2-1 | 地域における環境保全活動に参加している人の割合 (%) | H30 (2018) | 16.7 | R4 (2022) | 20% | 環境に配慮した活動への県民の参加状況 |
| | | 県民アンケートで、地域における環境保全活動に「いつも参加している」または「だいたい参加している」と回答した人の割合 | | | | | |
| 新 | 6-2-2 | あおもりECOにこオフィス/ショップ認定事業所数 (件) | H31.3末 (2018) | 1,198 | R4 (2022) | 1,300件 | 環境に配慮した取組を実践している事業所の状況 |
| | | 省エネやレジ袋の削減など環境に配慮した取組を行っている事業所を県が認定する「あおもりECOにこオフィス」、「あおもりECOにこショップ」の認定事業所数 | | | | | |
| 新 | 6-2-3 | 専任又は兼任の環境担当者が配置されている事業所の割合 (%) | H30 (2018) | 43 | R4 (2022) | 50% | 環境に配慮した活動への県民の参加状況 |
| | | 事業者アンケートで、事業所内に環境問題に取り組むための担当者(専任又は兼任)が配置されていると回答した事業所の割合 | | | | | |

※ 青森県地球温暖化対策推進計画(平成30年3月改定時)の目標値

【モニタリング指標】

| 指 標 | | 推 移 | | | | | | 当該指標により観測する環境等の状況 |
|--------------------------------|--|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--|
| | | 年度等 | 実 績 | 年度等 | 実 績 | 年度等 | 数 値 | |
| 政策1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり | | | | | | | | |
| 施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進 | | | | | | | | |
| 1-2-a | 自然公園内観光地点入込客数(千人) | H28(2016) | 7,816 | H29(2017) | 7,741 | H30(2018) | 7,699 | 自然公園の利用状況 |
| | 国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込客数(暦年集計) | | | | | | | |
| 施策5 野生動植物の保護・管理 | | | | | | | | |
| 1-5-a | 特定計画が策定されている鳥獣数(種) | H28(2016) | 1 | H29(2017) | 2 | H30(2018) | 2 | 保護又は管理を必要とする野生鳥獣 |
| | 第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画及び希少鳥獣保護計画が策定されている鳥獣数 | | | | | | | |
| 施策7 温泉の保全 | | | | | | | | |
| 1-7-a | 県内の温泉総湧水量に占める動力泉の割合(%) (暦年集計) | H27(2015) | 91.2 | H28(2016) | 91.2 | H29(2017) | 91.4 | 温泉資源の増減を推定する目安 限りある温泉資源の保全と持続的利用の状況 |
| | 同上 | | | | | | | |
| 政策2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造 | | | | | | | | |
| 施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造 | | | | | | | | |
| 2-1-a | 一人あたり都市公園等面積(m ² /人) | H28.3末(2015) | 17.8 | H29.3末(2016) | 18 | H30.3末(2017) | 18.1 | 快適な生活環境の状況 |
| | 都市計画区域内における人口一人あたりの都市公園面積 | | | | | | | |
| 2-1-b | 農林漁家民泊宿泊者数(人)(年度集計) | H28(2016) | 6,189 | H29(2017) | 6,658 | H30(2018) | 5,945 | グリーン・ツーリズムの取組状況 |
| | 農林漁家民宿への宿泊者数 | | | | | | | |
| 施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用 | | | | | | | | |
| 2-3-a | 三内丸山遺跡センター見学者数(千人) | | | | | R 1(2019) | - | 歴史的・文化的遺産の活用状況 |
| | 同上 | | | | | | | |
| 政策3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり | | | | | | | | |
| 施策1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった3Rの推進 | | | | | | | | |
| 3-1-a | あおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定事業所数(件) | | | | | H31.3末(2018) | 161 | 食品ロスに配慮した取組状況 |
| | 食品ロス削減につながる取組を行っている事業所を県が認定する「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」の認定事業所数 | | | | | | | |
| 施策2 資源循環対策の推進 | | | | | | | | |
| 3-2-a | リサイクル製品認定数 | H29.3末(2016) | 411 | H30.3末(2017) | 362 | H31.3末(2018) | 368 | 資源の循環的な利用状況 |
| | 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例に基づき知事が認定するリサイクル製品の認定数(累計) | | | | | | | |
| 3-2-b | 下水汚泥(公共下水道)のリサイクル率(%) | H27(2015) | 92.5 | H28(2016) | 92.2 | H29(2017) | 91.7 | 資源の循環的な利用状況 |
| | 下水汚泥の処理量のうちコンポスト化やセメント原料化などにより有効利用した割合 | | | | | | | |
| 施策3 廃棄物の適正処理の推進 | | | | | | | | |
| 3-3-a | 産業廃棄物不法投棄等の発見件数(件) | H28(2016) | 104 | H29(2017) | 84 | H30(2018) | 62 | 産業廃棄物不法投棄等の状況 |
| | 産業廃棄物不法投棄等の発見件数 | | | | | | | |
| 3-3-b | 産業廃棄物不法投棄等の解決件数(件) | H28(2016) | 50 | H29(2017) | 37 | H30(2018) | 30 | 産業廃棄物不法投棄等の状況 |
| | 産業廃棄物不法投棄等の解決件数 | | | | | | | |
| 3-3-c | 優良産廃処理業者認定件数(件) | | | | | H31.3末(2018) | 80 | 産業廃棄物不法投棄等の状況 |
| | 通常の許可基準より厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者として、県及び政令市(中核市)が審査し認定している業者の数 | | | | | | | |
| 政策4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり | | | | | | | | |
| 施策2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進 | | | | | | | | |
| 4-2-a | 風力発電導入量(Kw) | H28.3末(2015) | 365,763 | H29.3末(2016) | 385,263 | H30.3末(2017) | 417,463 | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 |
| | 同上 | | | | | | | |
| 4-2-b | 太陽光発電導入量(Kw) | H27.3末(2014) | 132,950 | H28.3末(2015) | 337,610 | H29.3末(2016) | 482,283 | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 |
| | 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度(FIT制度)に認定されている太陽光発電の導入量 | | | | | | | |

| 指 標 | | 推 移 | | | | | | 当該指標により観測する環境等の状況 | | |
|---|---|--|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|--------|-------------------------|
| 指標の説明 | | 年度等 | 実 績 | 年度等 | 実 績 | 年度等 | 数 値 | | | |
| 4-2-c 太陽光発電導入件数（件） | 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている太陽光発電の導入件数 | H27.3末 (2014) | 9,076 | H28.3末 (2015) | 10,566 | H29.3末 (2016) | 11,693 | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 | | |
| | | H29.3末 (2016) | 13,834 | H30.3末 (2017) | 26,234 | H31.3末 (2018) | 26,287 | | | |
| | 4-2-d バイオマス発電導入量（Kw） | 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されているバイオマス発電の導入量 | H27.3末 (2014) | 2 | H28.3末 (2015) | 4 | H29.3末 (2016) | | 5 | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 |
| | | | H29.3末 (2016) | 13,834 | H30.3末 (2017) | 26,234 | H31.3末 (2018) | | 26,287 | |
| | 4-2-e バイオマス発電導入件数（件） | 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されているバイオマス発電の導入件数 | H27.3末 (2014) | 2 | H28.3末 (2015) | 4 | H29.3末 (2016) | | 5 | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 |
| | | | H29.3末 (2016) | 13,834 | H30.3末 (2017) | 26,234 | H31.3末 (2018) | | 26,287 | |
| | 4-2-f 水力発電導入量（Kw） | 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている水力発電の導入量 | H27.3末 (2014) | 1,817 | H28.3末 (2015) | 1,817 | H29.3末 (2016) | | 1,817 | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 |
| H29.3末 (2016) | | | 13,834 | H30.3末 (2017) | 26,234 | H31.3末 (2018) | 26,287 | | | |
| 4-2-g 水力発電導入件数（件） | 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている水力発電の導入件数 | H27.3末 (2014) | 7 | H28.3末 (2015) | 7 | H29.3末 (2016) | 7 | 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入状況 | | |
| | | H29.3末 (2016) | 13,834 | H30.3末 (2017) | 26,234 | H31.3末 (2018) | 26,287 | | | |
| 政策5 安全・安心な生活環境の保全 | | | | | | | | | | |
| 施策3 地盤・土壌環境の保全 | | | | | | | | | | |
| 5-3-a 一定の規模以上の土地の形質の変更届出件数（件） | 一定規模以上の土地の形質を変更しようとする時は、その旨を県に届け出る必要があり、県は当該土地において特定有害物質による土壌汚染のおそれがある場合には、その土地所有者等に対し当該土地の土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命令することができる。「目標設定指標5-3-1;土壌汚染の発見件数」の関連指標 | H28 (2016) | 81 | H29 (2017) | 75 | H30 (2018) | 65 | 土壌環境の保全状況 | | |
| | | H29 (2017) | 75 | H30 (2018) | 65 | | | | | |
| 施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 5-5-a 降水のpH | 青森市における降水のpHの年間平均値 | H28 (2016) | 4.8 | H29 (2017) | 4.8 | H30 (2018) | 4.8 | 酸性雨（pH5.6以下の雨）の状況 | | |
| | | H29 (2017) | 4.8 | H30 (2018) | 4.8 | | | | | |
| 施策6 環境放射線対策の推進 | | | | | | | | | | |
| 5-6-a 空間放射線測定地点数（連続測定） | 各原子力施設周辺の空間放射線量の連続測定地点数 | H28 (2016) | 24 | H29 (2017) | 24 | H30 (2018) | 24 | 原子力施設周辺の環境モニタリング状況 | | |
| | | H29 (2017) | 24 | H30 (2018) | 24 | | | | | |
| 施策7 環境影響評価の推進 | | | | | | | | | | |
| 5-7-a 環境影響評価の審査指導状況（件） | 環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例に基づき、審査指導を行った環境影響評価図書の数 | H28 (2016) | 20 | H29 (2017) | 19 | H30 (2018) | 20 | 環境影響評価の実施状況 | | |
| | | H29 (2017) | 19 | H30 (2018) | 20 | | | | | |
| 施策8 公害苦情・紛争処理の推進 | | | | | | | | | | |
| 5-8-a 公害苦情件数と処理件数（件） | 市町村及び県の各地域県民局環境管理部において受け付けた公害苦情の件数及び当該窓口で直接処理された件数（いずれも繰越件数を含む） ※上段は苦情件数、下段は苦情件数のうち直接処理件数 | H28 (2016) | 518 - 407 | H29 (2017) | 494 - 381 | H30 (2018) | 513 - 389 | 公害苦情処理の状況 | | |
| | | H29 (2017) | 494 - 381 | H30 (2018) | 513 - 389 | | | | | |
| 政策6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり | | | | | | | | | | |
| 施策1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり | | | | | | | | | | |
| 6-1-a こどもエコクラブ加入率（人口千対） | こどもエコクラブ加入者数/各年10月1日現在の推計人口（総務省統計局）の20歳未満人口 ※上段は青森県の数値、下段の（ ）内の数値は東北6県の平均値 | H28 (2016) | 7.62 (5.28) | H29 (2017) | 7.43 (5.22) | H30 (2018) | 9.24 (5.83) | 地域における自主的な環境学習・実践活動の取組状況 | | |
| | | H29 (2017) | 7.43 (5.22) | H30 (2018) | 9.24 (5.83) | | | | | |
| 施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり | | | | | | | | | | |
| 6-2-a 環境マネジメントシステム導入組織数（事業所） | 環境マネジメントシステム（ISO14001、EA21、KESなど）を導入している県内の事業所数 | H29.3末 (2016) | 257 | H30.3末 (2017) | 227 | H31.3末 (2018) | 235 | 県内事業所における組織的な環境対策の取組状況 | | |
| | | H30.3末 (2017) | 227 | H31.3末 (2018) | 235 | | | | | |
| 施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり | | | | | | | | | | |
| 6-3-a 環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数（団体） | 同上 | H28 (2016) | 118 | H29 (2017) | 120 | H30 (2018) | 116 | 県内で環境保全活動を行う団体 | | |
| | | H29 (2017) | 120 | H30 (2018) | 116 | | | | | |

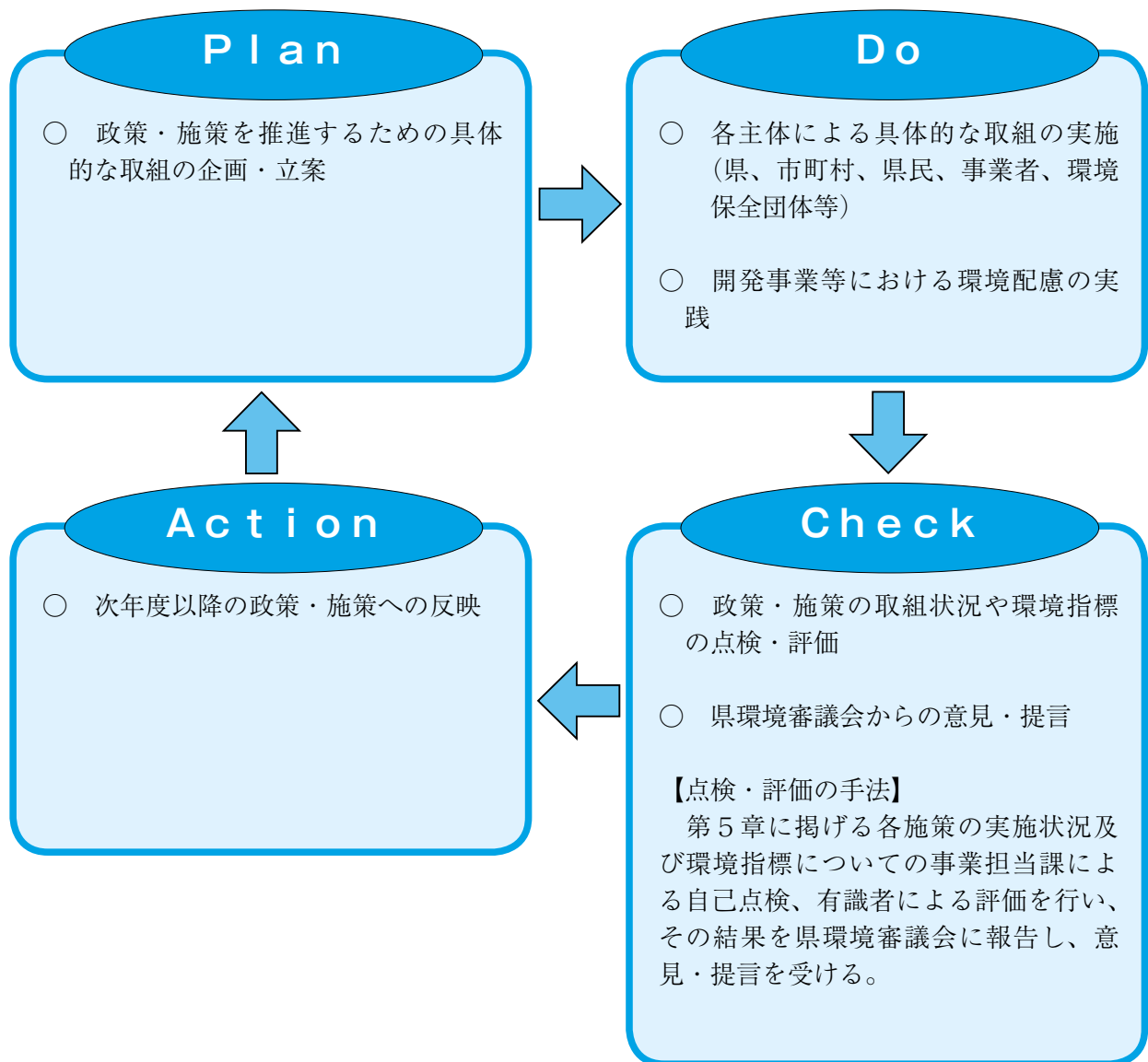
第6章 計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

本計画の進捗については、毎年度、政策・施策の取組状況を取りまとめて県ホームページで公表します。

また、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、取組状況を点検・評価するとともに、県環境審議会に報告し、出された意見・提言も踏まえ、本計画のめざす姿の実現に向け、着実に推進していきます。

<計画のPDCAサイクルのイメージ>



第7章 開発事業等における環境配慮指針

- 1 開発事業等における環境配慮の考え方**
- 2 環境配慮指針**

第7章 開発事業等における環境配慮指針

1 開発事業等における環境配慮の考え方

現在、県内においても、道路などの社会資本の整備をはじめ、私たちの生活に快適さや利便性をもたらす各種の地域開発事業が実施されていますが、開発による環境への影響も懸念されています。

開発と環境保全はいずれか一方が優先するものではなく、環境と経済が調和し、持続可能な社会の形成に向けて、社会基盤の整備を核とした地域振興と豊かな自然環境などの保全を通じた地域づくりがバランスよく適切に進められていくことが必要です。

本県の豊かで美しい自然環境や歴史的・文化的遺産を保全し、これらをより良好な地域環境として創造し、次世代へ引き継いでいくためには、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある開発や立地の構想・計画策定時から、開発終了後の土地利用までのあらゆる段階において、環境への負荷をできる限り最小限にとどめる配慮と対応が必要です。

このため、開発事業等における環境配慮指針として、開発事業等の構想や計画立案、事業の実施に当たって事前に環境に配慮すべき基本的な事項などについて、次の区分により示すものです。

- (1) 構想・計画地選定段階
- (2) 土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階
- (3) 操業や日常利用段階
- (4) 事業の終了・廃業段階

2 環境配慮指針

(1) 構想・計画地選定段階

① 自然環境の保全に係る配慮

ア 水循環・水環境に係る配慮

- ・ 源流域や水道水源、名水などの湧水、湿原、滝、溪谷、池沼などの良好な自然環境とその周辺での開発はできるだけ避ける。
- ・ 河川、海域及びその周辺の水環境が有する水質浄化機能や植生、野生動植物の生息・生育環境の保全に配慮する。
- ・ 湖沼、池、湾などの閉鎖性水域の後背流域における水質の汚濁負荷を増大させるような大規模な自然改変や開発を行う場合は、水域への影響に十分配慮する。
- ・ 水辺空間や散策路など、住民が水辺環境とふれあえる場所の確保や創出に努める。

イ 緑地・森林・自然景観等に係る配慮

- ・ 自然環境保全地域、緑地保全地域、自然公園での事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、優れた自然環境や自然景観の保全に十分配慮する。
- ・ 保安林指定区域での事業計画は避けるとともに、保安林以外の地域森林計画の対象になっている森林や樹木の伐採は、法令を遵守し、地形改変などは必要最小限にとどめるようにする。
- ・ 地すべり防止区域や国の補助事業により森林整備を実施した区域での事業計画は避ける。

- ・ 原生的な森林や自然植生、特定植物群落などの良好な自然環境や希少な植生の生育地及びその周辺地での開発はできるだけ避ける。
- ・ 地域の自然環境を良好な状態で維持・形成している森林や樹林などの緑地の保全に努める。
- ・ 森林や樹林等が有する水源涵養機能^{かん}などの多面的機能の保全と向上に努める。
- ・ 防風林及び屋敷林などの森林や樹林地が有する防災や気候緩和機能の保全に努め、機能増進の観点から連続した緩衝緑地帯の創造に配慮する。
- ・ 事業計画地内の自然林や自然植生、希少な植物群落の保全に配慮するとともに、残存緑地や公園などとして適切に保全し、森林や樹林地は混交林^{※1}、複層林化に努める。
- ・ 湿地や水辺、森林、草原、海浜などを野生動植物の生息・生育環境と一体的に保全するように努める。
- ・ 道路や大規模施設などの整備に当たっては、連続する樹林地や緑地などの自然環境の分断防止などに配慮する。
- ・ 特異な地形や地質、自然現象などの自然景観資源については、地域らしさを構成する環境資源として保全し、適切な活用に努めるとともに、その周辺地での開発はできるだけ避ける。
- ・ 観光レクリエーション開発などの面的開発事業の実施に当たっては、林地内での転圧や踏圧などによる雨水等の不浸透化、下草や落葉・落枝の除去などによる生物の生息・生育環境への影響が生じないようにする。
- ・ 計画地内に良好な自然景観がある場所では、残存緑地や公園などとして保全や活用に努め、地域住民への開放などにも配慮する。
- ・ 優れた自然景観の眺望の阻害や眺望施設などからの自然景観への影響が生じないように十分配慮する。

※1 混交林…広葉樹と針葉樹など、性質の異なる2種類以上の樹種から構成される森林です。様々な樹種で構成されることから、そこに棲む生物も多様性に富んでいます。

ウ 身近な自然環境に係る配慮

- ・ 里山などの樹林地や緑地の保全に配慮し、市街地や居住空間、観光レクリエーションの場に近しい斜面緑地の保全や眺望の確保などに努める。
- ・ 里山など日常生活にかかわりのある農林地や水辺における希少な野生動植物の生息・生育地、繁殖地の保全に配慮する。
- ・ 希少な野生動植物の生息・生育地及び繁殖地周辺での大規模開発や自然改変は避け、身近に自然とふれあえる場として活用できるように努める。
- ・ 農林産物の生産や水源涵養^{かん}、景観保全、小動物の生息地など、里地里山が有している多面的機能の保全に努める。
- ・ 小動物などの生息の場となっている里地里山の農林地や小川、用水路、河川・河川敷、水田の畦畔などの自然的環境との連続性に配慮する。
- ・ 地域の人々に親しまれている水辺やなぎさなど、身近な自然空間の保全と創出に努める。

エ 野生動植物に係る配慮

- ・ 鳥獣保護区内での事業の実施に当たっては、法令等を遵守し、野生動植物の生息・生育環境の適切な保全と向上に努める。
- ・ 事業計画地の選定に当たっては、希少な野生動植物の生息・生育地及びその周辺地域での開

発はできるだけ避ける。

- ・野生動植物の生息・生育地となっている流域や水域単位での水環境の保全に配慮する。
- ・野生動植物の生息・生育地や繁殖地などに流入する水域における自然改変や事業の実施はできるだけ避け、水環境や表土、植生などを一体とした自然環境の保全に配慮する。
- ・野生動植物の生息・生育環境を分断する森林や草原、湿原、水辺の植生などの開発はできるだけ避ける。
- ・道路などの交通施設の整備に当たっては、希少野生動植物の生息・生育地の迂回や野生動物の移動空間の分断防止などに配慮する。
- ・生物の生息・繁殖や連続した移動環境の場となる河川、湖沼、池、湿地などの自然環境の保全に配慮する。
- ・自然海岸や海浜、干潟・藻場、沿岸等の淡水と海水が混じり合う汽水域などでの自然環境や野生動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- ・事業の実施に伴う潮流の変化など、地域の環境や海域の生態系への影響の防止に十分配慮する。

オ 温泉に係る配慮

- ・過剰揚湯による温泉資源の枯渇やゆう出量の減少など、周辺の源泉及び自然環境への影響防止に努める。
- ・温泉排水による河川や水辺などの水質汚濁等の防止に努める。
- ・温泉施設等からの眺望の保全に配慮する。
- ・観光・保養施設である温泉地とその周辺の自然環境及び景観への影響の防止に努める。

② 大気環境及び水環境等の生活環境の保全に係る配慮

ア 大気環境への配慮

- ・廃熱や粉じん、排ガスなどを大量に発生したり、有害化学物質を使用するような事業の実施はできるだけ避ける。
- ・盆地など大気の流れが滞りやすい地域では、廃熱や粉じん、排ガスなどが大量に発生する事業の実施はできるだけ避ける。
- ・道路などの整備に当たっては、自動車の排ガスによる生活環境への影響が生じないように十分に配慮する。
- ・住宅地や教育・文化施設、福祉・厚生・医療施設の周辺における悪臭の発生源となる事業の実施はできるだけ避ける。
- ・悪臭が発生する事業を実施する場合は、防臭設備の設置や悪臭が発生しない加工工程の採用など適切な対策に努める。
- ・物資の大量輸送や自動車交通量の増大などを伴う事業の実施に当たっては、交通渋滞の発生しやすい地域や住宅地等への車両の乗り入れ・通過等の抑制に努め、通勤者の公共交通機関利用や大量輸送手段の活用、輸送時間調整などに配慮する。
- ・開発事業等の内容が窒素酸化物などの大気汚染物質を排出するものである場合には、その排出抑制に努め、周辺の自然環境や生活環境などへの影響が生じないように配慮する。

イ 水環境に係る配慮

- ・水源の上流域において有害物質などの使用や貯留を伴う事業の実施は避ける。

- ・有害物質の地下浸透や流出を防止する十分な安全対策を講ずる。
- ・土地の改変に伴う土砂流出の防止並びに施設からの排水及び雨水排水の水質浄化対策に努める。

ウ 騒音・振動の防止に係る配慮

- ・住宅や工業用地の混在化の抑制など、騒音・振動公害の未然防止に努める。
- ・住宅地や教育・文化施設、福祉・厚生・医療施設、交通量の多い道路沿線の周辺では、騒音や振動などを発生する事業の実施をできるだけ避ける。
- ・道路等の交通施設のルートを選定等に当たっては、騒音・振動などの交通公害の未然防止や交通安全対策の推進に配慮する。
- ・物資の大量輸送や自動車交通量の増大などを伴う事業の実施に当たっては、交通渋滞の発生しやすい地域や住宅地等への車両の乗り入れ・通過等の抑制に努め、通勤者の公共交通機関利用や大量輸送手段の活用、輸送時間調整などに配慮する。

エ 地盤環境に係る配慮

- ・地盤が軟弱な地域では、大量の地下水の揚水を伴う事業はできるだけ避ける。
- ・地盤が軟弱な地域では、荷重が大きい構造物の設置や大規模な盛土を伴う事業の実施をできるだけ避け、十分な地盤沈下防止対策に努める。

③ 資源循環や廃棄物の適正処理に係る配慮

- ・開発事業等に伴って発生が見込まれる廃棄物の性状を踏まえ、発生抑制、減量化、再使用及び再生利用などに努める。
- ・開発事業等に伴って発生した廃棄物の処理を委託する場合は、周辺の廃棄物処理業者の状況などを適切に把握し、再生利用を行う処理業者への委託に努める。
- ・構想の策定段階から、事業の実施に伴って発生する廃棄物の処理に必要な費用負担を見込むなど、事業の実施後における廃棄物の適正処理の確保に努める。

④ 快適環境に係る配慮

ア 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造に係る配慮

- ・野生動植物の生息・生育地などは、その生息・生育に影響を及ぼさないよう、緑地や公園、身近な自然環境とのふれあいの場として適切に活用できるように配慮する。
- ・湧水や清流、巨樹・巨木林、自然海岸など、地域の自然環境を形成している水辺や地形、植生などの保全に努める。
- ・河川やせせらぎ、水路、池などの水辺の植生や樹林、樹木等の保全と適切な活用に配慮する。
- ・屋敷林や防風林、並木、生け垣などの身近にある緑資源が有する気象緩和や防災、景観保全などの多面的機能の保全と向上に努める。
- ・事業計画地内や周辺地の緑化により、連続する生物の移動環境や生息・生育地、繁殖地の確保と創出に努める。
- ・農林地の有する環境浄化や公害緩和機能などの保全と活用に配慮し、農林地の集団性が確保されるよう努める。
- ・水辺空間や散策路など、住民が水辺環境とふれあえる場所の確保や創出に努める。

イ 良好な景観に係る配慮

- ・湧水、清流、巨樹・巨木林、自然海岸、史跡・名勝、天然記念物、歴史的建造物など、地域の特徴的な景観を形成している自然環境や歴史的・文化的環境の保全に努める。
- ・主要道路等の沿線からの眺望の確保や農林地などの緑地景観の保全に配慮する。
- ・地域の景観形成に関する協定などに配慮した事業の推進に努める。

ウ 歴史的・文化的遺産に係る配慮

- ・文化財などの歴史的・文化的遺産やその周辺に影響を与えないよう適切な土地利用に努める。
- ・道路などの整備に当たっては、車両の排ガスや騒音、振動などによって、文化財等に影響を与えないよう適切なルート選定や緩衝緑地などの確保に努める。
- ・史跡・名勝や天然記念物、歴史的建造物、町並みなどの眺望の確保と周辺地の景観の保全に配慮する。
- ・歴史的・文化的遺産の周辺地域での建築物や建造物の設置に当たっては、これらの遺産の視界的妨げや連続性の分断などの防止に努める。
- ・祭り、行事、民俗芸能等の実施場所や街道周辺での開発や整備に当たっては、祭りなどの実施やその雰囲気などに影響を与えないような空間の確保・提供と建築物等のデザインなどに配慮する。
- ・歴史的・文化的遺産と一体的に地域の環境を形成している水辺や地形、植生などの自然環境の保全と適切な活用に配慮する。
- ・埋蔵文化財は可能な限り現状で保存することが望ましいものであり、周知の埋蔵文化財包蔵地^{※2}内で開発事業を計画するに当たっては、法令等を遵守し、その適切な保存に努める。

⑤ 地球環境に係る配慮

- ・開発事業等の内容が大量のエネルギー消費を伴うものである場合には、太陽光（熱）、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの導入・活用に努める。
- ・開発事業等の内容が大量の廃熱や温排水などを伴うものである場合には、周辺地域の施設の熱源や温水などとして有効利用できるように努める。

※2 周知の埋蔵文化財包蔵地…文化財保護法上の用語で、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を指します。いわゆる遺跡のことです。

(2) 土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階

① 土地・植生の改変（造成、敷地整備）段階での環境配慮

ア 農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮

- ・改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域外の生育適地に移植するなど希少種等の保存に努める。
- ・残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。
- ・農林地等の緑地や植生の改変に当たっては、緑地や植生が持つ水源涵養^{かん}、表土保全、災害防

- 止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。
- ・間伐などによって発生した林地残材については、有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。
- ・冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。
- ・人工林の伐採に当たっては、水源涵養^{かん}や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交林、複層林化に努める。
- ・緑化資材は郷土種の選定に努めることとし、外来種の侵入を抑止する。

イ 地形や地盤の改変に係る環境配慮

- ・地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模を低減するよう努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらに対する影響の低減に努める。
- ・地形の改変に当たっては、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用など、表土の保全と活用に努める。
- ・表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。
- ・地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈砂池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止のための早期の植栽や緑化対策などに努める。
- ・表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。
- ・埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。
- ・野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然環境や自然景観の保全に配慮する。
- ・流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。
- ・造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、多自然型工法などに努める。
- ・地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈の分断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。
- ・地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水や地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。
- ・盛土や土砂の埋立てを行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、有害物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、周辺土壌や地下水の汚染防止に努める。

ウ 水系や水辺の改変に係る環境配慮

- ・尾根筋などの分水界^{*3}や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。
- ・河道^{*4}の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。
- ・地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配

慮した護岸や河床の整備に努める。

- ・伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。
- ・道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカット^{※5}などに伴う伏流水や地下水の流路の分断を防止し保全に努める。
- ・水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。
- ・水辺の自然環境や緑地の保全、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全及び向上に努める。
- ・瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの水生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。
- ・堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。
- ・地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。
- ・ダムなどの大規模な水面を形成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。
- ・水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。
- ・多様な湖岸環境の保全と創出、中州や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。
- ・埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。
- ・大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。

※3 分水界 … 異なる水系の境界線のことです。

※4 河道 … 河川の水が常に流れている部分のことです。

※5 オープンカット … 地表面から直接掘削する工法のことです。

エ 海域の改変に係る環境配慮

- ・海岸などの護岸整備を行う場合は、沿岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法等の活用により自然の連続性や親水性の確保に努める。
- ・埋立てや干拓、堤防の設置やしゅんせつなどによる土砂や底質の自然環境への流出、潮流の変化による沿岸の侵食や堆砂作用の変化など、海象^{※6}条件の変化による海域生態系や水質への影響の防止に努める。
- ・海岸線の変更、防波堤や消波ブロックなどの設置に当たっては、海岸景観の保全と周辺の地域景観との調和に配慮する。

オ 建設機械の稼働に係る環境配慮

- ・重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動による周辺的生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響を防止するよう努める。
- ・低騒音・低振動型の建設機械の活用、稼働時期の平準化、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。
- ・重機による地形改変に当たっては、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。

カ 土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮

- ・土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。
- ・表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬出地での生態系への影響に十分配慮する。
- ・搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への影響の防止に努める。

キ 廃棄物処理等への配慮

- ・地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。
- ・建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。

※6 海象… 強風、潮流など海洋における自然現象の総称です。

② 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮

ア 道路（車道、歩道）、雨水排水路の設置に係る環境配慮

- ・野生動物の繁殖地や生息地の移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。
- ・野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。
- ・側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上がれるような側壁の工夫に努める。
- ・道路等の整備に当たっては、大気汚染物質が滞留しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスによる影響の防止と、緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。
- ・道路などの整備に当たっては、高盛土や高架等による景観の分断や大規模法面の形成に配慮し、適切な緑化などによる景観の保全に努める。
- ・道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化など良好な景観の形成に努める。
- ・道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。
- ・高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。

イ 基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮

- ・基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの損壊の未然防止に努める。
- ・大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下帯水層の分断や地下水排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止に努める。
- ・地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。
- ・ライフラインを地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うライフラインの分断の未然防止に努める。

ウ 低層建築物の建設に係る環境配慮

- ・建築物周辺において、まとまりのある連続した緑地の確保など、敷地の緑化や屋上緑化などに配慮し、野鳥や昆虫など身近な生物の生息・生育や移動環境の創出に配慮する。
- ・主要道路等の沿線で建築物を建設する場合は、眺望景観の確保に努める。
- ・地域の景観を形成する環境資源が計画地内や計画地に隣接して分布する場合は、施設や建築物の配置、建物のデザイン等を工夫し、周辺地からの眺望の確保、建造物等による視覚的遮へい防止に努める。
- ・都市部において、高密度な低層建築物を建設する場合は、建造物やアスファルト舗装、表土の転圧等による地表面の雨水等の不浸透化を防止し、地下浸透対策を講じるなど地下水の涵養機能の維持や向上に配慮する。
- ・宅地開発など低層建築物群を建設する場合は、宅地内や住宅間にまとまりのある連続した緑地の創出などにより快適な居住空間の確保に努める。
- ・地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。

エ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮

- ・計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物^{*7}の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。
- ・地下水涵養域での建設に当たっては、建造物や舗装等による地表面の雨水等の不浸透化防止に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水等の地下浸透緑地の確保などに努める。
- ・高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。
- ・主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による眺望景観の遮へい防止に努める。
- ・地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へい防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望景観の保全に配慮する。
- ・高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。
- ・高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。
- ・地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。

オ 高架構造物の建設に係る環境配慮

- ・送電線や鉄塔などの高架建造物を建設する場合は、地域の地盤・気象などの自然環境や景観について十分な調査を行い、自然環境の保全や災害防止に配慮したルートを選定に努めるとともに、周辺地域における日照障害や電波障害などの防止に努める。
- ・橋梁などを建設する場合は、周辺の景観に配慮するとともに、基礎の設置等に伴う水辺環境や自然環境の保全に努める。

カ 海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮

- ・海底や海中建造物の建設に当たっては、海流等への影響、底質のかくはんなどによる水質汚濁や海洋生態系への影響に十分配慮し、海域環境の保全に努める。
- ・海底地盤が軟弱な場所での荷重が大きい建造物の設置や土砂の埋立て等に当たっては、地盤沈下などによる影響について配慮する。

※7 食餌植物 … 鳥や昆虫などが餌として食べる花や葉、果実などの植物のことです。

(3) 操業や日常利用段階

① 交通量の増大に係る環境配慮

- ・交通量の増大による交通渋滞の防止や交通公害の低減、交通安全対策に努める。
- ・沿道の緑化や緑地帯の創出、ゆとりある横断施設などの確保に努める。
- ・生活道路と通通用道路との分離などによって宅地内の道路等における通過交通を抑制・調整し、通過交通用道路の沿道における緑化や緑地帯の確保に努めるなど、快適な居住環境の確保や交通安全対策の充実に配慮する。
- ・敷地内への通過交通の乗り入れ制限や速度制限をはじめ、通過交通用道路や沿道の緑地帯の確保など、交通公害の緩和に配慮する。
- ・施設内における自転車利用など、交通手段による環境負荷の軽減に努める。
- ・従業員の自家用車通勤の自粛や公共交通機関の活用など、交通渋滞や自動車等による環境汚染の軽減に努める。

② 大規模駐車場等に係る環境配慮

- ・適切な進出入口の確保などにより駐車場への出入口で交通渋滞が生じないように配慮する。また、駐車待機道の確保、駐車施設案内掲示板の設置などに努める。
- ・駐車場周辺や駐車場内の緑化や植栽に努め、景観の保全や駐車車両による環境影響の緩和などに配慮する。

③ 雨水や地表水の貯水や排水に係る環境配慮

- ・ダムや貯水池などの管理に当たっては、水位の変化に伴う湖岸の侵食等の防止に配慮し、適切な緑化や水辺景観、自然環境の保全と育成に努める。
- ・ダムなどの後背流域における森林の保全や人工林の混交林、複層林化などにより、水源涵養機能の維持増進、土砂等の流出防止や堆砂の軽減に努める。
- ・雨水の流出調整池の管理に当たっては、護岸等の多自然化や水辺の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に配慮するとともに、適切な水量調整などにより、河川の適正水量の維持や水質の浄化などに努める。
- ・湖沼や池などの閉鎖性水域に雨水や地表水を直接排水する場合は、事業地内からの環境汚染物質の流出などによる水質汚濁や富栄養化の防止に努める。
- ・農地開発等に伴う排水路の管理に当たっては、河川・湖沼などに農薬や肥料等を含む排水が直接流入しないように沈泥や浄化の機能を有した池を確保するなど、水質の浄化に努める。

④ 水資源利用に係る環境配慮

- ・水資源の有効利用や節水など水資源の保全に配慮し、施設等における水の再利用や雨水利用など、水の循環利用が可能となるようなシステムの導入に努める。

- ・地下水の揚水を行う場合は、周辺地域での地下水位の低下や地盤沈下等の防止に十分配慮する。

⑤ 産業排水に係る環境配慮

- ・産業排水は適正に処理するとともに、循環利用による排水量の低減や高度処理による汚濁負荷量の低減などに努める。
- ・環境汚染物質等の漏洩や流出を防止し、適正に管理するとともに、地下水涵養域^{かん}や水道水源上流域などにおける環境汚染物質等の発生や利用を伴う事業の実施はできるだけ避ける。

⑥ 肥料や飼料、農薬などに係る環境配慮

- ・肥料や飼料、農薬などの使用に当たっては、生態系への影響や地下水汚染、水質汚濁などの防止に努める。
- ・養殖場等で給餌を行う場合は、湖沼などの閉鎖性水域における水質汚濁の防止や生態系の保全に配慮し、適切な給餌に努める。ただし、陸奥湾においては湾口部のごく一部を除いて給餌養殖を行わないこととしている。
- ・ゴルフ場等において芝生の管理などを行う場合は、農薬の適正使用に努めるとともに、公共用水域への影響が生じないように配慮する。
- ・居住地や野生動植物の生息・生育環境周辺における農薬の使用はできるだけ控えるとともに、やむを得ず使用する場合は影響が生じないように配慮する。

⑦ 大気汚染物質や粉じんの発生に係る環境配慮

- ・燃料の燃焼などに伴う大気汚染物質の発生を極力抑制する施設や設備の導入に努めるとともに、環境負荷を低減する燃原料への転換や製造工程の改良など地域の大気環境の向上に配慮する。
- ・大気汚染物質の発生を伴う施設では、周辺の緑化対策や緩衝緑地の育成と管理などに努め、大気環境の向上に配慮する。
- ・敷地や施設周辺での表土の露出放置や粉じんを発生する物質の放置を避け、貯留施設の整備などにより、粉じんの飛散の防止に努める。

⑧ 廃熱に係る環境配慮

- ・施設やその周辺の緑化などに努め、廃熱の大気への拡散防止に配慮するとともに、ヒートアイランド化の防止に努める。
- ・大量の廃熱を発生する施設を有する事業を実施する場合は、廃熱の有効利用や周辺住宅・社会施設等の冷暖房、温水プール、施設園芸等の農業利用への活用などに配慮する。

⑨ 騒音・振動、悪臭等の発生に係る環境配慮

- ・防音・防振機器の導入のほか、防音・防振の新たな技術の開発や研究などにより、施設の操業等における騒音・振動の発生防止に努める。
- ・製造・加工工程の改良や施設の密閉化、脱臭設備の設置・改善などにより、悪臭の発生防止に努める。
- ・緩衝緑地帯の確保や創出により、騒音・振動、悪臭などによる周辺地への影響の緩和に努める。

⑩ 環境汚染物質の発生・貯蔵等に係る環境配慮

- ・環境汚染物質の発生や貯蔵などを伴う施設・設備の操業に当たっては、汚染物質の大気、河川、地下水、海域、土壌、農地及び生物の生息・生育地などへの流出や漏洩を防止し、適正に汚染物質を管理する。
- ・危険物質の貯蔵や輸送に当たっては、爆発や漏洩などを防止し、貯蔵施設周辺では、災害の未然防止などの観点から十分な緑地やオープンスペースの確保と創出に努める。

⑪ 廃棄物の発生に係る環境配慮

- ・廃棄物の発生の少ない原料等の使用に努める。
- ・廃棄物の減量化、資源化やリサイクル等の積極的な推進に努める。
- ・廃棄物の保管、運搬、処分等の管理を徹底し、漏洩や流出、不法投棄などを防止する。
- ・過剰包装の抑制などに努める。
- ・製品等の長寿命化を図るとともに、使用後の資源化や廃棄物となった場合の処理の容易性などに配慮した製品の開発に努める。

(4) 事業の終了・廃業段階

① 施設の操業停止や廃業に伴う環境保全に係る配慮

ア 環境汚染の未然防止

- ・危険物や有害物質、廃棄物などの適正な処理に万全を期する。
- ・操業時から危険物や有害物質などの保管等の状況を把握し、廃業や操業停止後において継続的な維持管理や監視、速やかな対応ができるよう適切な体制の整備に努める。
- ・有害物質を使用している施設を廃止した場合には、その土地及び周辺の土壌調査を行うなど、土壌汚染の未然防止に努める。

イ 廃業施設等の安全管理

- ・危険物や有害物質などの長期間の保管等は避けるとともに、それらの保管状況の確認や土壌汚染、地下水汚染等の定期的なモニタリングに努め、環境汚染が判明した場合は速やかに改善策を講じる。
- ・老朽施設や建造物等の早期解体・処分など安全対策に配慮する。
- ・施設と一体となって整備された植栽帯や調整池、護岸等の環境保全施設や防災施設などの適正な維持管理に努める。

ウ その他

- ・廃業施設などの長期にわたる放置は避け、適切な周辺緑化や植栽により地域景観の保全に努める。
- ・ごみの散乱や不法投棄の防止、ハエ、ゴキブリなどの衛生害虫の発生防止に努める。
- ・排水処理施設の適切な維持管理に努める。
- ・周辺地域の環境を考慮した適切な跡地利用がなされるよう配慮する。
- ・自然地域における事業終了後の跡地整備は、その土地及び周辺における野生動植物の生息・生育環境などの自然環境の復元に努め、環境保全機能の向上に配慮する。

② 建築物等施設の解体に伴う環境保全に係る配慮

- ・施設や建築物を解体する場合は、コンクリートや鉄骨・鉄筋、木材、建材などの建設廃棄物を分別し、再利用や有効利用に努めるとともに、適正に処理する。
- ・アスベストなどの有害物質の飛散・流出の防止及び適正処理に万全の措置を講ずる。P C B 廃棄物（低濃度を含む。）については、特別管理産業廃棄物として、法令で定める期限内に確実かつ適正に処分する。
- ・施設等の解体に伴う建設廃棄物の搬出などに伴う交通量の増大、交通渋滞などによる交通公害防止や交通安全対策に努める。
- ・危険物や有害物質の貯留施設、埋設施設等の解体に当たっては、周辺地域への影響の未然防止や適正な災害の発生防止対策を実施する。

③ 埋立て・造成等の事業終了に伴う環境保全に係る配慮

ア 環境汚染の未然防止

- ・埋立てに使用した土砂等の性状や量、場所（位置）などを記録・保存するように努める。
- ・事業が終了した土地の環境モニタリングに努めるとともに、汚染の拡大防止や速やかな措置を適切に講じる体制を整備する。
- ・植栽や緑化など表土の被覆により土砂の流出や粉じんの発生等の防止に努める。

イ 事業終了後の安全管理

- ・大気、河川、海域、地下水、土壌及び農地などへの環境汚染物質の流出防止に万全の措置を講ずる。
- ・環境モニタリングにより、環境汚染の早期発見と適切な措置に努める。
- ・土砂災害などに対する継続的な安全点検や災害防止対策に努める。
- ・埋立てや造成により形成された斜面（法面）の適切な維持管理に努める。
- ・採石や道路掘削整備などの事業終了後における斜面崩壊や落石等の監視を行い、災害の未然防止に努める。
- ・埋立地や地盤の掘削地等における地盤の不等沈下^{※8}や圧密沈下^{※9}などの継続的な監視に努める。
- ・事業終了後の土地や施設等に対する立入防止対策に努める。

ウ その他

- ・主要道路等の沿線や眺望点などからの景観保全に配慮し、適切な周辺緑化や植栽により地域景観や自然景観の保全に努める。
- ・周辺地域の環境を考慮した適切な跡地利用に配慮する。
- ・自然地域における事業終了後の跡地整備を行う場合は、野生動植物の生息・生育環境などの自然環境の復元に努め、環境保全機能の向上に配慮する。

※8 不等沈下…建築物などが建っている場所の地盤の一部が沈下したり、沈下の程度が均等でない地盤沈下の現象のことです。不等沈下が進むと、建物が傾き、外壁などの亀裂、ドアや窓の枠にすき間が生じ、ひどい場合には、日常生活に支障が生じることもあります。

※9 圧密沈下…地盤を構成する土には、すき間があり、その部分には空気や水が存在しているが、建築物などの荷重によって、粘土性の地中のすき間にある空気や水が減少し、地盤が沈下する現象のことです。

資 料 編

- 1 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する県民アンケート調査」の概要
- 2 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する事業者アンケート調査」の概要
- 3 第5次青森県環境計画取組状況等点検結果の概要
- 4 第5次青森県環境計画重点施策取組状況等点検結果の概要
- 5 第6次青森県環境計画の策定経過
- 6 青森県環境審議会委員名簿
- 7 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議設置要綱
- 8 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議委員名簿
- 9 第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱
- 10 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

1 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する県民アンケート調査」の概要

1 実施目的

第6次青森県環境計画の作成にあたっての基礎調査の一環として、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に対する考え方及び環境配慮のための取組状況などを把握することによって本県の環境保全における課題や施策の重点化方向を明らかにし、新たに策定する計画に反映させるため、県民を対象としたアンケート調査を実施しました。

2 実施方法

- (1) 調査地域 県全域
- (2) 調査対象 県内に居住する満20歳以上の男女3,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送法（配布、回収ともに郵送による）
- (5) 調査期間 平成31年1月～2月

3 調査内容

- (1) 青森県の環境のイメージや特徴（本県において誇れる環境の特徴）について
- (2) 環境問題に対する関心度について
- (3) 環境保全に係る取組や状態の「重要度」と「充足度」について
- (4) 環境配慮行動の実践状況について
- (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法について
- (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容について
- (7) 自由意見

4 アンケートの回収結果

(1) 回収状況

| 標本数① | 総回収数 | 無効（白紙回答） | 有効回答数② | 有効回答率 (②/①×100) |
|-------|-------|----------|--------|--------------------|
| 2,971 | 1,683 | 1 | 1,682 | 56.61% |

(2) 回答者属性

①性別

| 男性 | 女性 | 無回答 |
|--------------|--------------|-------------|
| 703人 (41.8%) | 877人 (52.1%) | 102人 (6.1%) |

②年代

| 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 無回答 |
|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 95人 (5.6%) | 156人 (9.3%) | 272人 (16.2%) | 313人 (18.6%) | 424人 (25.2%) | 363人 (21.6%) | 59人 (3.5%) |

③居住地域

| 東青地域 | 中南地域 | 三八地域 | 西北地域 | 上北地域 | 下北地域 | 無回答 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|
| 388人 (23.1%) | 356人 (21.2%) | 354人 (21.0%) | 172人 (10.2%) | 229人 (13.6%) | 80人 (4.8%) | 103人 (6.1%) |

5 調査結果概要

(1) 青森県の環境のイメージや特徴（本県において誇れる環境の特徴）

青森県の環境イメージや誇れる環境の特徴としては、「郷土色豊かな祭りや行事」が最も多くなっています。

青森県の環境のイメージや特徴(本県において誇れる環境の特徴)を尋ねたところ、「郷土色豊かな祭りや行事」と回答した割合が51.9%（前回50.1%）と最も多く、次に「きれいな空気、おいしい水」43.3%（前回42.9%）、「水産物など恵み豊かな海」36.4%（前回37.1%）の順となっています。

(図1-1)

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケート結果と同順位となっており、複数回答による回答総数（5,001件）の約44%（2,215件）を占めています。（図1-2）

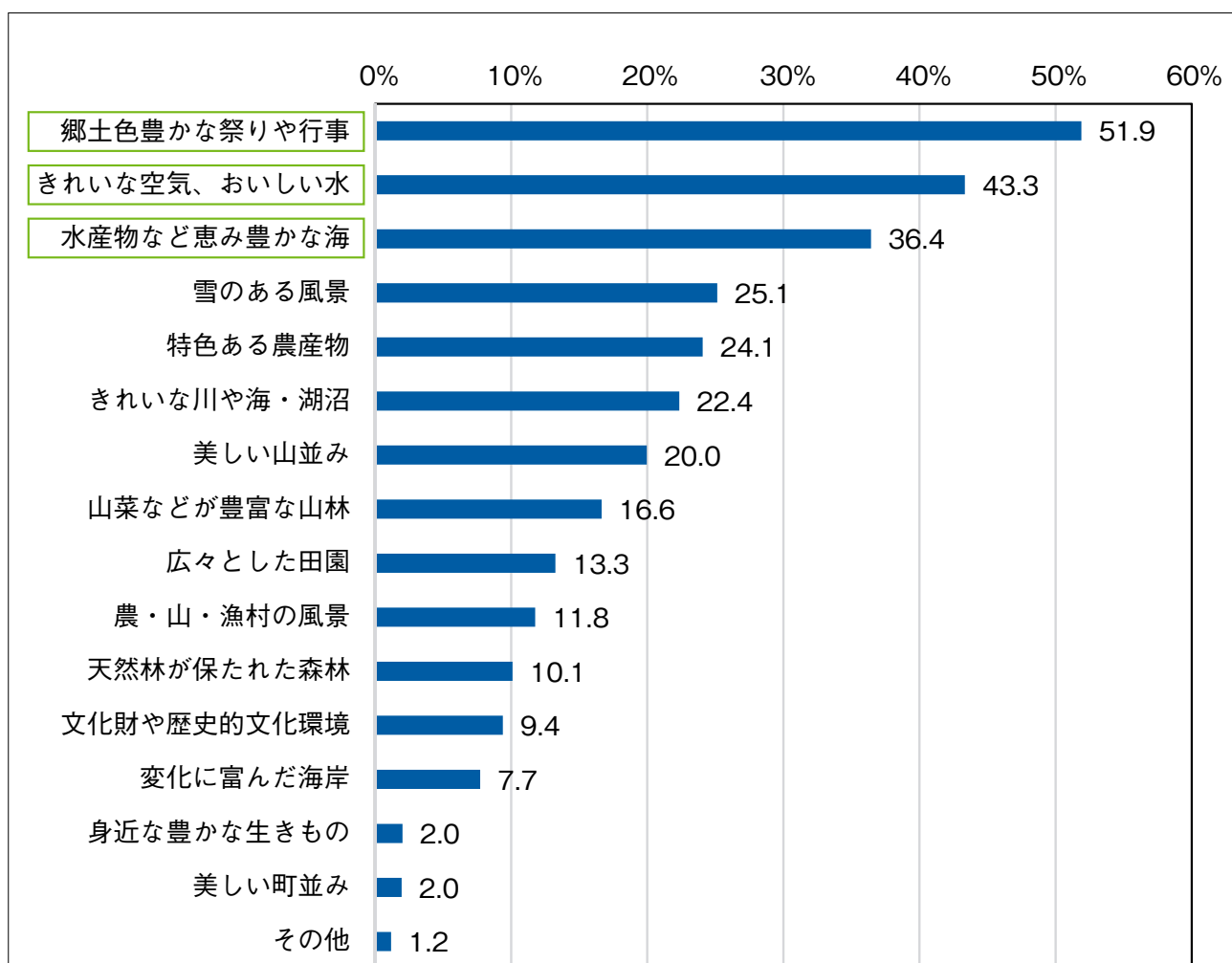
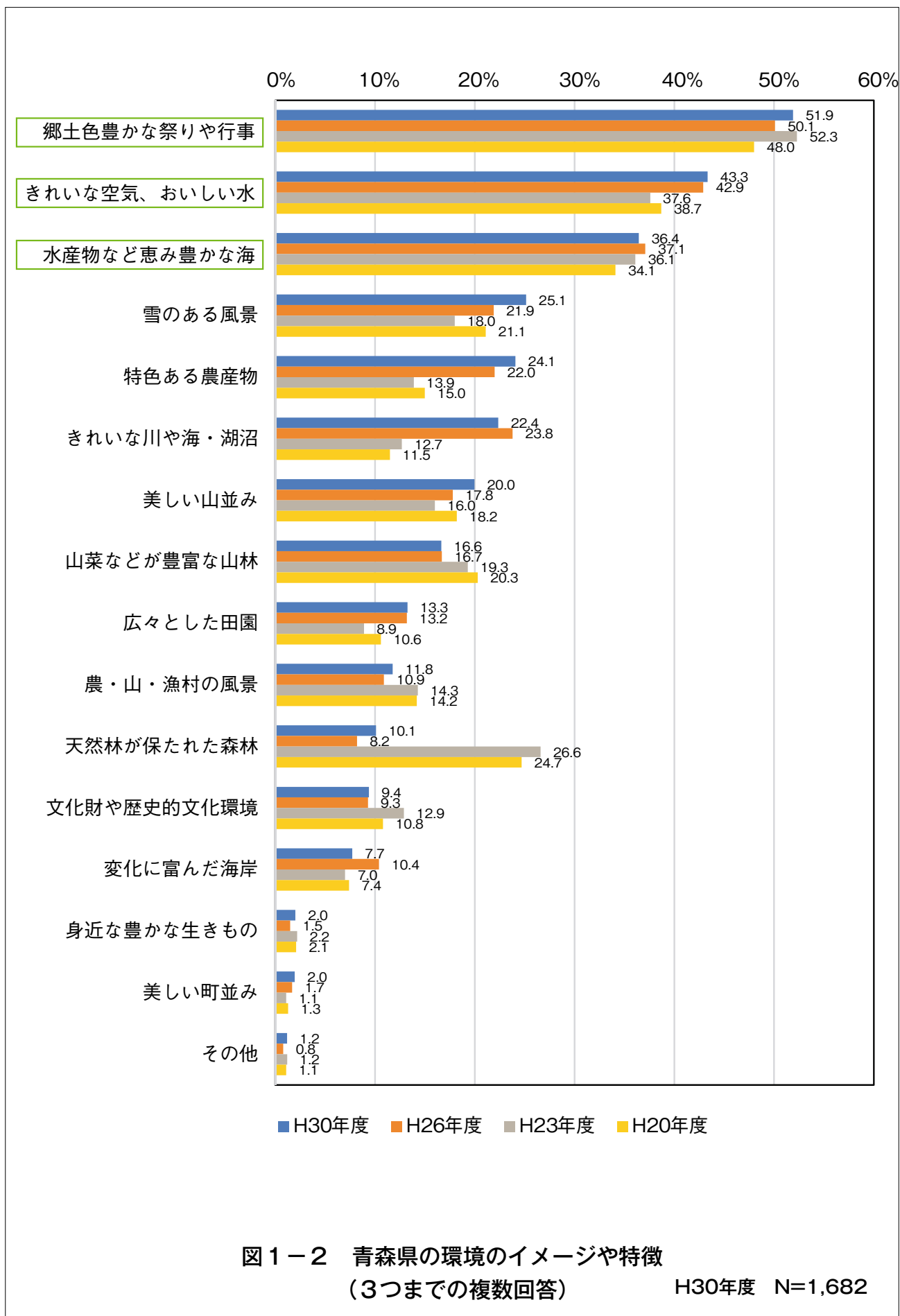


図1-1 青森県の環境のイメージや特徴
(3つまで複数回答)

N=1,682

(参考) 図1-2 過去の調査との比較

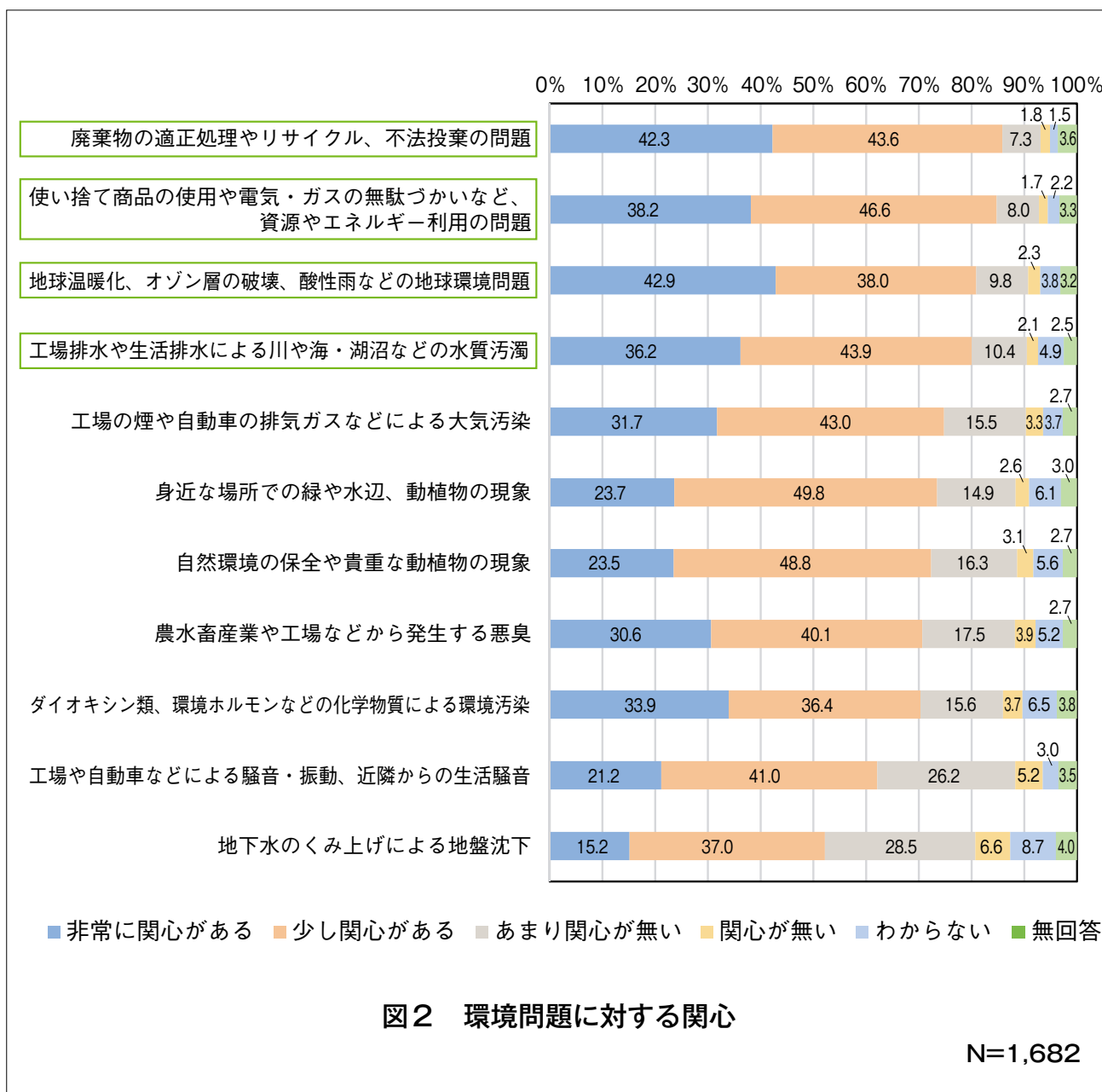


(2) 環境問題に対する関心度

ごみの適正処理やリサイクルの問題、資源やエネルギー利用の問題、地球環境問題や水質汚濁に対する関心が高くなっています。

環境に対する関心について尋ねたところ、「非常に関心がある」又は「少し関心がある」と回答した人の合計が最も多かったのは、「廃棄物の適正処理やリサイクル、不法投棄の問題」の85.9%(前回86.8%)、次に「使い捨て商品の使用や電気・ガスの無駄づかいなど、資源やエネルギー利用の問題」で84.8%(前回87.5%)、「地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題」80.9%(前回83.3%)、「工場排水や生活排水による川や海・湖沼などの水質汚濁」80.1%(前回83.4%)となっています。(図2)

なお、これらの上位4項目は、関心があるとした割合が80%を超えており、前回(平成26年度)のアンケート結果と同様に、関心度が高くなっています。



(3) 環境保全に係る取組や状態の「重要度」と「充足度」

① 重要度

アンケート回答者のうち9割を超える県民が「森・川・海へと循環していく良質な水質源が保たれていること」が重要であると考えています。

環境保全に係る取組や状態の重要度について尋ねたところ、「重要である」又は「やや重要である」と回答した人の合計が最も多かったのは、「森・川・海へと循環していく良質な水質源が保たれていること」の91.7%（前回91.7%）で、次に「不法投棄や空き缶等の散乱ごみのない環境が維持されていること」の88.5%（前回89.2%）、「家庭における、一般廃棄物の減量、再利用、リサイクルが進んでいること」86.7%（前回89.6%）、「良好な大気環境が保たれていること」86.0%（前回86.9%）となっています。（図3-1）

なお、これらの上位4項目はいずれも85%を超えており、前回（平成26年度）のアンケート結果と同様に、重要と考える人の割合が高くなっています。

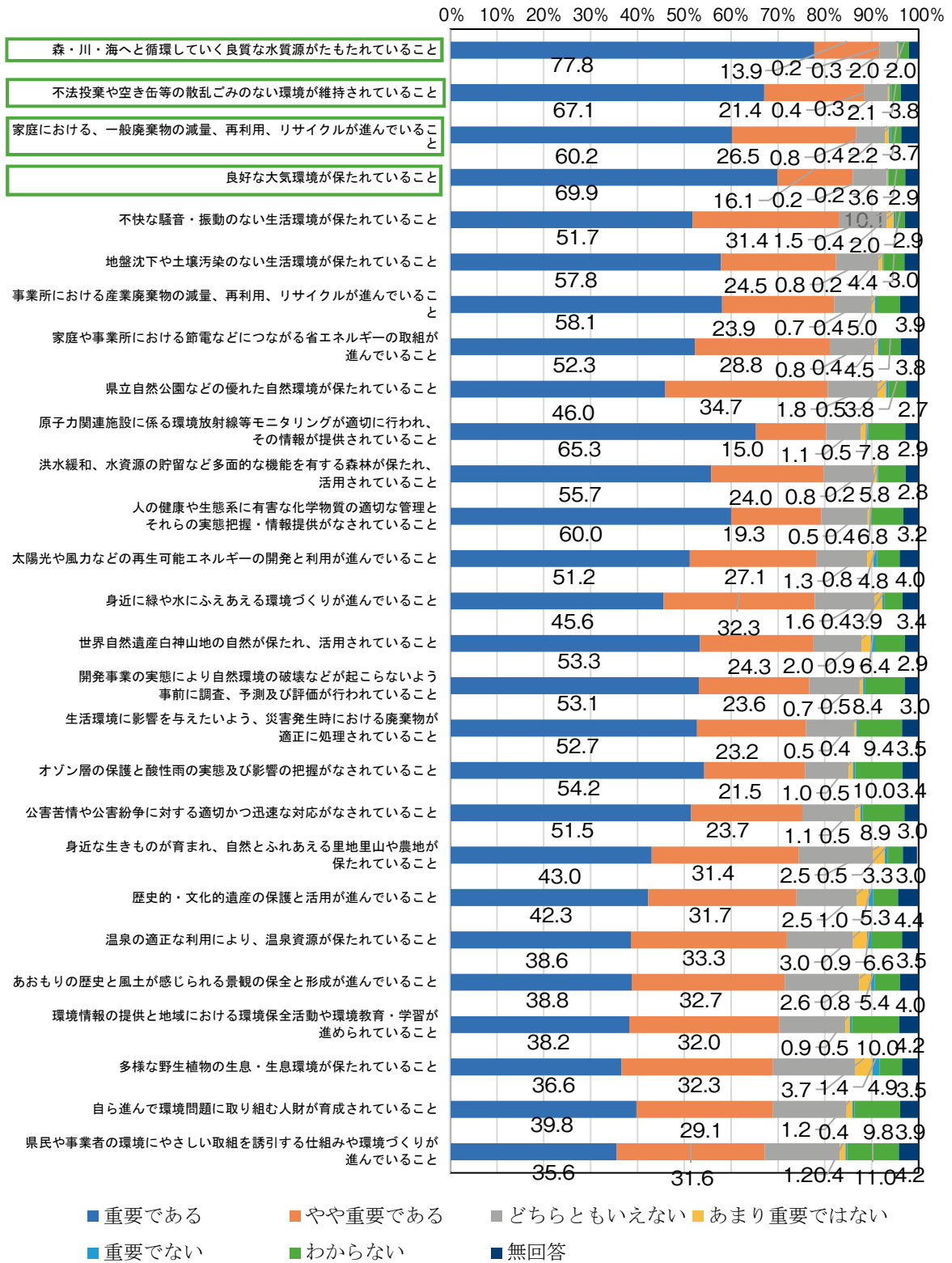


図3-1 本県の環境保全に係る取組や状態の重要度

N=1,682

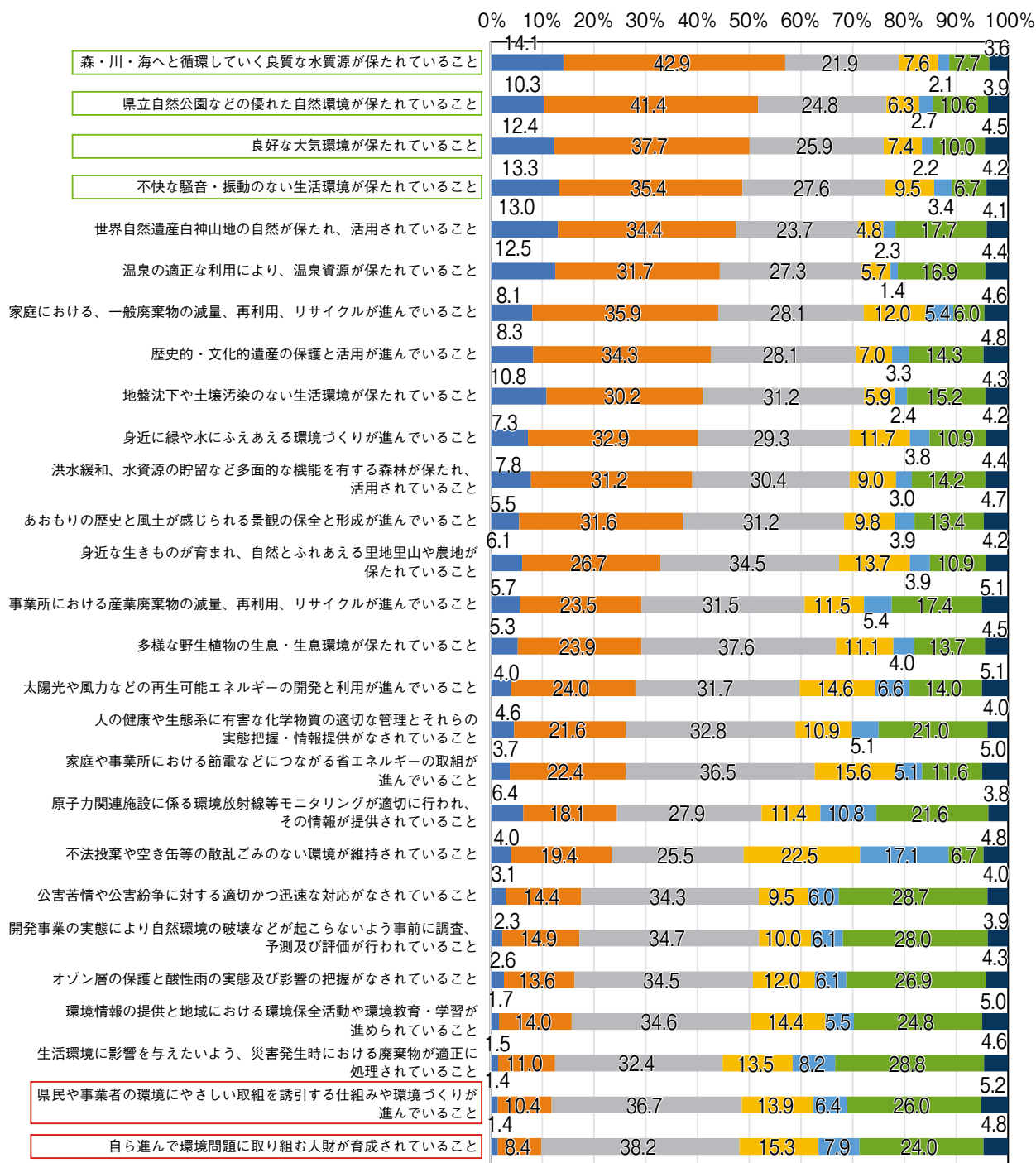
② 充足度

「良質な水資源」、「自然環境」「大気環境」「不快な騒音・振動のない生活環境」の充足度が高くなっている一方で「自ら進んで環境問題に取り組む人財の育成」、「県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくり」の充足度が低くなっています。

環境保全に係る取組や状態の充足度について尋ねたところ、「満たされている」又は「やや満たされている」と回答した人の合計が最も多かったのは、「森・川・海へと循環していく良質な水質源が保たれていること」の57.0%（前回59.3%）で、次に「県立自然公園などの優れた自然環境が保たれていること」の51.7%（前回51.1%）、「良好な大気環境が保たれていること」50.1%（前回52.1%）、「不快な騒音・振動のない生活環境が保たれていること」48.7%（前回51.1%）となっています。（図3-2）

なお、これらの上位4項目の充足度評価は、前回(平成26年度)のアンケート結果と同様のものとなっています。

また、「満たされている」又は「やや満たされている」と回答した人の合計が最も少なかったのは、前回（平成26年度）のアンケート結果と同じく「自ら進んで環境問題に取り組む人財が育成されていること」の9.8%（前回9.1%）、次いで「県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくりが進んでいること」11.8%（前回10.2%）となっています。



- 満足されている ■ やや満足されている ■ どちらともいえない
- あまり満足されていない ■ 満足されていない ■ わからない
- 無回答

図3-2 本県の環境保全に係る取組や状態の充足度

N=1,682

(参考) 重要度と充足度の関係 (環境問題に対する関心のある者)
 横軸は重要度、縦軸は充足度を表しています。

右(上)へ向かうほど、重要(充足)の割合が高く、左(下)へ向かうほど重要(充足)の割合が低いことを示しています。なお、充足度は今回のアンケート調査に基づき整理した相対的なものです。

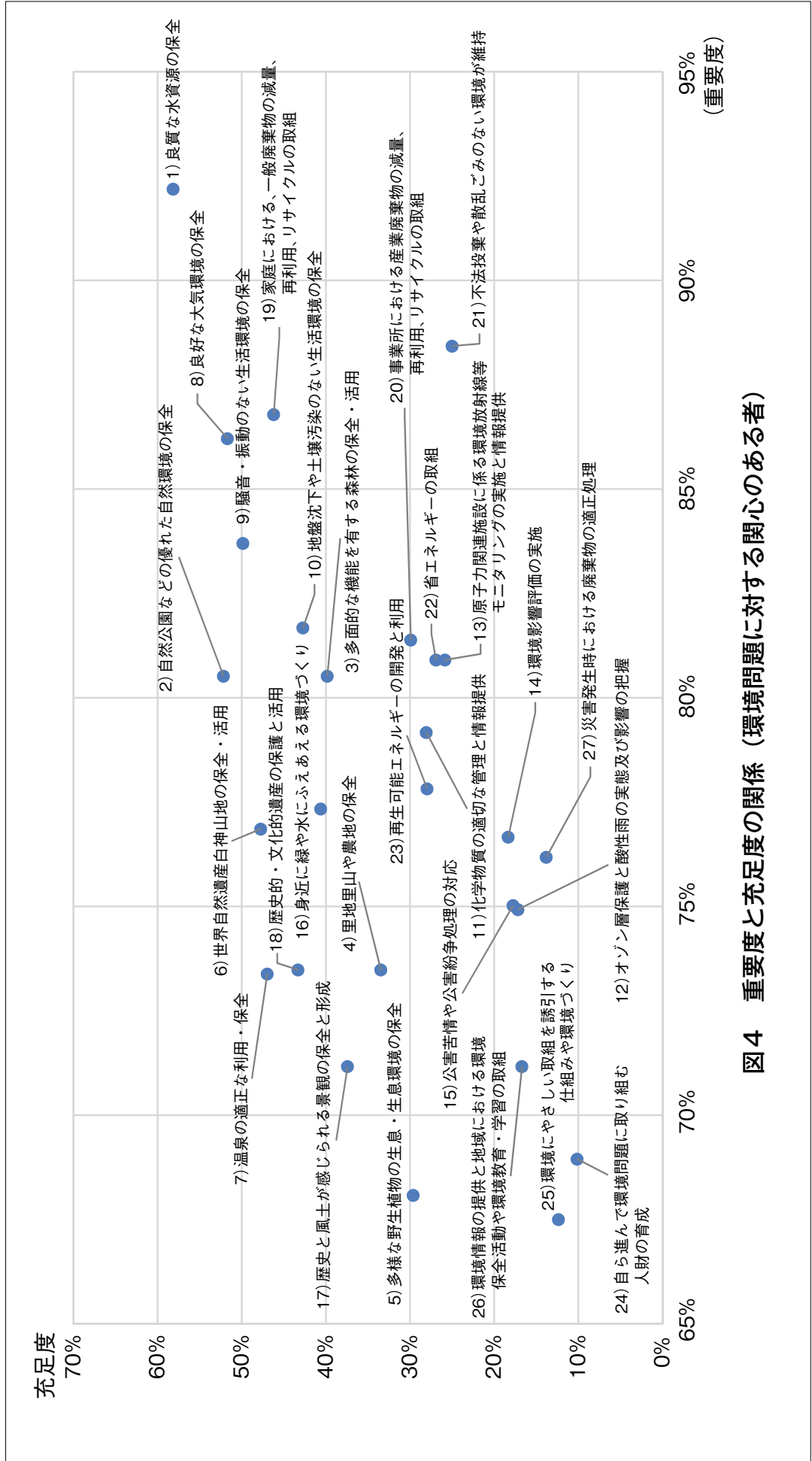


図4 重要度と充足度の関係 (環境問題に対する関心のある者)

(4) 環境配慮状況の実践状況

アンケート回答者のうち9割を超える県民が「空き缶やタバコのポイ捨てをしないこと」や「日常生活で生じるごみの分別」に関する環境配慮行動を実践しています。

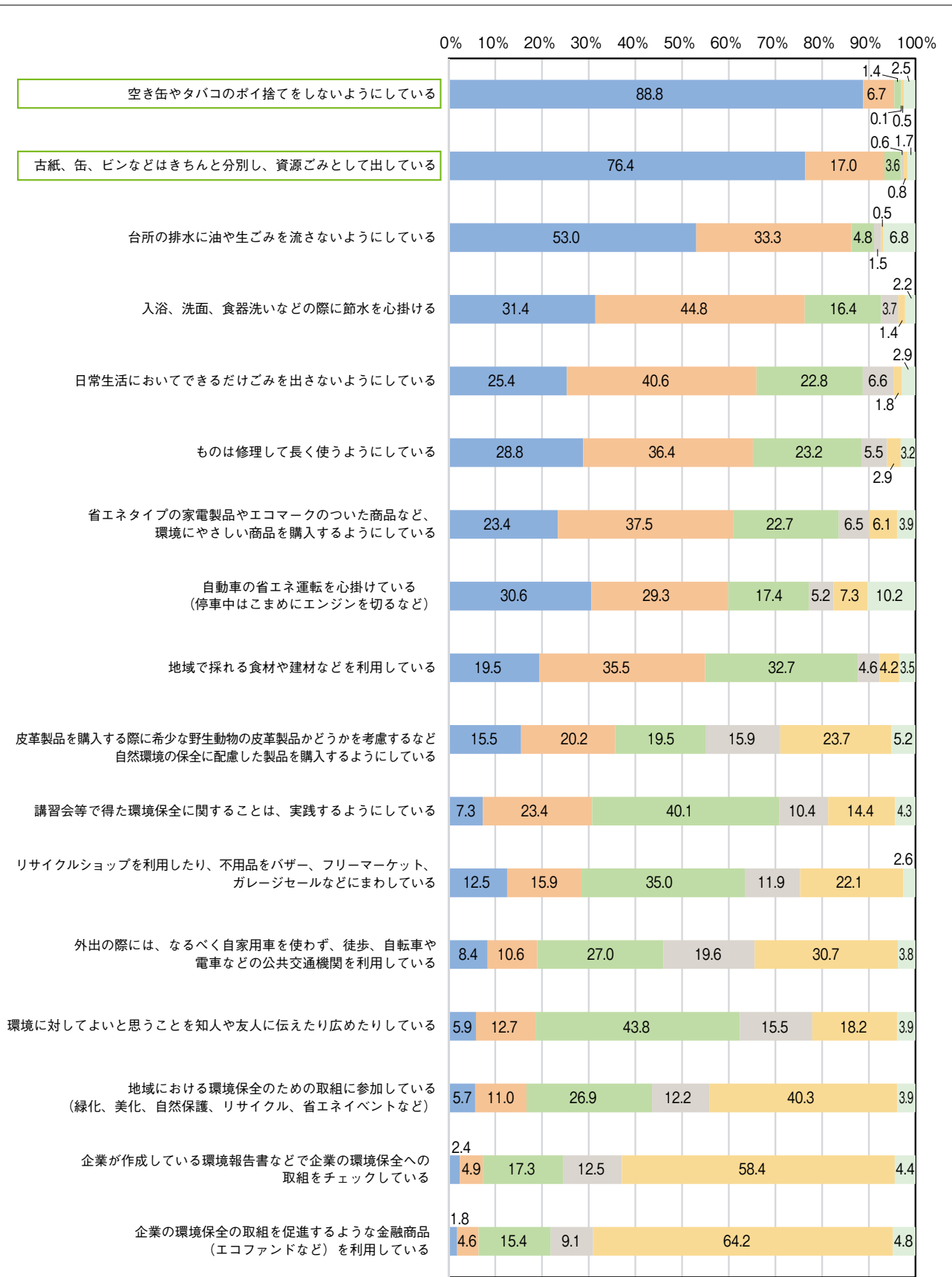
日常生活における環境配慮行動の実践状況について尋ねたところ、「いつも行っている」

又は「だいたい行っている」と回答した人の合計が最も多かったのは、「空き缶やタバコのポイ捨てをしないようにしている」で95.5%（前回95.5%）、次に「古紙、缶、ビンなどはきちんと分別し、資源ごみとして出している」で93.4%（前回93.9%）となっています。（図5-1）

これらの上位2項目は、実践割合が90%を超えており、前回（平成26年度）のアンケート結果と同様に、実践している人の割合が非常に高くなっています。

また、今回のアンケート結果と平成25年度「環境にやさしいライフスタイル実態調査」（環境省）を比較すると、「地域における環境保全のための取組に参加している」（全国38%、本県16.7%。21.3ポイントの差）、「リサイクルショップを利用したり、不用品をバザー等にまわしている」（全国43.5%、本県28.4%。15.1ポイントの差）等で差がみられました。（図5-2）

さらに、「環境問題に関心はあるが行動を行っていない理由」をみると、「地域における環境保全のための取組に参加している」では、「よく知らなかったから」（23.1%）と「特に理由はない」（19.1%）をあわせると42.2%にのぼります。そのほか、「外出の際には、なるべく自家用車を使わず、徒歩、自転車や電車などの公共交通機関を利用している」では「手間がかかるから」（18.8%）が多くなっています。（図5-3）



■ いつも行っている ■ だいたい行っている ■ 時々行っている ■ あまり行っていない ■ 行っていない ■ 無回答

図5-1 日常生活における環境配慮の実践状況（環境問題に関心のある者）

N=1,682

(参考) 図5-2 環境配慮の実践状況についての本県と全国との比較

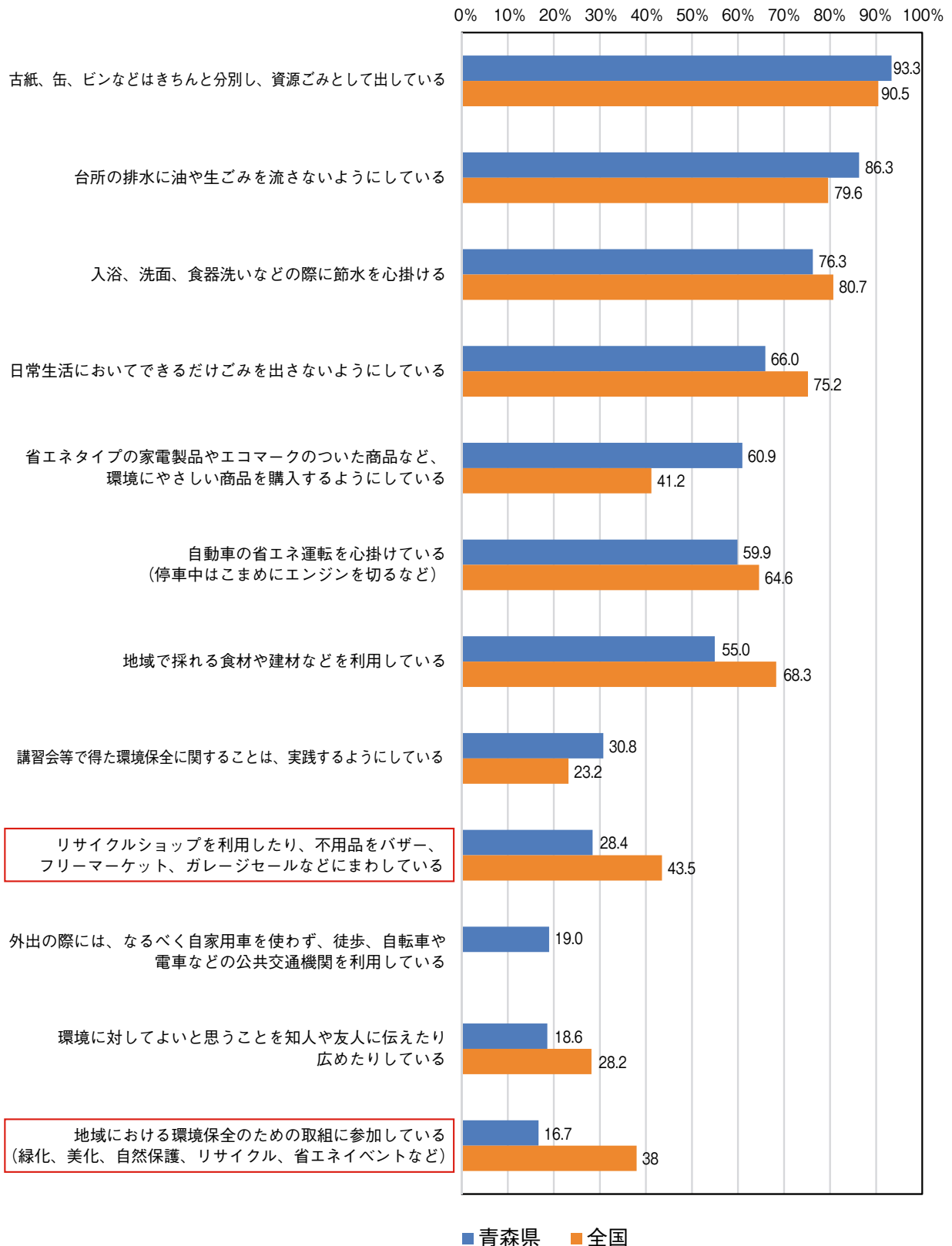


図5-2 環境配慮の実践状況についての本県と全国との比較
 「行っている」「だいたい行っている」の合計
 <環境省H25年度の環境にやさしいライフスタイル実態調査との比較>

N=1,682 (青森)
 N=2,630 (全国)

(参考) 図5-3 環境問題に関心はあるが行動を行っていない理由

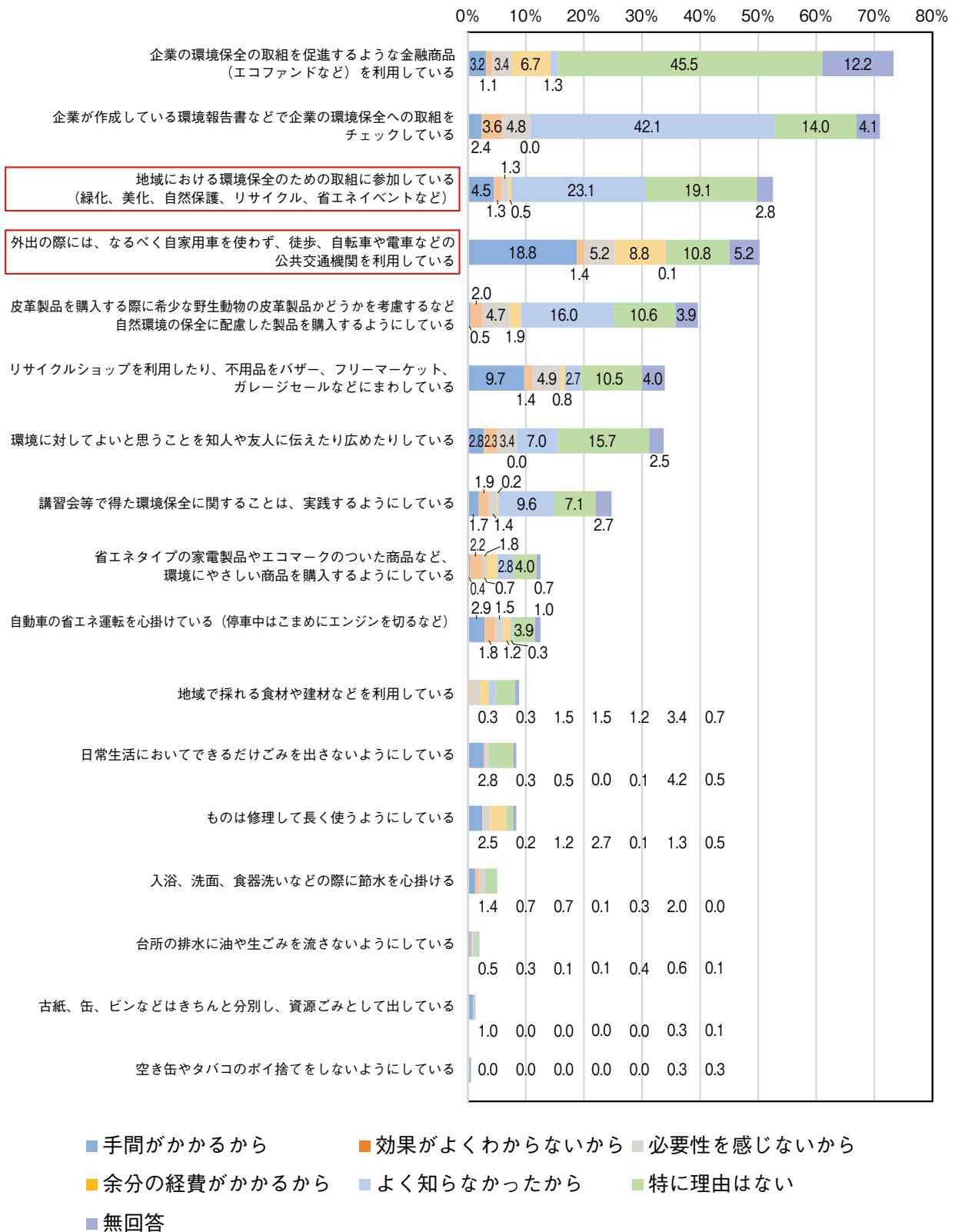


図5-3 環境問題に関心はあるが行動を行っていない理由

N=1,682

(5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法

① 関心度

「環境問題が生活に及ぼす影響」に対する関心が最も高くなっています。

環境に関する情報に対する関心について尋ねたところ、「非常に関心がある」又は「ある程度関心がある」と回答した人の合計が最も多かったのは、「環境問題が生活に及ぼす影響」が93.3%（前回93.1%）で、次に「水や空気のきれいさなど地域の環境の現状」が92.2%（前回94.5%）、「日常生活が環境に及ぼす影響」が90.3%（前回90.2%）となっており、地域の環境の現状に関する情報と日常生活においてどれくらい環境へ負荷をかけるのか、また、環境問題が生活にどのような影響を及ぼすのか相互の影響についての関心が高くなっています。（図6-1）

なお、これらの上位3項目は、関心があるとした割合が90%を超えており、前回（平成26年度）のアンケート結果と同様に、県民の関心度が高くなっています。

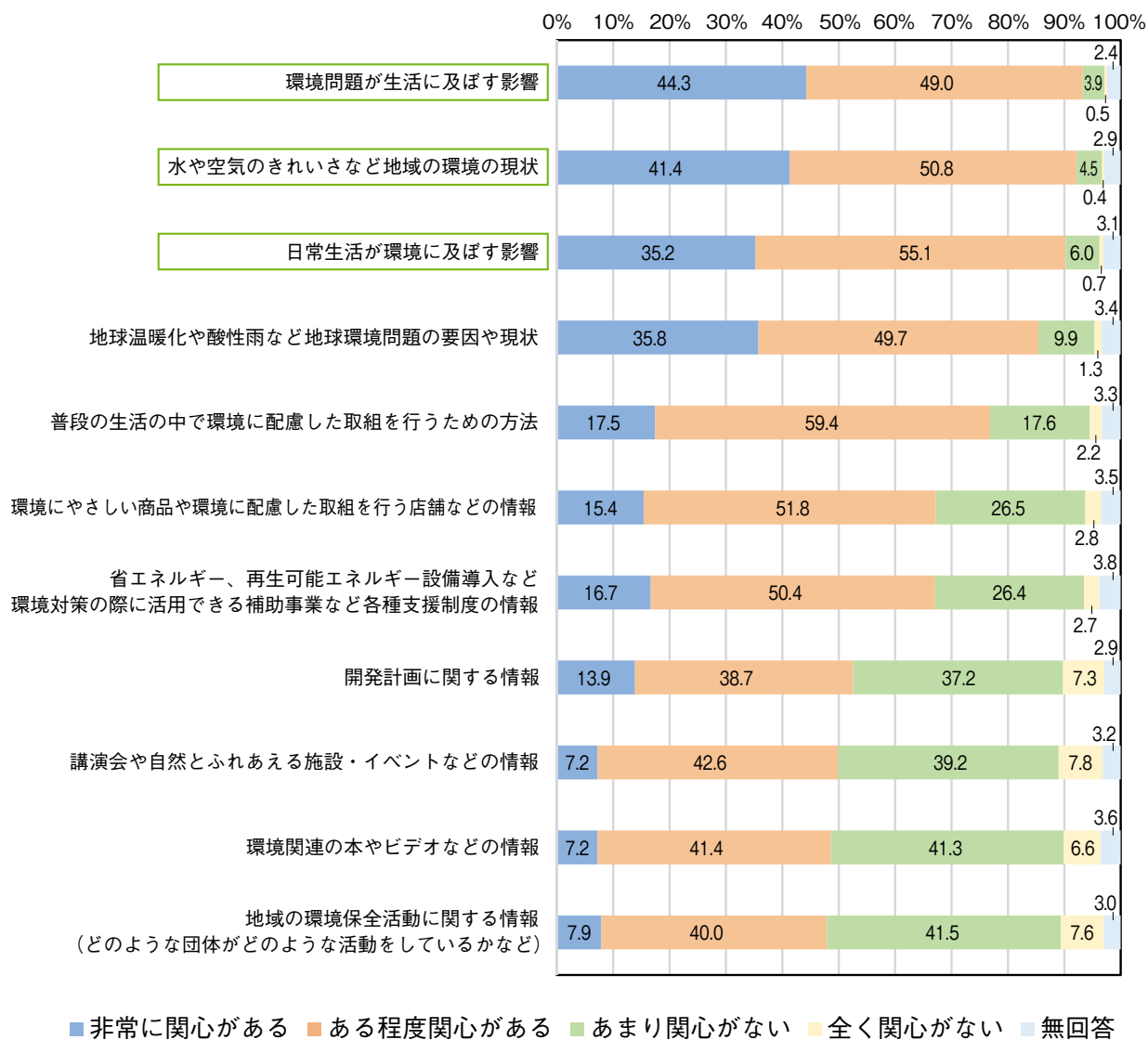


図6-1 環境に関する情報に対する関心度

N=1,682

② 入手方法

環境に関する情報の入手方法は「テレビ」が最も多くなっています。

環境に関する情報の入手方法を3つまで尋ねたところ、最も多かったのが「テレビ」で81.1%（前回82.8%）、次に「新聞紙」68.6%（前回71.8%）「県や自治体が配布している広報紙など」が46.2%（前回44.7%）となっています。（図6-2）

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケート結果と同順位となっており、複数回答による回答総数（4,621件）の約71%（3,276件）を占めています。

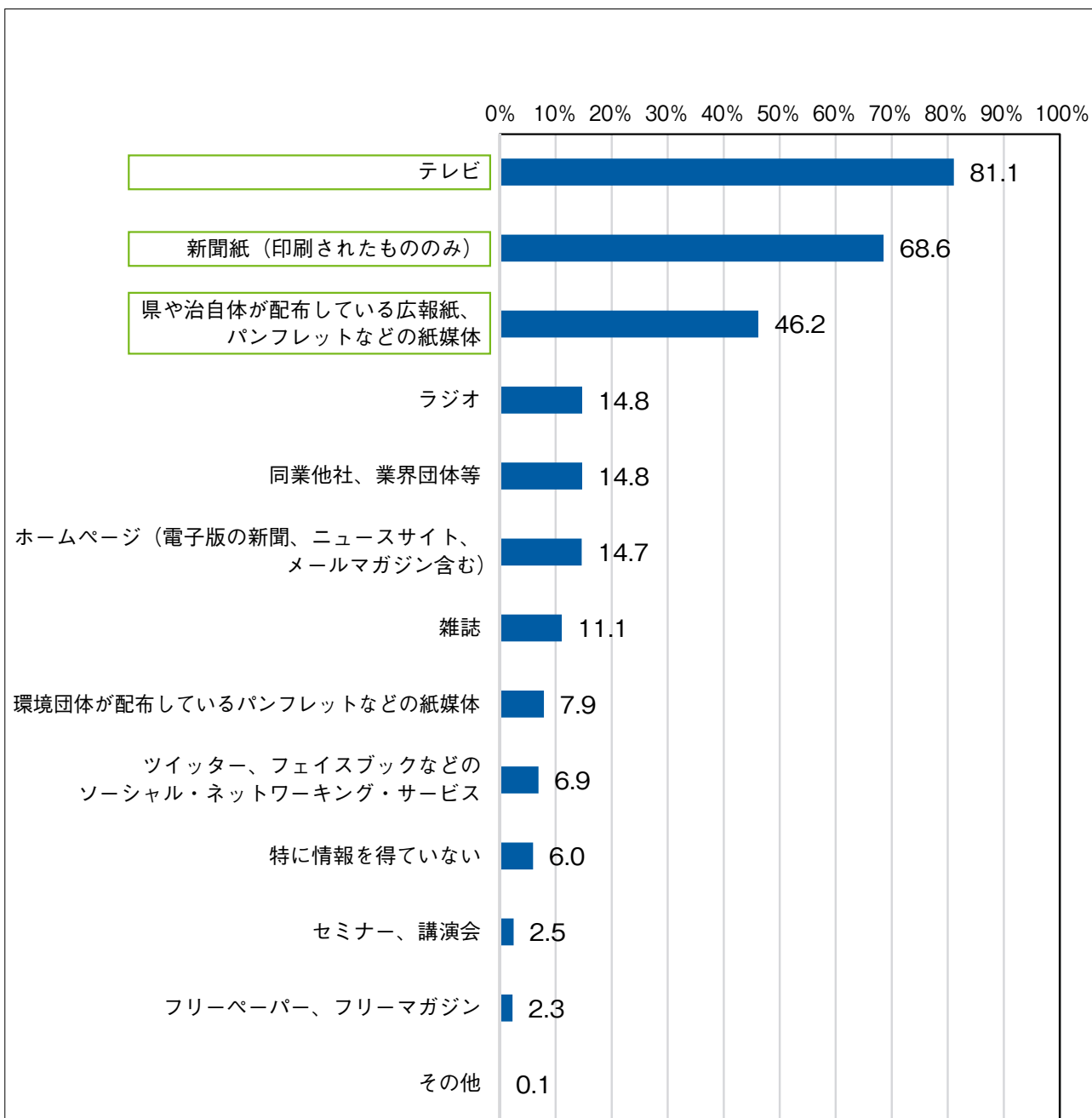


図6-2 環境に関する情報の入手方法（3つまでの複数回答）

N=1,682

(参考) 環境に関する情報の入手方法 (年代別)

情報の入手方法を年代別に見た場合、上位の回答は40歳代以降が多いことが確認できます。

(図6-2-1)

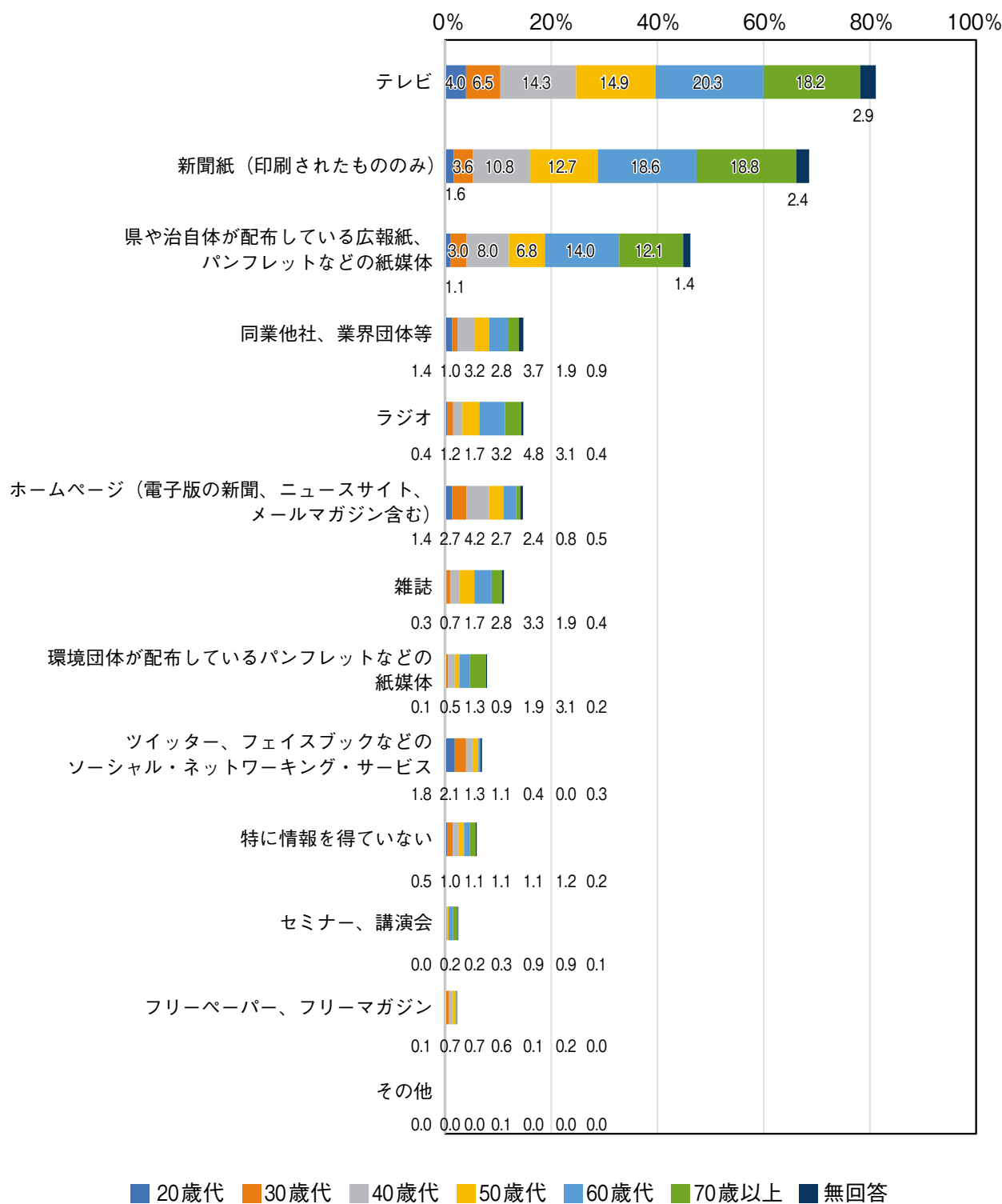


図6-2-1 環境に関する情報の入手方法 (3つまでの複数回答)
年代別

N=1,682

(6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容

青森県が、低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容については、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」が特に重要であると考えています。

青森県が、低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容として特に重要であると思われるものを5つまで尋ねたところ、最も多かったのが、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」で71.5%（前回72.4%）、次に「風力、太陽光、地中熱など再生可能エネルギーの導入と利用の推進」40.2%（前回48.5%）、「廃棄物の不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の強化」39.6%（前回41.4%）となっています。（図7）

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケート結果と同順位となっており、複数回答による回答総数（7,717件）の約33%（2,562件）を占めています。

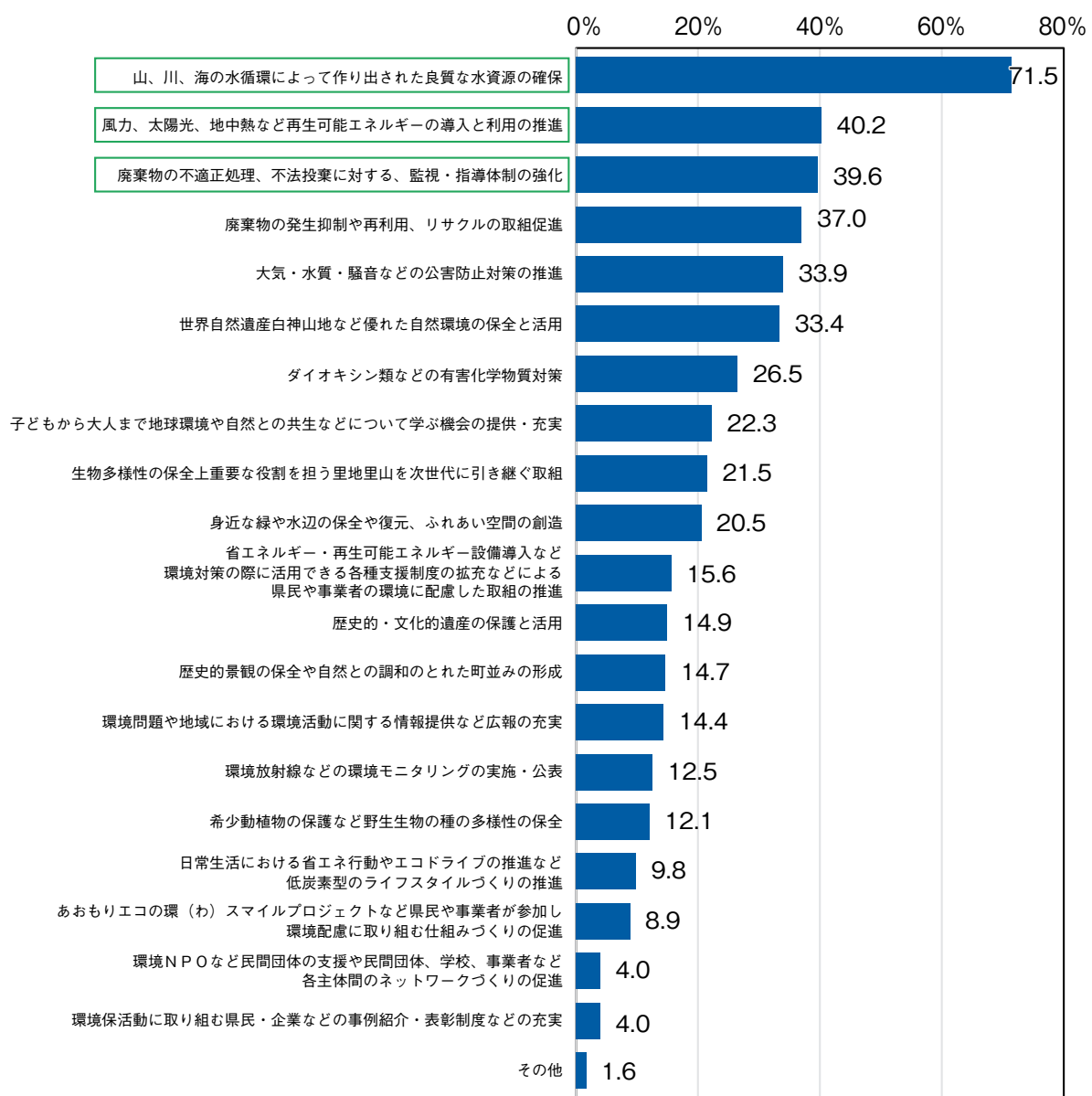


図7 県が、低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容
(5つまでの複数回答)

N=1,682

6 総括的検証

調査の結果、県民の意識やニーズは次のとおりでした。

- (1) 青森県の環境のイメージや特徴（本県において誇れる環境の特徴）は、生活や風土、地域の歴史・文化の積み重ねによって形成されてきた伝統文化（※1）や、きれいな空気、おいしい水など（※2）であると感じていること。
- (2) 環境問題に対する関心度では、ごみの適正処理やリサイクルの問題（※3）、資源やエネルギー利用の問題（※4）及び地球環境問題（※5）や水質汚濁（※2）に対する関心が高いこと。
- (3) 環境保全に係る取組や状態の「重要度」と「充足度」では、「森・川・海へと循環していく良質な水質源が保たれていること（※2）が重要度・充足度ともに最も高くなっていること。
一方、「自ら進んで環境問題に取り組む人財の育成」及び「県民や事業者の環境にやさしい取組を誘引する仕組みや環境づくり」（※6）は充足度が低いと感じていること。
- (4) 環境配慮状況の実践状況では、「空き缶やタバコのポイ捨てをしないこと」や「日常生活で生じるごみの分別」に関する行動をほとんどの方が実践している（※6）こと。
環境問題に関心はあるが行動を行っていない理由について、「地域における環境保全のための取組への参加」（※6）では、「よく知らなかった」「特に理由はない」をあわせると約4割にのぼること。
- (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法では、最も関心度が高かったのは、「環境問題が生活に及ぼす影響」（※6）で、環境に関する情報の入手方法が最も多かったのは、「テレビ」である（※7）こと。
- (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容として特に重要であると思われるものは、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」（※2）が最も多いこと。

なお、いずれの項目も平成26年度に実施した前回調査と同様の項目がほぼ同じ割合で選択されていました。

○これらのことから、第5次青森県環境計画の次の施策が引き続き求められており、県民アンケート結果を反映しながら、継続して取り組んでいく必要があります。

- ※1 歴史的・文化的遺産の保護と活用
- ※2 健全な水循環の確保・水環境の保全
- ※3 県民総参加による「もったいない」意識で取り組む3Rの推進
資源循環対策の推進
廃棄物の適正処理の推進
- ※4 環境にやさしく効率の良い省エネルギー型の社会づくり
地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入推進
- ※5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進
- ※6 子どもから大人まで環境配慮に取り組む人づくり
家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり
- ※7 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

2 第6次青森県環境計画策定に係る「環境に関する事業者アンケート調査」の概要

1 実施目的

第6次青森県環境計画の作成にあたっての基礎調査の一環として、県内事業者の環境に対する評価や関心、環境問題に対する考え方及び環境配慮のための取組状況などを把握することによって本県の環境保全における課題や施策の重点化方向を明らかにし、新たに策定する計画に反映させるため、県内事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

2 実施方法

- (1) 調査地域 県全域
- (2) 調査対象 県内で事業活動を行っている事業者 539事業者
- (3) 抽出方法 郵送法（配布、回収ともに郵送による）
- (4) 調査期間 平成31年1月～2月

3 調査内容

- (1) 環境の担当部署又は担当者の設置状況について
- (2) 環境への取組と企業活動の在り方についての考え方について
- (3) 地域の環境保全のための活動について
- (4) 事業活動の中で実践している環境配慮のための取組状況と取組の重要度について
- (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法について
- (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容について
- (7) 自由意見

4 アンケートの回収結果

(1) 回収状況

| 標本数① | 総回収数 | 無効（白紙回答） | 有効回答数② | 有効回答率 (②/①×100) |
|------|------|----------|--------|--------------------|
| 539 | 341 | 0 | 341 | 63.27% |

(2) 回答者属性

①業種

| 製造業 | 建設業 | 運輸業 | 卸売業 | サービス業 | 小売業 | その他 |
|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|
| 86 (25.2%) | 63 (18.5%) | 40 (11.7%) | 31 (9.1%) | 54 (15.8%) | 35 (10.3%) | 32 (9.4%) |

②所在地

| 東青地域 | 中南地域 | 三八地域 | 西北地域 | 上北地域 | 下北地域 | 無回答 |
|----------------|---------------|---------------|--------------|---------------|--------------|-------------|
| 104 (30.5%) | 52 (15.2%) | 96 (28.2%) | 19 (5.6%) | 56 (16.4%) | 12 (3.5%) | 2 (0.6%) |

③本社支社等

| 本社 | 支店・支社等 | 無回答 |
|----------------|---------------|-------------|
| 290 (85.0%) | 48 (14.1%) | 3 (0.9%) |

5 調査結果概要

(1) 環境の担当部署又は担当者の設置状況

「専任又は兼任の担当者が配置」されている事業所は約4割となっています。

事業所内に環境問題に取り組むための部署を設置又は担当者を設置しているか尋ねたところ、「専任の部署を設置」が4.1%（前回4.1%）「兼任の担当者を配置」が29.5%（前回32.5%）、「専任の部署ではなく、担当者を配置」が9.7%（前回11.6%）となっており、これらを合わせると43.3%（前回48.2%）の事業所に選任又は兼任の担当者が配置されています。

しかし、依然として5割を超える事業所に担当者が配置されておらず、前回（平成26年度）の調査と比較すると担当者が配置されている事業所の割合は減少しています。（図1-1）

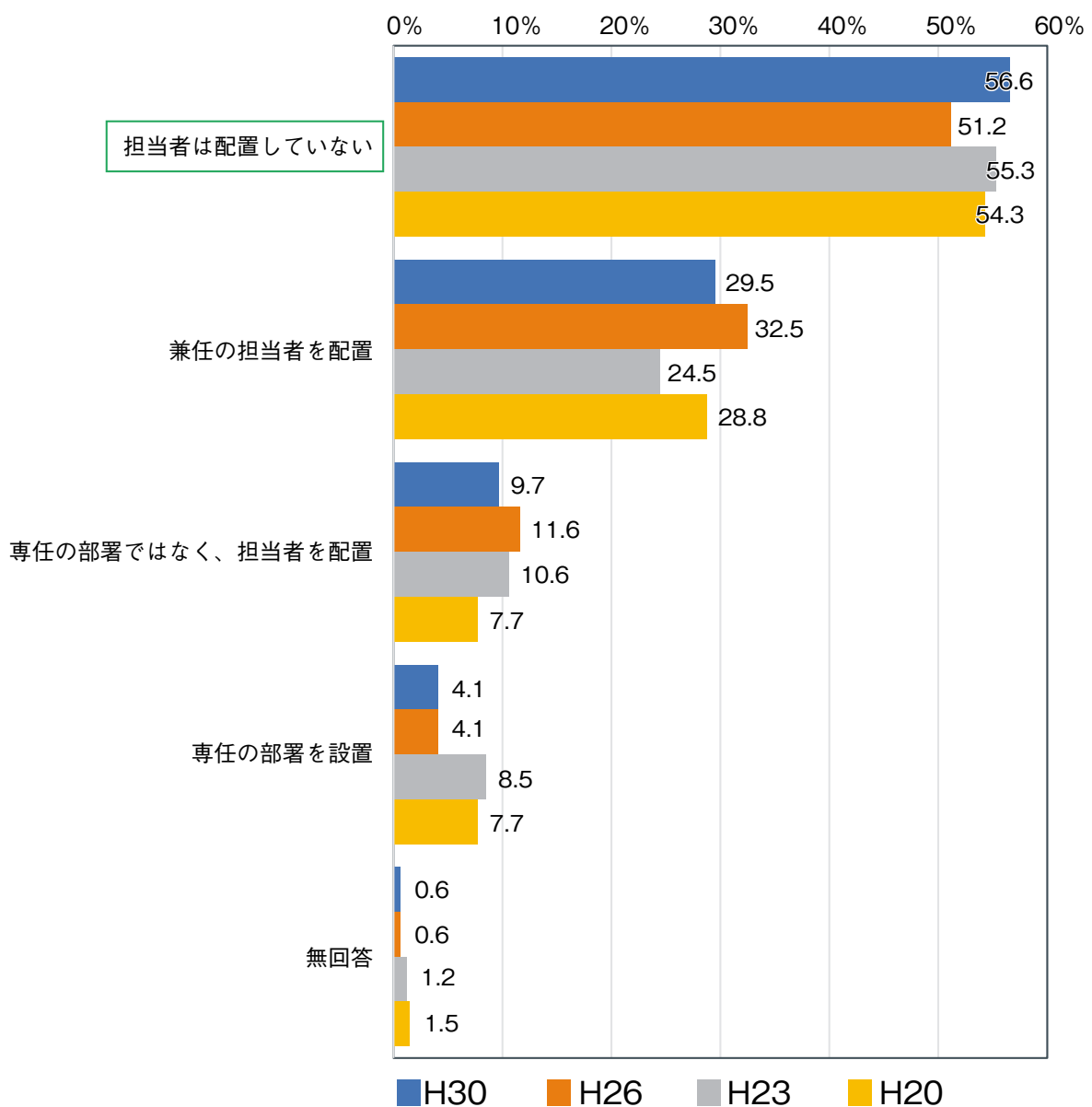


図1-1 環境の担当部署又は担当者の設置状況

N=341

(参考)

| 業 種 | 製造業 | 建設業 | 運輸業 | 卸売業 | サービス業 | 小売業 | その他 | 総計 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 専任の部署を設置 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 14 |
| 専任の部署ではなく、 担当者を配置 | 9 | 11 | 4 | 2 | 2 | 4 | 1 | 33 |
| 兼任の担当者を配置 | 33 | 20 | 8 | 6 | 12 | 12 | 9 | 100 |
| 担当者は配置していない | 34 | 30 | 28 | 23 | 40 | 19 | 18 | 192 |
| 無回答 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 総 計 | 86 | 63 | 40 | 31 | 54 | 35 | 32 | 341 |

図 1-2 業種と環境の担当部署等の設置状況とのクロス集計

| 地 域 | 東青地域 | 中南地域 | 三八地域 | 西北地域 | 上北地域 | 下北地域 | 無回答 | 総計 |
|----------------------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 専任の部署を設置 | 0 | 1 | 9 | 0 | 3 | 1 | 0 | 14 |
| 専任の部署ではなく、 担当者を配置 | 10 | 4 | 7 | 6 | 5 | 1 | 0 | 33 |
| 兼任の担当者を配置 | 33 | 14 | 27 | 3 | 16 | 7 | 0 | 100 |
| 担当者は配置していない | 59 | 33 | 53 | 10 | 32 | 3 | 2 | 192 |
| 無回答 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 総 計 | 104 | 52 | 96 | 19 | 56 | 12 | 2 | 341 |

図 1-3 地域と環境の担当部署等の設置状況とのクロス集計

| 従業員数 | 50人未満 | 50人以上、 100人以下 | 101人以上、 300人以下 | 301人以上 | 総計 |
|----------------------|-------|------------------|-------------------|--------|-----|
| 専任の部署を設置 | 1 | 4 | 5 | 4 | 14 |
| 専任の部署ではなく、 担当者を配置 | 5 | 17 | 9 | 2 | 33 |
| 兼任の担当者を配置 | 17 | 42 | 33 | 8 | 100 |
| 担当者は配置していない | 45 | 89 | 49 | 9 | 192 |
| 無回答 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 総 計 | 69 | 153 | 96 | 23 | 341 |

図 1-4 事業所規模と環境の担当部署等の設置状況とのクロス集計

(2) 環境への取組と企業活動の在り方についての考え方

約7割の事業者が、環境への取組と企業活動の在り方について「企業の社会的責任（社会貢献を含む）の一つである」と考えています。

環境への取組と企業活動の在り方についての考え方を尋ねたところ、「企業の社会的責任（社会貢献を含む）の一つである」と答えた事業者が73.0%（前回71.9%）と最も多く、次に「法規制などをクリアするレベルでよい」11.7%（前回12.5%）となっており、前回（平成26年度）同様、約7割の事業者が環境への取組は企業の社会的責任の一つであるとしています。

なお、全国調査の結果（環境省 平成24年度 環境にやさしい企業行動調査）と比較すると、「企業の社会的責任（社会貢献を含む）」を選択した事業者が全国よりも7ポイント低く（県：73% 国：80%）、また、「法規制などをクリアするレベルでよい」を選択した事業者が全国よりも9.2ポイント高く（県：11.7% 国：2.5%）なっています。（図2）

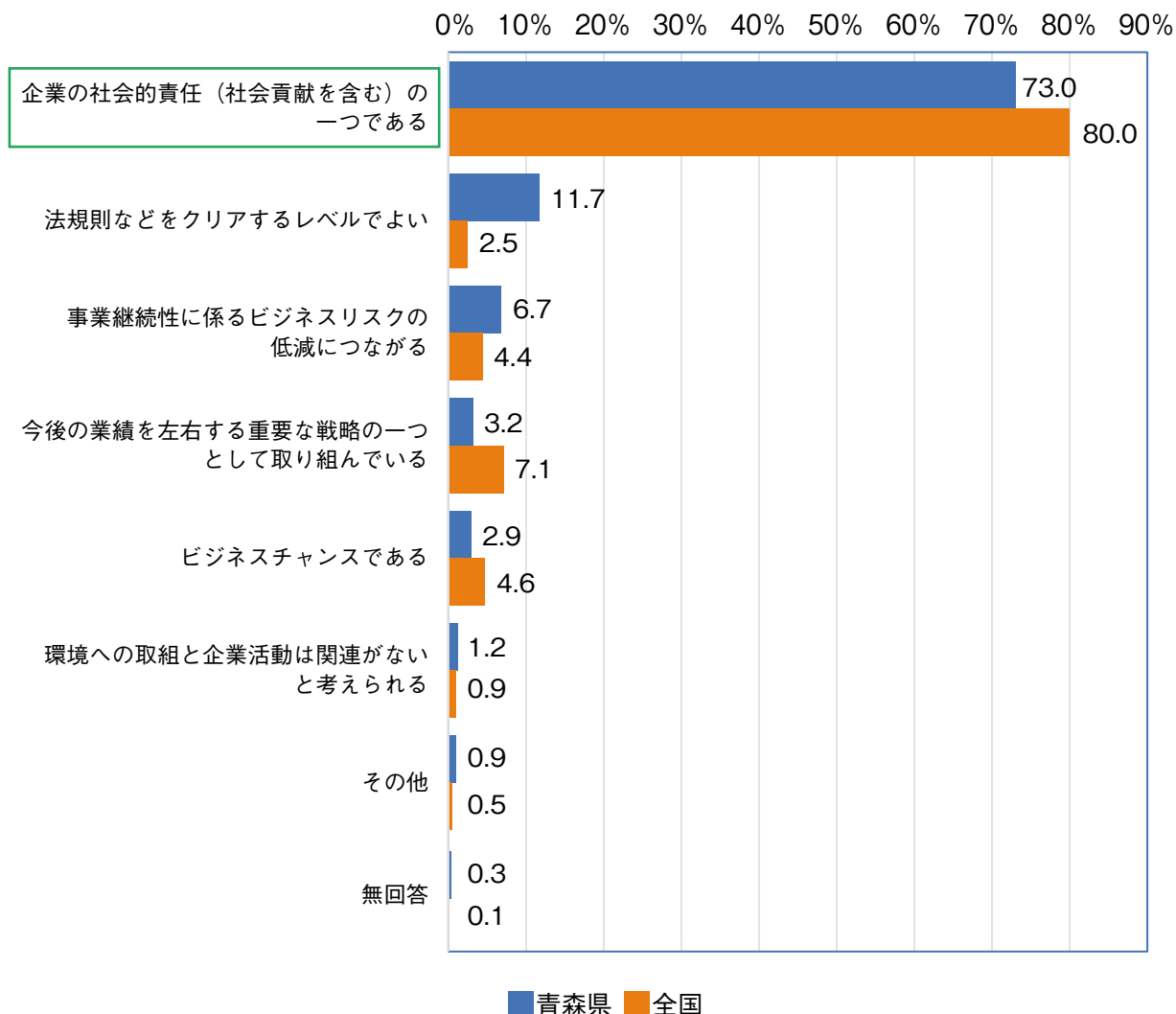


図2 環境への取組と企業活動との関係に対する考え方
 <環境省 平成24年度環境にやさしい企業行動調査結果との比較>

N=341（青森）
 N=1,161（全国）

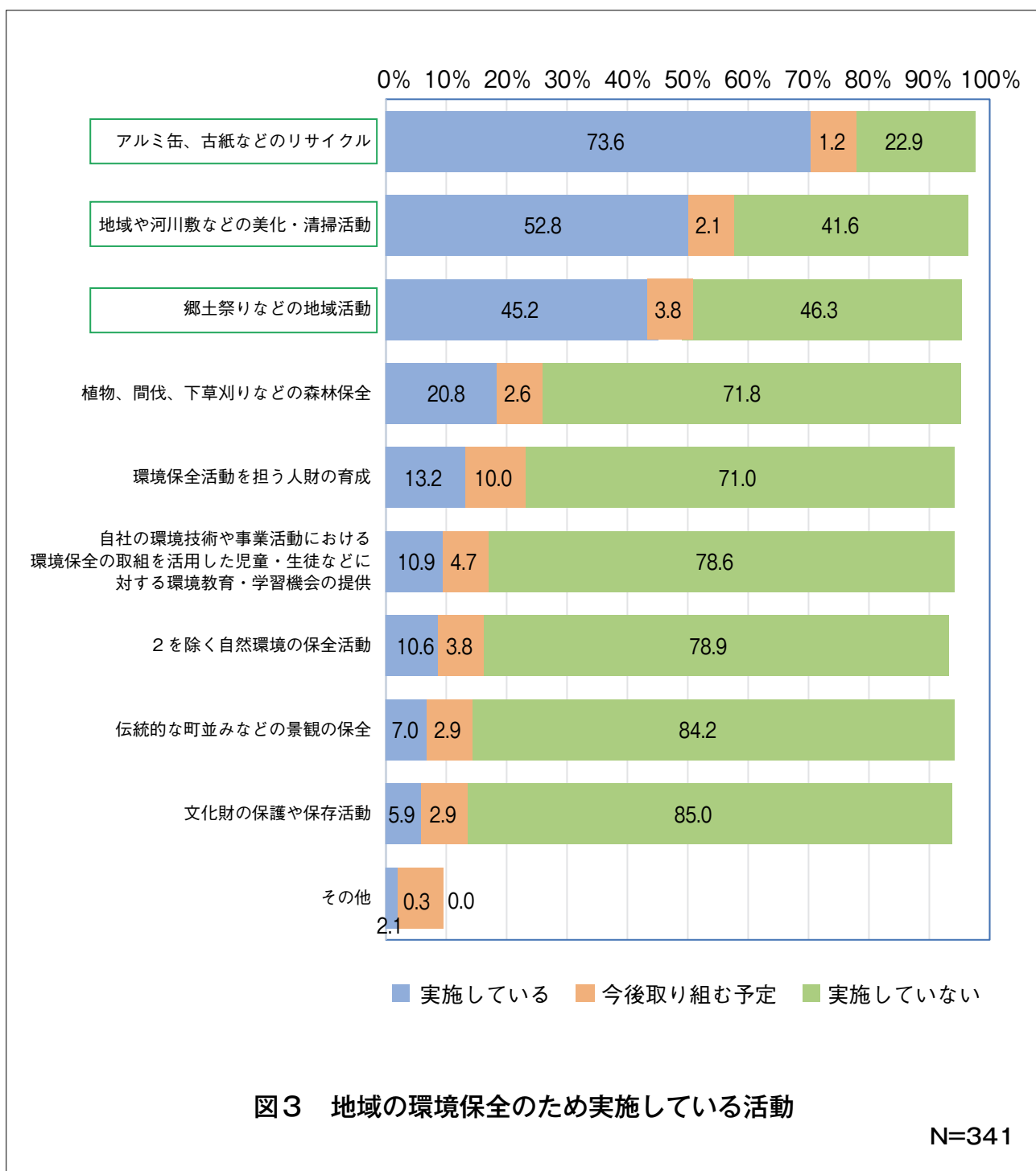
(3) 地域の環境保全のための活動

約7割の事業所が、地域の環境保全活動として「アルミ缶、古紙などのリサイクル」に取り組んでいます。

事業所における地域の環境保全の実施（参加や支援を含む）について尋ねたところ、「実施している」取組では、「アルミ缶、古紙などのリサイクル」が73.6%（前回70.0%）で最も多く、次に「地域や河川敷などの美化・清掃活動」52.8%（前回53.8%）、「郷土祭りなどの地域活動」45.2%（前回39.4%）となっています。

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケート結果と同順位となっています。

(図3)



(4) 事業活動の中で実践している環境配慮のための取組状況

約8割の事業所が、環境配慮のための取組として「休憩時間の全消灯や不要な照明はこまめに消すなど照明の適正な管理」を行っています。

事業活動の中で実践している環境配慮の取組状況について尋ねたところ、最も多かった取組は、「休憩時間の全消灯や不要な照明はこまめに消すなど照明を適正に管理している」で85.9%（前回90.9%）、次に「グリーン購入（再生紙、LED照明機器の環境負荷の少ない製品などの優先的な購入）を推進している」84.2%（前回69.7%）、「金属缶やガラスびんなどの分別回収によりリサイクルを推進している」83.0%（前回86.2%）となっており、前回（平成26年度）のアンケート結果では7番目となっていた「グリーン購入（再生紙、LED照明機器の環境負荷の少ない製品などの優先的な購入）を推進している」が2番目に高い取組となっています。

一方、今後取り組む予定として最も多かった取組は「低燃費、低公害の自動車を積極的に導入している」で42.5%（前回46.0%）、次に「従業員の環境教育に取り組んでいる」40.5%（前回42.2%）、「使い捨て製品（紙コップ、割り箸等）の使用や購入の抑制など事業所のごみの減量化に取り組んでいる」37.2%（前回31.6%）となっており、前回（平成26年度）のアンケート結果では5番目となっていた「使い捨て製品（紙コップ、割り箸等）の使用や購入の抑制など事業所のごみの減量化に取り組んでいる」が3番目に高い取組予定となっています。（図4）

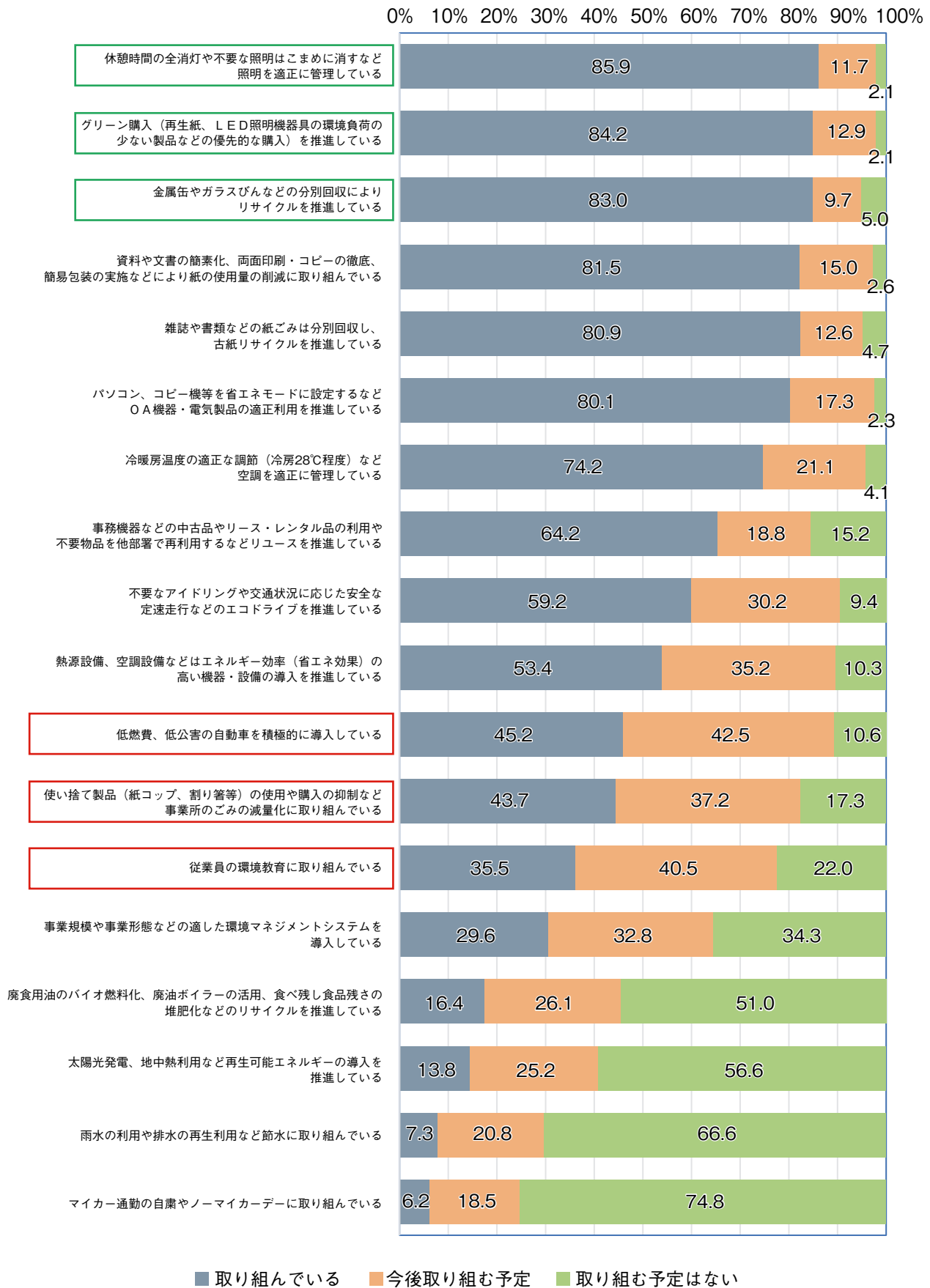


図4 環境配慮のための取組状況

N=341

(参考) 環境配慮のための取組状況と重要度の関係 (環境への取組に対して前向きに考えている事業者)
 横軸は取組状況、縦軸は重要度を表しています。

右 (上) へ向かうほど、取組 (重要度) の割合が高くなり、左 (下) へ向かうほど取組 (重要度) の割合が低くなります。なお、重要度は今回のアンケート調査に基づき整理した相対的なものです。

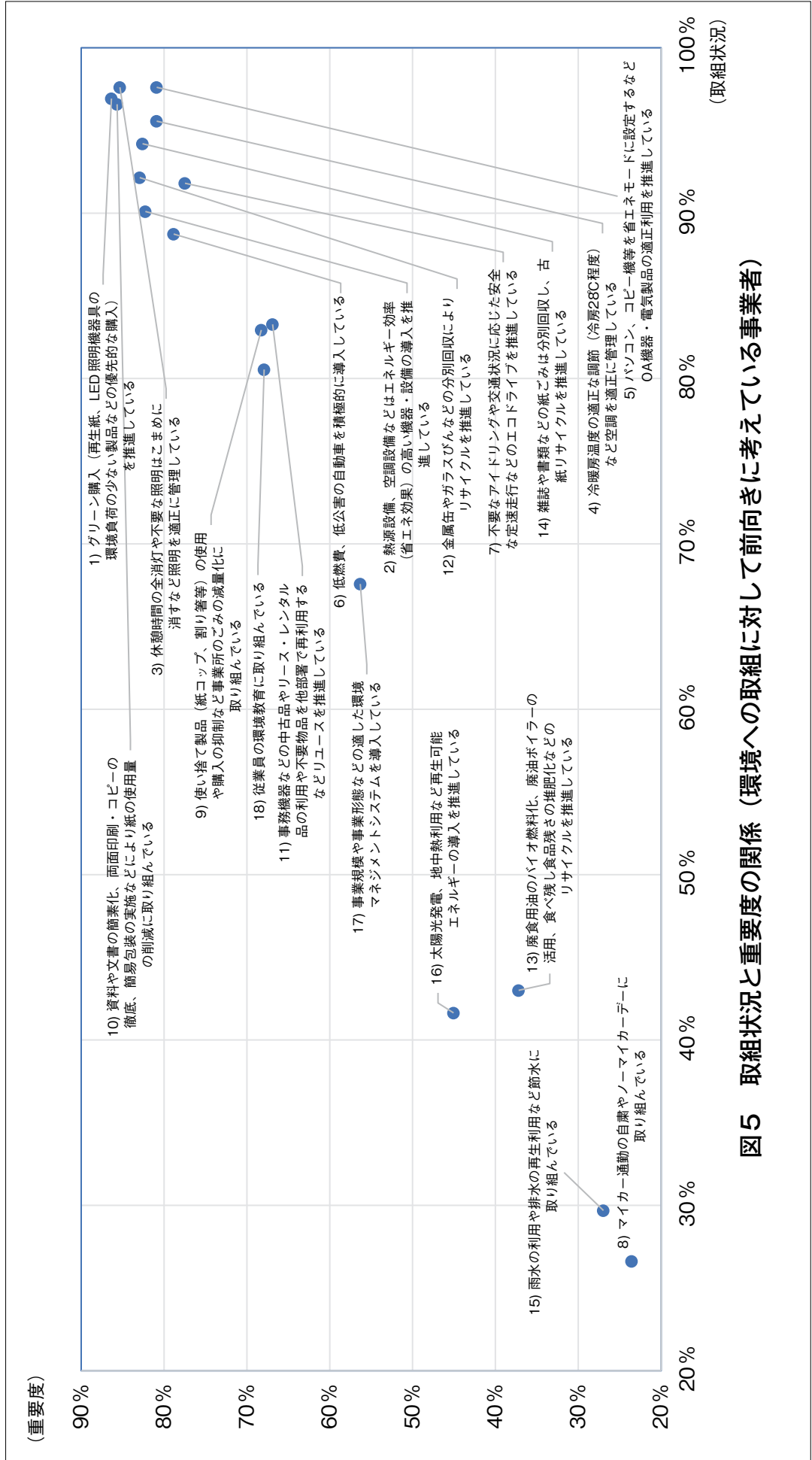


図5 取組状況と重要度の関係 (環境への取組に対して前向きに考えている事業者)

(5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法

① 関心度

環境に関する情報で特に関心が高いものは、「環境問題が生活に及ぼす影響」、「水や空気のきれいさなど地域の環境の現状」、「事業活動が環境に及ぼす影響」、「地球温暖化や酸性雨など地球環境問題の要因や現状」で、いずれも9割を超えています。

環境に関する情報に対する関心について尋ねたところ、「非常に関心がある」又は「ある程度関心がある」と回答した事業所が最も多かったのは、「環境問題が生活に及ぼす影響」が95.9%（前回93.5%）、次に「水や空気のきれいさなど地域の環境の現状」94.2%（前回95.7%）、「事業活動が環境に及ぼす影響」91.5%（前回93.1%）、「地球温暖化や酸性雨など地球環境問題の要因や現状」90.8%（前回90.1%）となっており、地域の環境の現状に関する情報、事業活動に伴う環境への影響や地球環境問題に関する情報についての関心が高くなっています。

なお、これらの上位4項目は関心があるとした割合が90%を超えており、前回（平成26年度）のアンケート結果と同様に、関心度が非常に高くなっています。（図6-1）

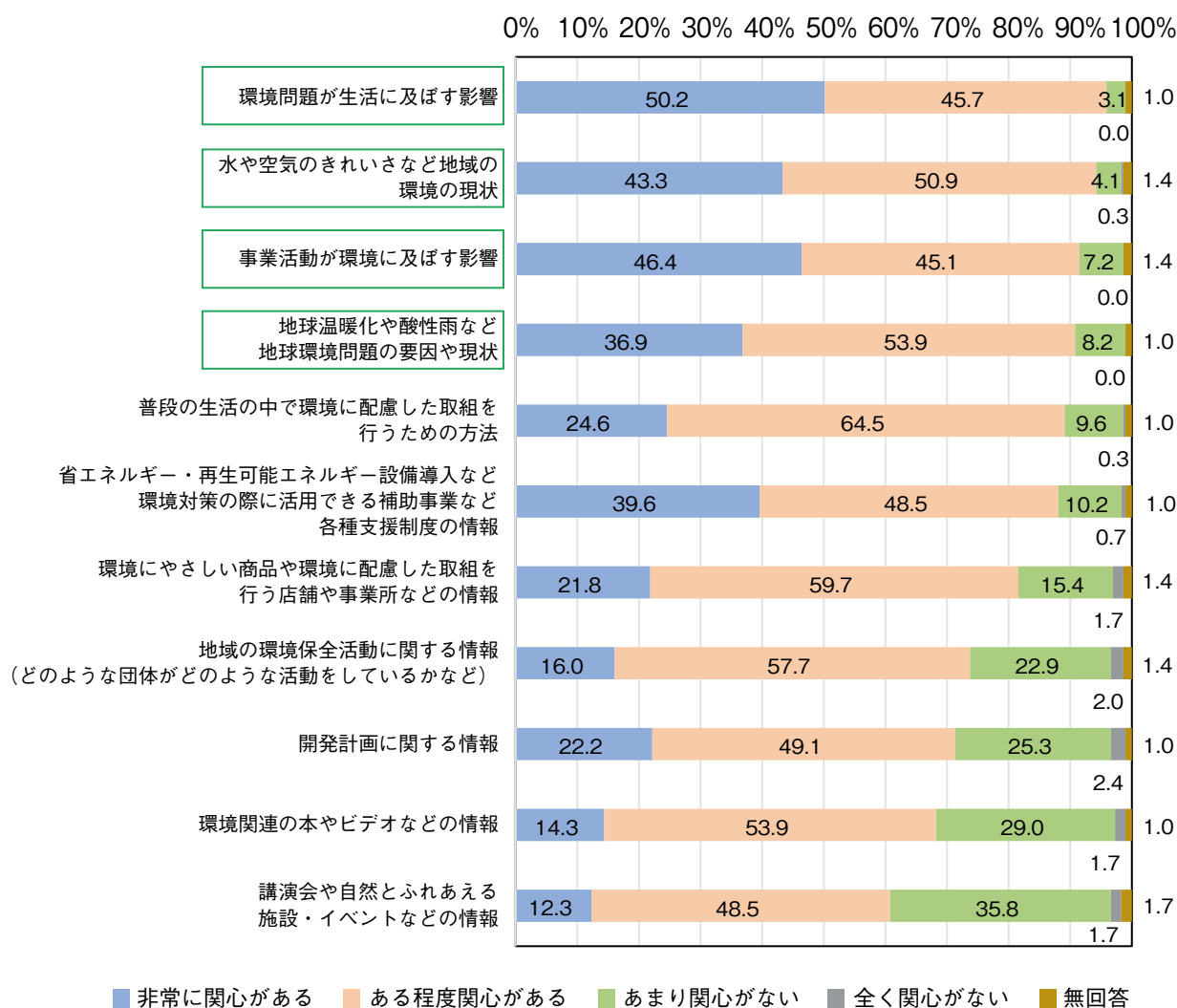


図6-1 環境に関する情報に対する関心度

N=341

② 入手方法

環境に関する情報の入手方法は、「新聞紙」が最も多くなっています。

環境に関する情報の入手方法を3つまで尋ねたところ、最も多かったのが「新聞紙」で59.0%（前回58.4%）、次に「同業他社、業界団体等」52.6%（前回42.5%）、「県や治自体が配布している広報紙、パンフレットなどの紙媒体」46.8%（前回45.3%）となっています。

なお、これらの上位3項目は、複数回答による回答総数（933件）の約57%（536件）を占めています。（図6-2）

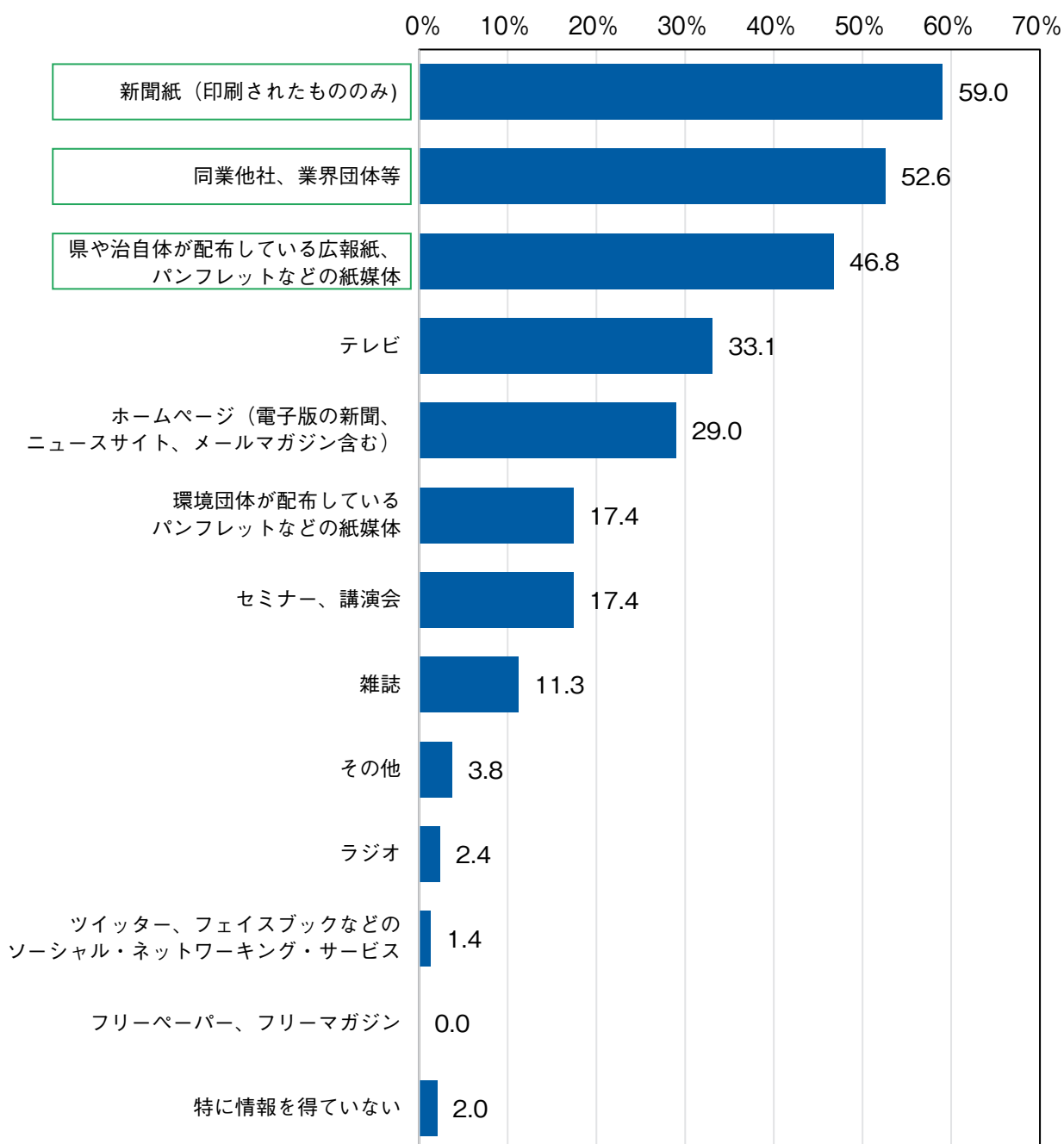


図6-2 環境に関する情報の入手方法（3つまでの複数回答）

N=341

(6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容

県が低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容として「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」が特に重要であると考えています。

青森県が、低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容について、特に重要であると思われるものを5つまで尋ねたところ、最も多かったのが「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」で58.0%（前回55.9%）、次に「廃棄物の発生抑制や再利用、リサイクルの取組促進」49.8%（前回49.4%）、「廃棄物の不適正処理、不法投棄に対する、監視・指導体制の強化」44.0%（前回47.2%）となっています。

なお、これらの上位3項目は前回（平成26年度）のアンケートと同順位となっており、複数回答による回答総数（1,567件）の約33%（514件）を占めています。（図7）

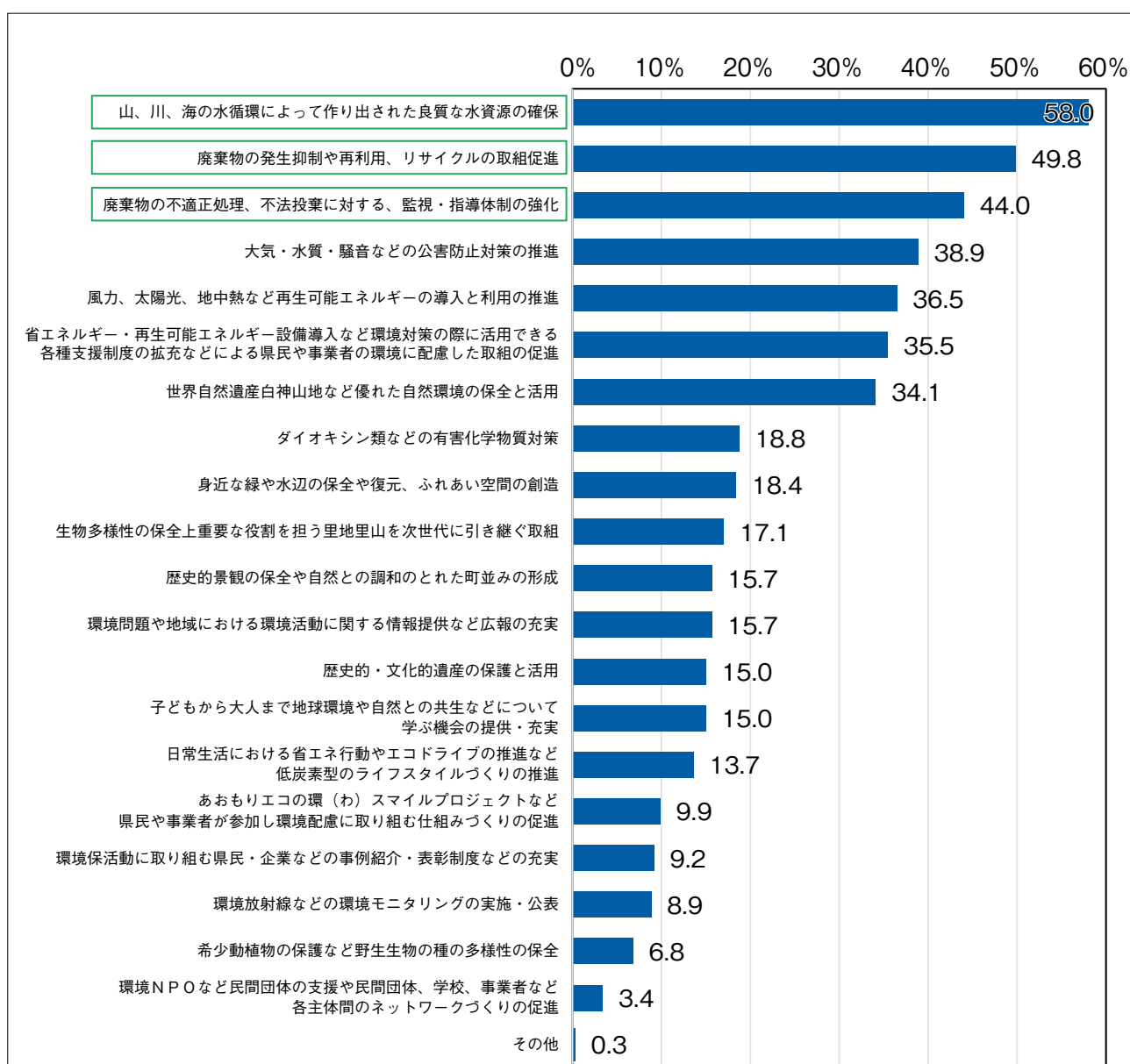


図7 県が低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容
(5つまでの複数回答)

N=341

6 総括的検証

調査の結果、事業者の現状や取組状況は次のとおりでした。

- (1) 環境の担当部署又は担当者の設置状況では、依然として5割を超える事業所に担当者が配置されていないこと（※1）。
- (2) 環境への取組と企業活動の在り方についての考え方では、約7割の事業者が環境への取組は企業の社会的責任の一つであると認識していること（※1、2）。
- (3) 地域の環境保全のための活動では、約7割の事業所が、地域の環境保全活動として「アルミ缶、古紙などのリサイクル」に取り組んでいる（※1）こと。
- (4) 事業活動の中で実践している環境配慮のための取組状況では、約8割の事業所が、「休憩時間の全消灯や不要な照明はこまめに消すなど照明の適正な管理」（※1）を行っており、今後取り組む予定として約4割の事業所が「低燃費、低公害の自動車を積極的に導入している」を選択していること。
- (5) 環境に関する情報に対する関心度や入手方法では、最も関心度が高かったのは、「環境問題が生活に及ぼす影響」（※3）で、環境に関する情報の入手方法で最も多かったのは、「新聞紙」である（※2）こと。
- (6) 低炭素・循環型社会、自然共生社会の形成に向けて取り組むべき内容として特に重要であると思われるものは、「山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源の確保」（※4）が最も多いこと。

なお、いずれの項目も平成26年度に実施した前回調査と同様の項目がほぼ同じ割合で選択されていました。

○これらのことから、第5次青森県環境計画の次の施策が引き続き求められており、事業者アンケート結果を反映しながら、継続して取り組んでいく必要があります。

- ※1 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり
- ※2 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり
- ※3 子どもから大人まで環境配慮に取り組む人づくり
- ※4 健全な水循環の確保・水環境の保全

3 第5次青森県環境計画取組状況等点検結果の概要

(1) 総括評価

第5次計画では、2030年までに青森県がめざす姿を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」として取り組んできましたが、点検・評価の結果、ごみの減量、リサイクル率や温室効果ガス排出量削減などの一部施策で取組の遅れは見られるものの、おおむね目標値に向かって施策が進められています。

2019年度からスタートした本県の行政運営の基本方針である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」においても、2030年のめざす姿を「自然と共生する暮らし、持続可能な低炭素・循環型社会、環境にやさしい青森県民」としていることから、次期計画では、第5次計画の施策ごとの状況を踏まえながら、県民一人ひとりの環境問題への意識を更に高め、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一丸となって持続的に取り組んでいく必要があります。

なお、モニタリング指標については、目標の達成状況等により、実態にそぐわなくなっていると認められるものがあることから、一部見直しが必要です。

(2) 政策・施策ごとの状況

【政策1】 健やかな自然環境の保全と創造

① 「施策1 健全な水循環の確保・水環境の保全」

本県の水環境は、公共用水域（河川、湖沼、海域）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）達成率が90%を超える割合で推移しており、おおむね良好な状態にあります。一方、汚水処理人口普及率（80%）は目標値（令和7年度88%以上）及び全国平均（90.9%）と比較して低い状況にあることから、施設整備による汚水処理対策を促進していく必要があります。

② 「施策2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進」

県内の国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込者数及び県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数とも利用状況は横ばいの傾向にあり、自然環境の保全と適切な利用の両立を図っていくためには、ガイドの育成、観光・交通と一体となった受入態勢の整備とともに、本県の自然環境の価値や魅力を効果的に情報発信していく必要があります。

③ 「施策3 森林の保全と利用」

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止など多くの多面的機能を有し、私たちの生活と深くかかわっていることから、健全な森林の育成・保全が求められているところであり、引き続き適切な森林管理を図っていく必要があるほか、松くい虫やナラ枯れ被害の防除対策を継続していく必要があります。

④ 「施策4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進」

里地里山や農山漁村の保全のため、ビオトープの整備、エコファーマーや特別栽培農産物などの「環境にやさしい農業」、グリーン・ツーリズム及び農業生産基盤整備を契機とした「環境公共」などに取り組んでおり、引き続きこれらの取組を一層推進する必要があります。

⑤ 「施策5 野生動植物の保護・管理」

野生動物の適切な保護・管理を行っていくためには、保護管理計画の策定とともに、被害

防除対策の担い手となる狩猟者の確保・育成が重要であることから、引き続き、保護管理計画の策定及び計画に基づく捕獲の推進、狩猟に関する普及啓発、狩猟者の確保・育成を推進する必要があります。

⑥ 「施策6 世界自然遺産白神山地の保全と活用」

白神山地及び周辺施設への入込者数は減少傾向にあるものの、本県への外国人観光客は増加傾向にあることから、外国人観光客向けに白神山地の魅力発信を行う必要があります。

また、白神山地ビジターセンターの入館者数も減少傾向にあることから、同センターの展示コンテンツを強化する必要があります。

⑦ 「施策7 温泉の保全」

温泉掘削、動力装置、採取等の許可及び立入調査を行い、温泉湧出量の影響や安全性の確保に努めていますが、引き続き、温泉の適正利用と温泉資源の保全を図っていく必要があります。

【政策2】 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

① 「施策1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造」

1人当たりの都市公園等面積及び農林漁業体験民宿宿泊者数は増加傾向にあり、身近に緑や水にふれあえる生活環境の整備が図られてきているところですが、引き続き整備を推進するとともに、緑づくりに係る県民等の主体的な参加を推進するため、継続的な情報発信を行っていく必要があります。

② 「施策2 良好な景観の保全と創造」

良好な景観の保全・形成のために、法や条例による規制を行うとともに、「景観の日」を中心とした普及啓発事業に取り組んでおり、引き続き景観づくりの推進のため、これらの取組のほか、次世代を担う子供たちへの啓発に取り組んでいく必要があります。

③ 「施策3 歴史的・文化的遺産の保護と活用」

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けたさまざまな普及啓発活動に取り組むとともに、歴史的・文化的遺産である建造物、遺跡、文化財及び伝統芸能などの保存の取組が推進されていますが、引き続きこれらの歴史的・文化的遺産に関する保全や調査研究及び県内外への情報発信を行っていく必要があります。

【政策3】 県民みんなでチャレンジする循環型社会づくり

① 「施策1 県民総参加による「もったいない」意識で取り組む3Rの推進」

県民1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率ともに着実に改善しています。一方、全国値との比較では下位にあるため、「もったいない・あおり県民運動」の継続による古紙リサイクルや生ごみ及び事業系食品ロス対策などの取組を促進していく必要があります。

② 「施策2 資源循環対策の推進」

産業廃棄物のリサイクル推進のため、リサイクル製品の認定、建設廃棄物等のリサイクルや下水汚泥のリサイクルに取り組んでいますが、下水汚泥のリサイクル率が減少に転じたことから、引き続きリサイクルの推進や稲わら、未利用間伐材、ホタテの貝殻など未利用資源の活用のための取組を推進していく必要があります。

③ 「施策3 廃棄物の適正処理の推進」

産業廃棄物の不法投棄などの状況は、年々悪質・巧妙化しており早期解決が困難になってきています。産業廃棄物の発見件数に対する解決件数は近年おおむね50%前後で推移してお

り、目標の3割を超えている状況ですが、依然として不法投棄や不適正処理が後を絶たないことから、排出事業者や処理業者に対する立入調査や監視活動を継続していく必要があります。

【政策4】安全・安心な生活環境の保全

① 「施策1 大気環境の保全」

本県の大気環境は、光化学オキシダントを除く大気環境基準の達成率について、おおむね環境基準を達成しています。

② 「施策2 静けさのある環境の保全」

本県の騒音の状況は、自動車騒音、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音について、一部地域で環境基準の超過が見られるものの、おおむね良好な状態で推移しています。

③ 「施策3 地盤・土壌環境の保全」

本県の地盤環境について、青森、八戸、弘前地区で沈下量や地下水位の調査を実施しており近年は横ばい傾向にあります。

④ 「施策4 化学物質対策の推進」

環境中（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌）のダイオキシン類濃度はいずれも環境基準値未満です。

⑤ 「施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進」

酸性雨のモニタリング調査を実施した結果、全国と同様、県内でも酸性雨が観測されています。

⑥ 「施策6 環境放射線対策の推進」

県内24か所での空間放射線量率の測定・公表、原子力施設周辺環境試料中の放射能測定を行っており、環境放射線モニタリング結果については、専門家等の評価・確認を経て、新聞やホームページで公表しています。

⑦ 「施策7 環境影響評価の推進」

環境影響評価対象事業となる開発事業について、必要な手続きの指導を行うとともに、ホームページで情報提供を行っています。

⑧ 「施策8 公害苦情・紛争処理の推進」

関係機関と連携し、公害苦情に対して適切かつ迅速に対応しています。県内の公害苦情は年間500件前後となっていますが、減少傾向にあります。

【政策5】暮らしと地球環境を守る低炭素社会づくり

① 「施策1 環境にやさしく効率の良い省エネルギー型の社会づくり」

本県の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災以降の火力発電の増加によって化石燃料消費量が増えたことなどにより、一時増加傾向にありましたが、現在は減少傾向にあります。しかしながら、本県における温室効果ガス削減目標の達成のために、県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくなど、低炭素社会づくりの推進を図るための取組を継続していく必要があります。

② 「施策2 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入推進」

温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用を図るためのモデル事業や設備導入支援を行ってきたところであり、引き続き、省エネ技術や木質バイオマスエネルギーなどの普及啓発を図っていく必要があります。

【政策6】社会全体で環境配慮に取り組む人づくりと仕組みづくり

① 「施策1 子どもから大人まで環境配慮に取り組む人づくり」

環境出前講座の受講者数が3,000人前後で推移していること、環境教育の全体計画作成や環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合が増加傾向にあることから、環境教育の取組が図られてきているところですが、環境教育の担い手となる環境教育専門員数が横ばい及び高齢化の状況にあることから、環境配慮の取組を実践できる人財を育成するための取組を行っていく必要があります。

② 「施策2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり」

県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくための取組として、省エネ活動などの「見える化」を図るため、エコキャラバンやエコ活に取り組んできたところであり、引き続き、「もったいない・あおもり県民運動」の一環として、県民、事業者、学校・団体が連携した「あおもりエコの環（わ）スマイルプロジェクト」を展開し、普及啓発に努めていく必要があります。

③ 「施策3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり」

ホームページや広報紙、メールマガジンなどを通じて様々な情報を提供してきましたが、県民や事業者などに環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した自主的な取組を促進していくためには、多様な情報が整理され、分かりやすく提供されることが重要であります。

4 第5次青森県環境計画重点施策取組状況等点検結果の概要

(1) 総括評価

点検・評価の結果、自然との共生と健全な水循環については、「ふるさと水辺サポーター制度」によるボランティア活動の推進、公共用水域・地下水の常時監視、特定事業所への立入検査による公共用水域の水質悪化防止対策の推進等により、良質な環境が確保されていますが、本県の豊かな自然や健全な水循環が脅かされることのないよう、今後も、山・川・海を一体的に捉え、森林の保全・活用、水質保全対策に取り組んでいく必要が認められます。

また、ごみの減量、リサイクル率、温室効果ガス排出量に係る施策や、環境教育の担い手となる人づくり・仕組みづくり等については、今後も一層取り組んでいく必要があります。

なお、2019年度からスタートした本県の行政運営の基本方針である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」では、「環境分野」の目標を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会」とし、その実現のための政策として、

- 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり
- 県民みんながチャレンジする低炭素・循環型社会づくり
- あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり

を掲げていますが、これらは、第5次計画における重点施策の方向性と一致しており、次期計画において更に取り組むべき政策課題にも合致しています。

次期計画においては、これらを踏まえ、重点的または部局横断的に取り組むべき重点施策を設定することが適当です。

(2) 重点施策ごとの評価

【重点施策1】自然との共生と健全な水循環の確保

高性能林業機械の導入や路線網整備等による森林整備、企業による森づくりに係る協定の締結、身近な水辺を守るためのボランティア活動を行う「ふるさと水辺サポーター制度」登録数の増加等、行政・事業者・地域住民等の各主体による取組が展開され、「ふるさとの森と川と海保全地域の河川におけるBODの環境基準達成率」は全国値を上回る96.4%を維持し、良好な状態を保っています。

また、公共用水域、地下水の常時監視、特定事業場への立入検査などによる公共用水域の水質防止対策に取り組み、「公共用水域（海域）のCODの環境基準達成率」は、90%を超える値で推移しています。

一方、スキルアップのための技術研修会、「エコ農学校」の開催等により、環境にやさしい農業の取組拡大に取り組みましたが、担い手の減少や高齢化等により、化学合成農薬や化学肥料の使用を低減した「青森県認証特別栽培農作物」の取組面積は微増に留まりました。

本県の豊かな自然と健全な水環境を確保していくため、今後も不適切な土地開発や人口減少に伴う里地里山の荒廃などに伴う自然環境の悪化、河川や湖沼の水質悪化等が生じないように、山・川・海を一体的に捉えた森林の保全・活用や水質保全対策に取り組んでいく必要があります。

【重点施策2】県民総参加による低炭素・循環型社会づくりの推進

「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、生活系ごみや事業系ごみの3Rの推進に取り

組むとともに、「エコの環（わ）スマイルプロジェクト」を展開し、家庭や事業所における省エネルギーの取組の普及啓発を行いました。県民1人1日当たりのごみの排出量及びリサイクル率は全国下位に低迷しているとともに、温室効果ガス排出量の削減も目標達成に向け更なる取組強化が求められています。

そのため、低炭素・循環型社会づくりに向けて、県民、事業者等のあらゆる主体の参加による取組を継続していく必要があります。

【重点施策3】子どもから大人まで青森県の環境を守り・つなぐ人づくりと仕組みづくり

環境出前講座、県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターにおける自然体験事業などにより、県民に対する環境教育・学習を推進し、「環境出前講座等受講者数」は毎年3,000人前後に上ったほか、環境教育の全体計画作成や環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合は増加傾向にあります。

しかし、環境教育の担い手となる人財や環境教育に取り組むNPO団体数は横ばいとなっており、担い手を育てるための取組や仕組みづくりに、より一層、取り組んでいく必要があります。

5 第6次青森県環境計画の策定経過

| 年月日 | 内 容 |
|-------------------------|---|
| 平成31年1月～2月 | 第6次青森県環境計画策定に係る県民等意識調査 |
| 平成31年3月～4月 | 第5次青森県環境計画に係る取組状況等の点検 |
| 平成31年4月26日 | 第1回第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議（策定方針の検討） |
| 令和元年5月31日 | 第1回第6次青森県環境計画策定検討有識者会議（策定方針の検討） |
| 令和元年7月25日 | 第2回第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議（骨子案の検討） |
| 令和元年9月13日 | 第2回第6次青森県環境計画策定検討有識者会議（骨子案の検討） |
| 令和元年10月16日 | 第3回第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議（素案の検討） |
| 令和元年11月8日 | 第3回第6次青森県環境計画策定検討有識者会議（素案の検討） |
| 令和元年11月29日～ 令和2年1月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・あおり県民政策提案制度実施要綱に基づき、第6次青森県環境計画（素案）についてパブリック・コメントを実施 ・第6次青森県環境計画（素案）について市町村に意見照会 |
| 令和元年12月23日 | 第33回青森県環境審議会（第6次青森県環境計画（素案）の報告） |
| 令和2年2月14日 | 第34回青森県環境審議会（第6次青森県環境計画（案）の諮問・答申） |
| 令和2年3月 | 計画策定 |

6 青森県環境審議会委員名簿

(五十音順、令和2年3月1日現在)

| 氏名 | 職業又は団体等における役職 | 備考 |
|---------|--------------------------|-----|
| 阿部 敏之 | 弘前大学大学院理工学研究科 教授 | |
| 鮎川 恵理 | 八戸工業大学工学部 准教授 | |
| 猪股 克彦 | 白神山地ビジターセンター解説員 | |
| 岩間 たつ子 | 青森県交通安全母の会連合会 副会長 | |
| 大津 千鶴子 | 一般社団法人青森県建築士会 会員 | |
| 大宮 千恵子 | 青森県漁協女性組織協議会 理事 | |
| 葛西 恵子 | 青森県旅館ホテル生活衛生同業組合 女性部長 | |
| 加藤 千尋 | 弘前大学農学生命科学部 助教 | |
| 鎌田 亮 | 北里大学獣医学部 准教授 | |
| 川本 清 | 八戸工業大学基礎教育研究センター長 教授 | 副会長 |
| 今 京子 | 公募 | |
| 齊藤 弘子 | 青森大学薬学部 教授 | |
| 佐藤 巧 | 元日本地質学会 会員 | |
| 佐藤 美華子 | 弘前地方森林組合 総務課長 | |
| 島口 天 | 県立郷土館 学芸主幹 | |
| 鈴木 拓也 | 八戸工業大学工学部 准教授 | |
| 関下 斉 | 日本野鳥の会青森県支部 支部長 | |
| 田中 美智子 | 特定非営利活動法人青森県消費者協会 理事 | |
| 塚本 剛也 | 公募 | |
| 藤 公晴 | 青森大学社会学部 教授 | 会長 |
| 鳴海 富美子 | 自然観察指導員 | |
| 西村 美八 | 八戸学院大学健康医療学部 准教授 | |
| 橋本 幸雄 | 一般社団法人青森県猟友会 会長 | |
| 橋本 礼子 | 青森県商工会女性部連合会 副会長 | |
| 長谷河 亜希子 | 弘前大学人文社会科学部 准教授 | |
| 前田 愛子 | 十和田八甲田地区パークボランティア連絡会 副会長 | |
| 松山 信彦 | 弘前大学農学生命科学部 准教授 | |
| 村上 秀一 | 公益社団法人青森県医師会 副会長 | |
| 村上 洋一 | 青森県公衆浴場業生活衛生同業組合員 | |
| 山田 昌子 | 一般社団法人青森県ユネスコ協会 副会長 | |
| 山谷 詠子 | 青森県食生活改善推進員連絡協議会 会長 | |

7 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議設置要綱

(設置)

第1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年12月青森県条例第43号）第10条の規定に基づく青森県環境計画の策定に係る検討を行うため、学識経験者等を委員とする第6次青森県環境計画策定検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 有識者会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 第5次青森県環境計画に掲げられた施策の推進状況等に関する検証
- (2) 第6次青森県環境計画案の検討

(組織)

第3 有識者会議は、委員7人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等から知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第4 有識者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議の会議は、環境生活部長が招集する。

2 議長は、必要と認める者に対して、有識者会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

8 第6次青森県環境計画策定検討有識者会議委員名簿

(平成31年4月11日現在)

| 分野 | 氏名 | 役職名 | 備考 |
|------|------|---------------------|----|
| 自然環境 | 鈴木拓也 | 八戸工業大学工学部土木建築工学科准教授 | |
| | 進藤順治 | 北里大学獣医学部教授 | |
| 生活環境 | 阿部敏之 | 弘前大学大学院理工学研究科教授 | |
| | 田中桂子 | 有限会社ローズリー資源代表取締役 | |
| 快適環境 | 河村信治 | 八戸工業高等専門学校総合科学教育科教授 | |
| 地球環境 | 渋谷拓弥 | 青森県地球温暖化防止活動推進センター長 | |
| 環境教育 | 藤公晴 | 青森大学社会学部教授 | 議長 |

9 第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年12月青森県条例第43号）第10条の規定に基づき第6次青森県環境計画を策定するに当たり、計画案の検討等を行うため、第6次青森県環境計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2 連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 第6次青森県環境計画案の検討
- (2) その他第6次青森県環境計画の策定に必要な事項の検討

(構成員)

第3 連絡会議は、別表に掲げる課（以下「関係課」という。）の長が指名する関係課所属職員により構成する。

2 連絡会議の議長は、環境生活部環境政策課長を持って充てる。

3 議長は、必要に応じて、第1項による構成員以外の者を連絡会議の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第4 連絡会議の会議は、環境生活部環境政策課長が招集する。

(庶務)

第5 連絡会議の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は環境生活部環境政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（要綱第3関係）

| 部局等 | 課名 | 部局等 | 課名 |
|-------|---------|------------|------------|
| 総務部 | 財政課 | 県土整備部 | 監理課 |
| 企画政策部 | 企画調整課 | 危機管理局 | 防災危機管理課 |
| 環境生活部 | 県民生活文化課 | 観光国際戦略局 | 観光企画課 |
| 健康福祉部 | 健康福祉政策課 | エネルギー総合対策局 | エネルギー開発振興課 |
| 商工労働部 | 商工政策課 | 教育庁 | 教育政策課 |
| 農林水産部 | 農林水産政策課 | 警察本部 | 総務室総務事務推進課 |

10 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

平成8年12月24日

青森県条例第43号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針（第九条）

第二節 環境計画（第十条）

第三節 環境の保全及び創造のための施策等（第十一条—第二十三条）

第四節 地球環境の保全の推進等（第二十四条・第二十五条）

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進（第二十六条—第二十九条）

附則

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁している。また、原生的なブナ林に覆われた世界遺産である白神山地をはじめとした緑の山々、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など豊かで美しい自然に恵まれている。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできた。私たちは、各地で存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、資源やエネルギーの大量消費と大量の廃棄物を伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、大気、水、そして土壌の汚染をはじめとする様々な問題をもたらし、私たちの生活の安全性を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

このような状況の中、私たちは、ふるさとに残る豊かで美しい自然とそのもたらす恵沢を後世に伝えていく責務を負っている。このため、すべての県民の参加と連携により、私たちの日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を目指し、さらには地球的規模の環境問題への地域からの取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破

壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本県の地域特性を生かし、人と自然との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の参加と公平な役割分担の下に、すべての者が環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第五条 削除

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（青森県環境白書）

第八条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした青森県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 四 身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。
- 五 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- 六 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第二節 環境計画

(環境計画)

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

2 環境計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する目標
- 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- 三 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- 四 その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 知事は、環境計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全及び創造)

第十六条 県は、潤いと安らぎのある環境を保全し、及び創造するため、緑と水に親しむことのできる生活空間の整備、美しい自然景観をはじめとする優れた景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用（以下「資源の循環的な利用等」という。）が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境管理の促進)

第十八条 県は、事業者が行う環境管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十九条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供す

るものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第二十二條 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(放射性物質による大気汚染等の防止についての配慮)

第二十三條 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止について特に配慮するものとする。

第四節 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第二十四條 県は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する調査、研究、情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に資する行動計画)

第二十五條 知事は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための計画を定め、その普及及び啓発を行うとともに、これに基づく行動が推進されるようにしなければならない。

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十六條 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

第二十七條 県は、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を行う場合には、これを支援するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十八條 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十九條 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (抄)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

青森県環境生活部環境政策課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話：017-722-1111（代表）

電子メールアドレス：kankyo@pref.aomori.lg.jp

[あおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」](http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html)

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html>

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



この印刷物は、350部作成し、企画から印刷までの作成経費は1部当たり2,420円です。